

Urban Location Optimization Plan

一戸町 立地適正化計画

令和8年6月



目次

第1章 立地適正化計画の概要	1
第1節 計画の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画対象区域	2
第4節 目標年次	2
第2章 一戸町の現況	3
第1節 人口	3
第2節 土地利用	19
第3節 法規制状況	21
第4節 都市交通	27
第5節 都市機能	32
第6節 経済活動	35
第7節 災害	39
第8節 地価	54
第9節 財政	56
第3章 都市の課題	58
第1節 上位関連計画の整理	58
第2節 将来の見通し	73
第3節 分野別課題の整理	74
第4節 解決すべき課題の抽出	77
第4章 立地適正化計画の基本的な方針等	78
第1節 まちづくりの方針（ターゲット）	78
第2節 目指すべき都市の骨格構造の検討	79
第3節 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討	81
第5章 居住誘導区域の設定	83
第1節 居住誘導区域の基本的な考え方	83
第2節 一戸町における居住誘導区域設定の基本的な考え方	84
第3節 居住誘導区域設定の流れ	85
第4節 検討項目ごとの重みづけ（点数化）の結果	87
第5節 居住誘導区域の候補となる区域の抽出	98
第6節 住宅の立地が見込めない区域	101
第7節 災害危険性のある区域	102
第8節 居住誘導区域の設定	112
第9節 重点居住エリアの検討	113
第6章 都市機能誘導区域の設定	115
第1節 都市機能誘導区域の基本的な考え方	115
第2節 都市機能誘導区域設定の流れ	116
第3節 都市機能誘導区域の設定	119

第7章 誘導施設の設定	122
第1節 誘導施設の基本的な考え方	122
第2節 誘導施設の設定	122
第3節 誘導施設	127
第8章 誘導施策	129
第1節 法に基づく施策	129
第2節 国による支援措置	129
第3節 一戸町が進める誘導施策	130
第9章 地域生活拠点の設定	133
第1節 地域生活拠点の考え方	133
第2節 地域生活拠点の現況整理	133
第3節 地域生活拠点の範囲検討	142
第4節 地域生活拠点のまちづくりの方針	151
第10章 防災指針	152
第1節 防災指針とは	152
第2節 防災指針策定の流れ	152
第3節 災害ハザード情報の整理	153
第4節 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出	154
第5節 防災まちづくりに向けた課題	164
第6節 防災まちづくりの将来像・取組方針の検討	167
第7節 具体的な取組の検討	169
第11章 目標値と評価方法の設定	172
第1節 目標値の設定	172
第2節 評価方法の設定	175
第3節 その他取り組むべき事項	176
資料	177

第1章 立地適正化計画の概要

第1節 計画の背景と目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、急激な人口減少と少子高齢化を背景として、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。こうした中、平成26年（2014年）8月の都市再生特別措置法改正により、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする誰もが公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる、持続可能なまちづくりをするための計画（立地適正化計画）に関する制度が創設されました。

一戸町においても、人口減少・少子高齢化の傾向にあり、人口規模や経済規模に見合ったまとまりある市街地を形成し、介護福祉・子育て支援・医療・商業等の都市機能が集積した、生活利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

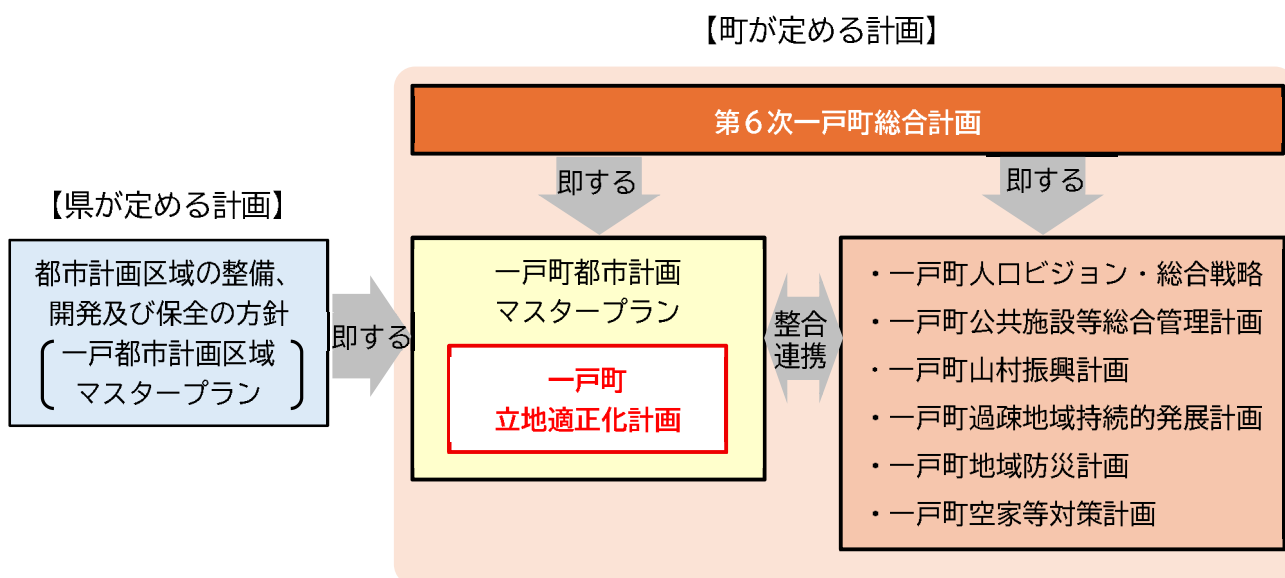
そのため、一戸町都市計画マスタープランに基づき、それぞれの特性を踏まえた拠点間を公共交通等のネットワークで結ぶことで持続可能なまちの実現を目指す「一戸町立地適正化計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、都市全体の観点から、居住機能や介護福祉・子育て支援・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画です。

したがって、第6次一戸町総合計画や都市計画区域マスタープラン等の上位計画に即した計画であるとともに、多様な分野や主体との連携が必要になります。

図 計画の位置づけ



第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき、一戸町の都市計画区域全域を対象とします。

ただし、一戸町においては都市計画区域が行政区域の一部に限られており、町全体を見渡す観点から、都市計画区域外を含めて検討を行います。

計画の対象区域	都市計画区域全域
---------	----------

第4節 目標年次

本計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、令和 27 年（2045 年）を目標年次とします。

目標年次	令和 27 年（2045 年）
------	-----------------

第2章 一戸町の現況

第1節 人口

1. 総人口・総世帯数

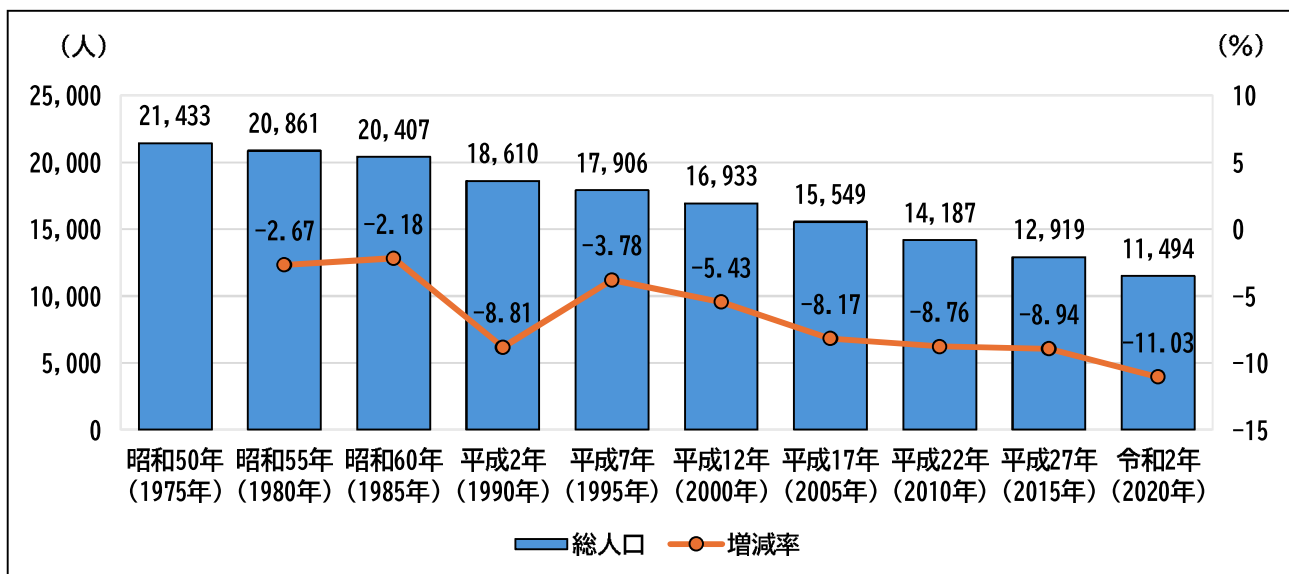
- 総人口は一貫した減少傾向
- 総世帯数は昭和60年（1985年）をピークに長期的に見ると減少傾向
- 世帯あたり人員は一貫した減少傾向

- 令和2年（2020年）における一戸町の総人口は11,494人であり、昭和50年（1975年）の21,433人から9,939人の減少となっています。
- 令和2年（2020年）における一戸町の総世帯数は4,574世帯であり、昭和50年（1975年）以降、長期的に見ると減少傾向で推移しています。
- 世帯あたり人員は昭和50年（1975年）の4.10人／世帯から減少傾向で推移しており、令和2年（2020年）の2.51人／世帯まで減少しています。

図表 総人口の推移

	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口 (人)	21,433	20,861	20,407	18,610	17,906	16,933	15,549	14,187	12,919	11,494
増減率 (%)	-	-2.67	-2.18	-8.81	-3.78	-5.43	-8.17	-8.76	-8.94	-11.03

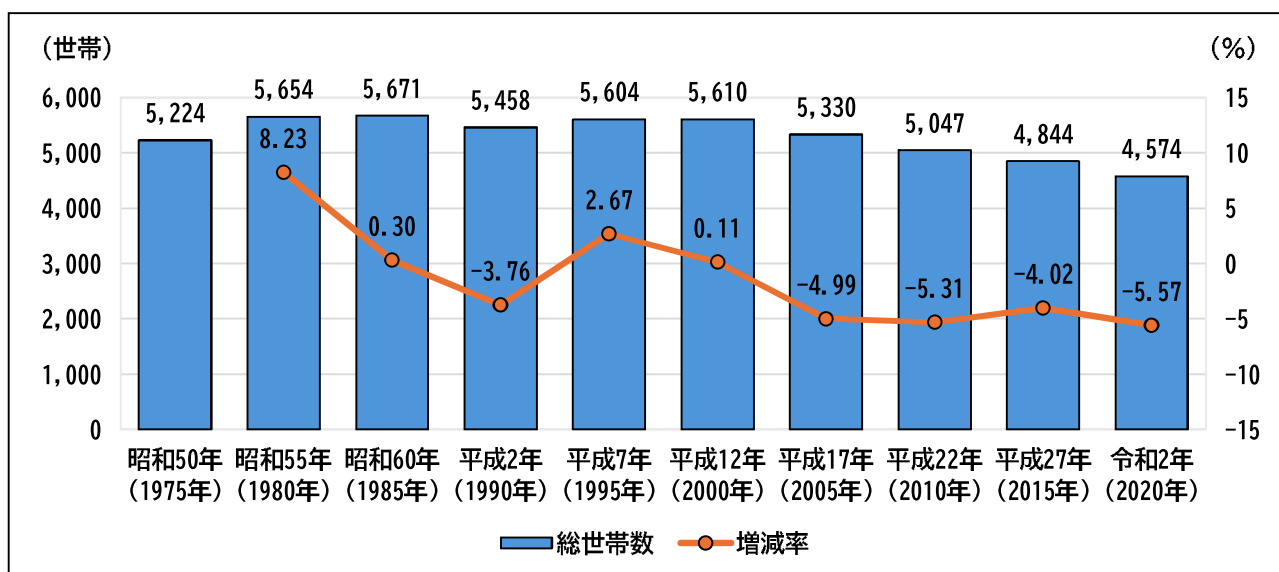
出典：国勢調査



図表 総世帯数の推移

	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総世帯数 (世帯)	5,224	5,654	5,671	5,458	5,604	5,610	5,330	5,047	4,844	4,574
増減率 (%)	-	8.23	0.30	-3.76	2.67	0.11	-4.99	-5.31	-4.02	-5.57
世帯あたり人員 (人/世帯)	4.10	3.69	3.60	3.41	3.20	3.02	2.92	2.81	2.67	2.51

出典：国勢調査



2. 年齢別人口

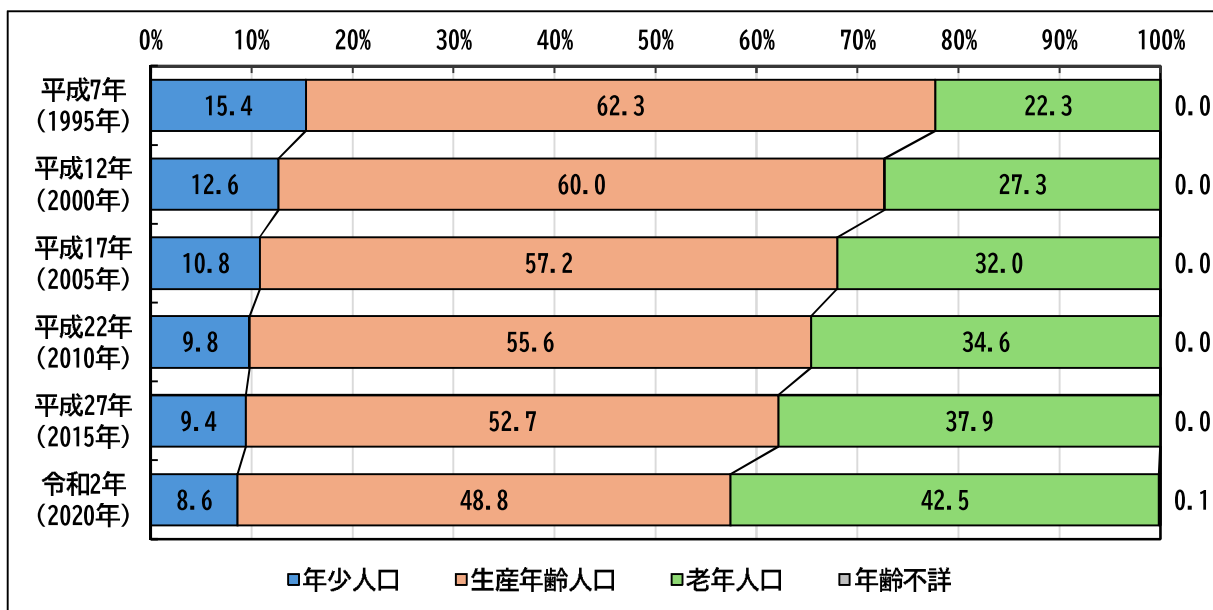
- 年少人口、生産年齢人口はともに減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行
- 高齢化率は一貫した増加傾向

- 令和2年(2020年)の年少人口は987人(8.6%)、生産年齢人口は5,612人(48.8%)、老年人口は4,881人(42.5%)となっています。
- 平成7年(1995年)以降、年少人口、生産年齢人口が減少する一方、老年人口は1.2倍以上に増加しており、高齢化率も一貫して増加しています。
- 岩手県(令和2年)の老年人口と比較すると、一戸町の老年人口の構成比が9.1%高くなっています。

図表 年齢3階層別人口の推移

【一戸町】	年少人口		生産年齢人口		老年人口		年齢「不詳」(人)		総人口(人)
	15歳未満(人)	構成比(%)	15歳以上65歳未満(人)	構成比(%)	65歳以上(人)	構成比(%)		構成比(%)	
平成7年(1995年)	2,749	15.4	11,163	62.3	3,994	22.3	0	0.0	17,906
平成12年(2000年)	2,142	12.6	10,164	60.0	4,627	27.3	0	0.0	16,933
平成17年(2005年)	1,679	10.8	8,893	57.2	4,977	32.0	0	0.0	15,549
平成22年(2010年)	1,384	9.8	7,893	55.6	4,910	34.6	0	0.0	14,187
平成27年(2015年)	1,219	9.4	6,812	52.7	4,890	37.9	0	0.0	12,919
令和2年(2020年)	987	8.6	5,612	48.8	4,881	42.5	14	0.1	11,494
【岩手県】 令和2年(2020年)	132,447	10.9	658,816	54.4	404,359	33.4	14,912	1.2	1,210,534

出典：国勢調査

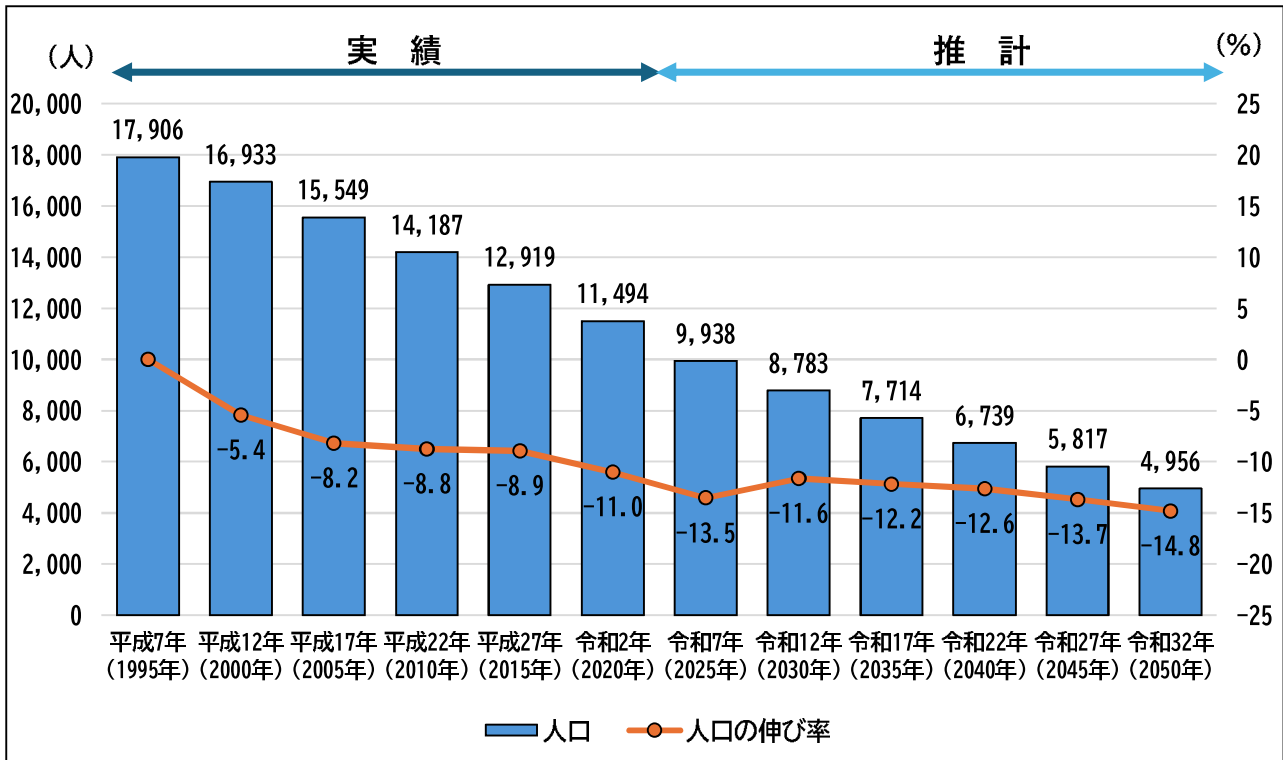


3. 将来人口予想

■将来的にも人口減少が続くものと見込まれる

○国立社会保障・人口問題研究所による一戸町の人口推計結果をみると、今後も人口減少が続き、令和32年（2050年）では4,956人まで減少するものと見込まれています。

図 将来人口予想



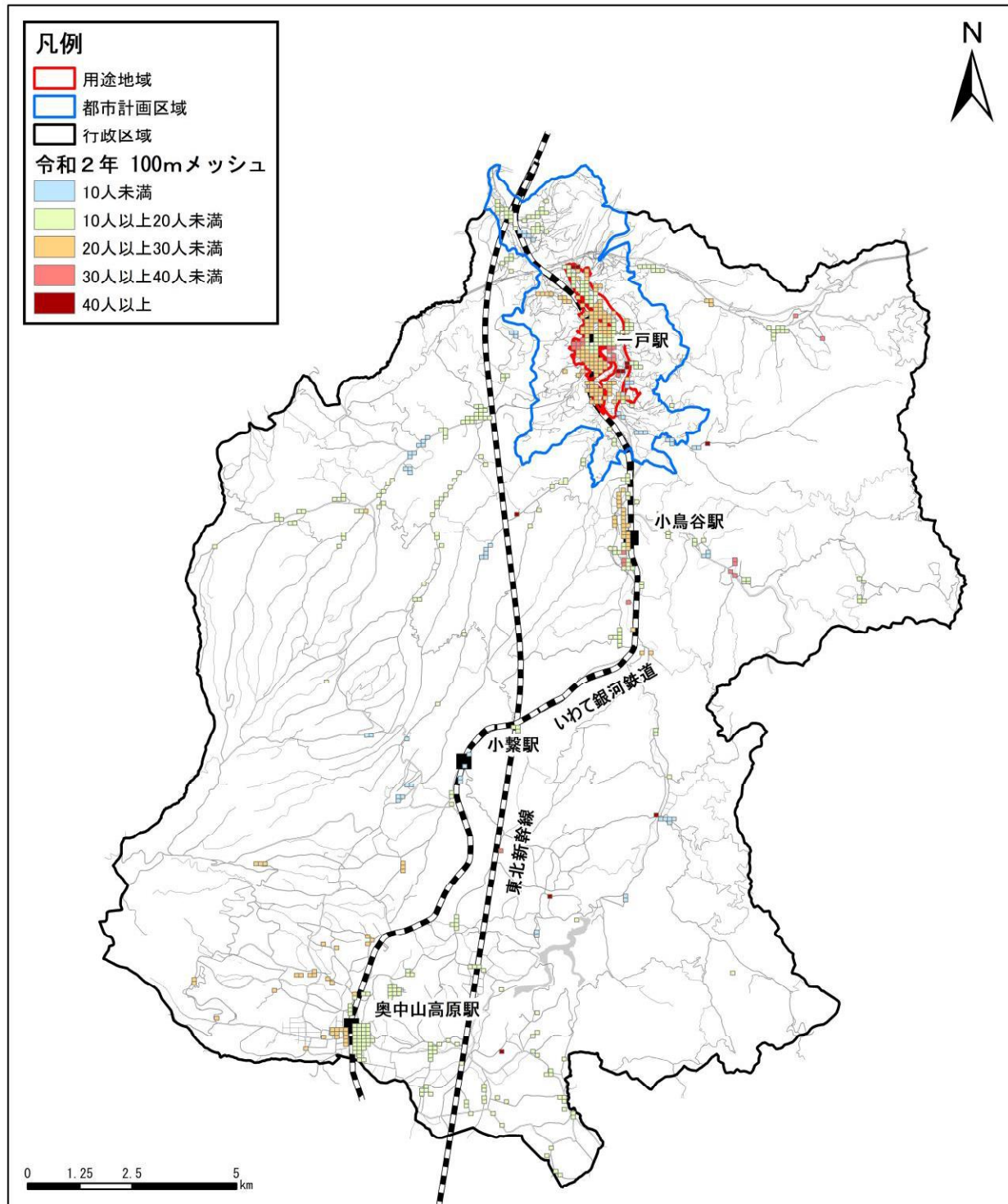
出典：国勢調査（平成7年（1985年）～令和2年（2020年））

※令和7年（2025年）以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

4. 100mメッシュ人口密度

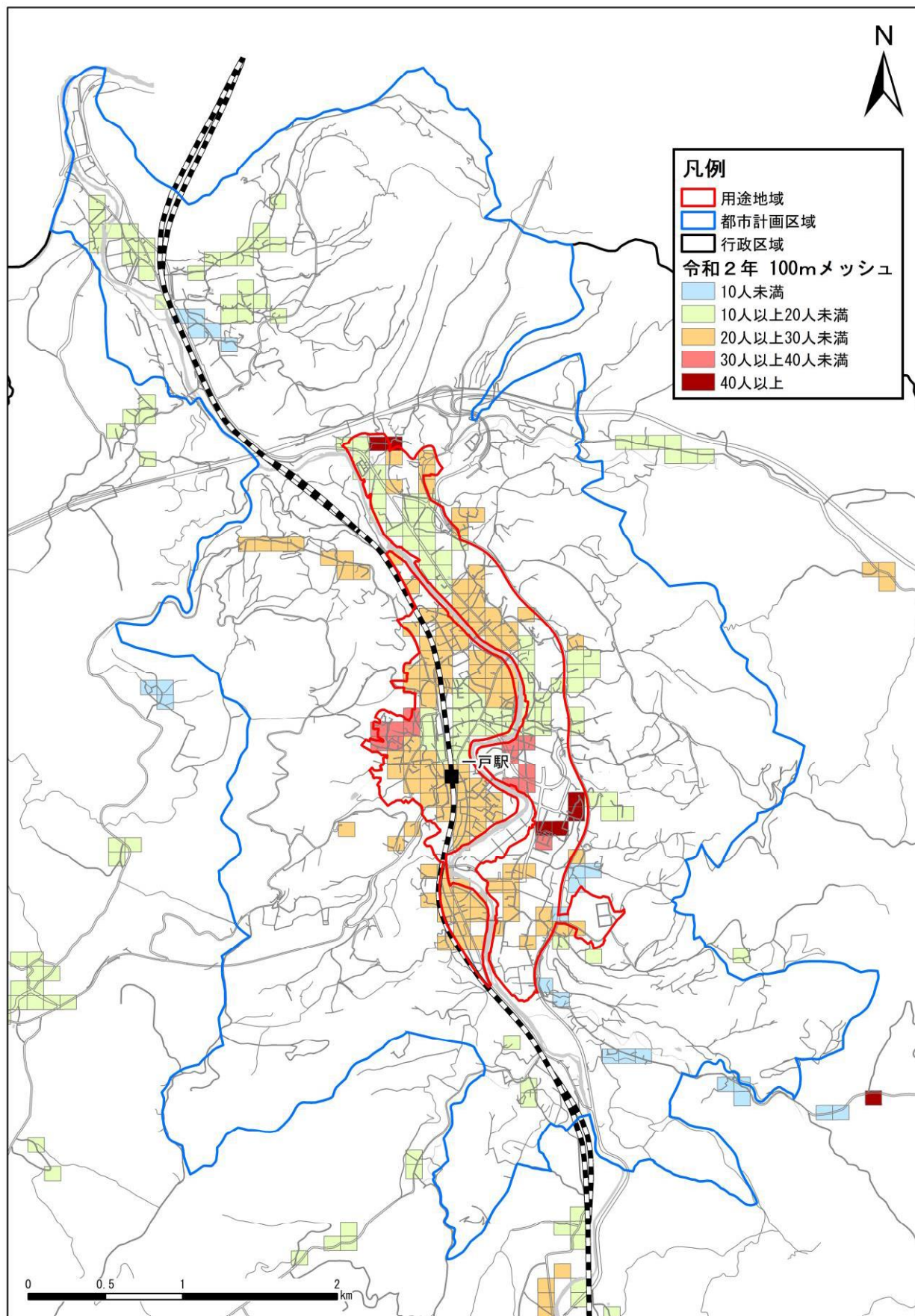
■用途地域に人口が集中している

図 100mメッシュ人口密度（令和2年（2020年）） 総人口（町全体）



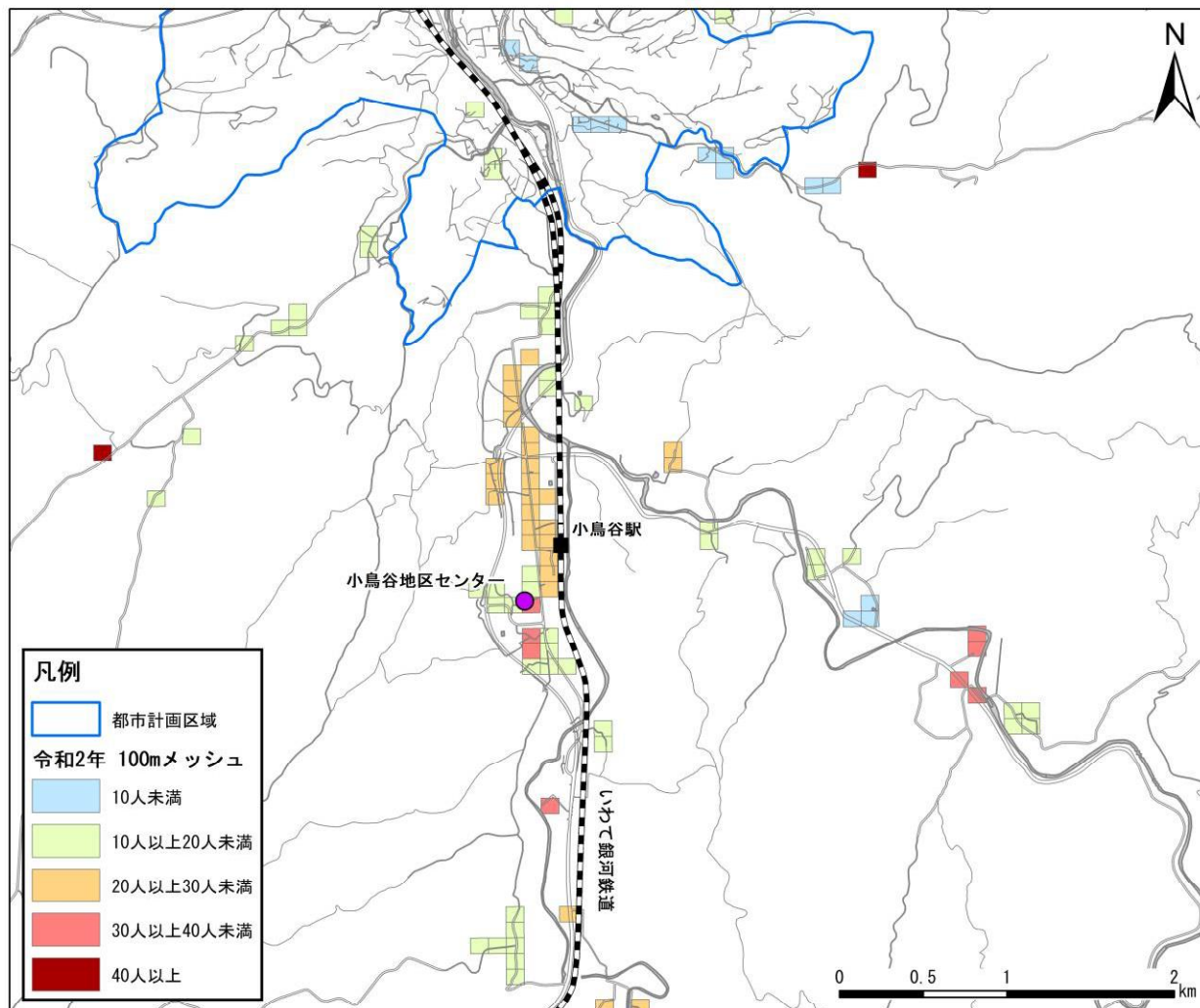
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和2年（2020年）） 総人口（都市計画区域）



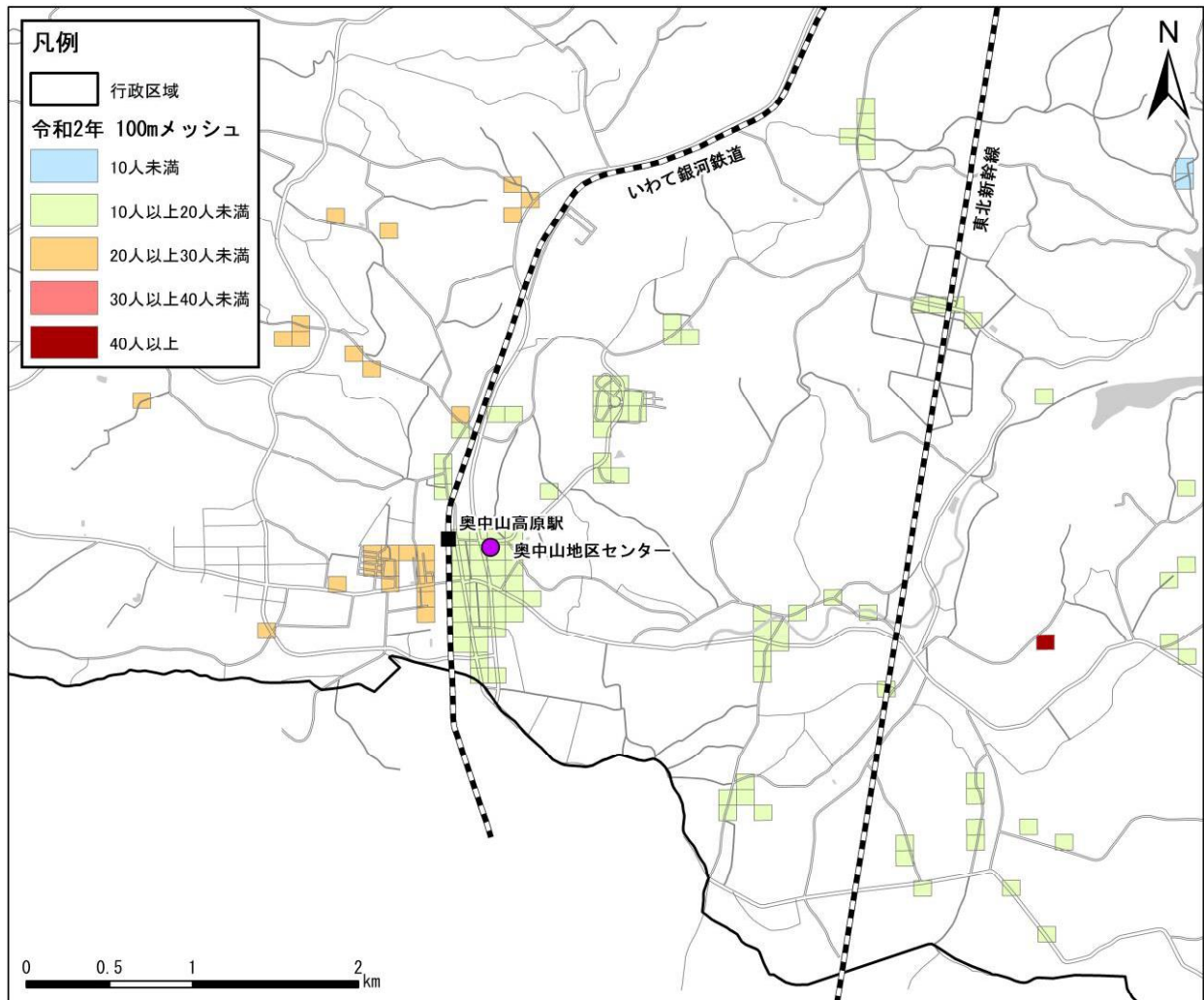
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和2年（2020年）） 総人口（小鳥谷駅周辺）



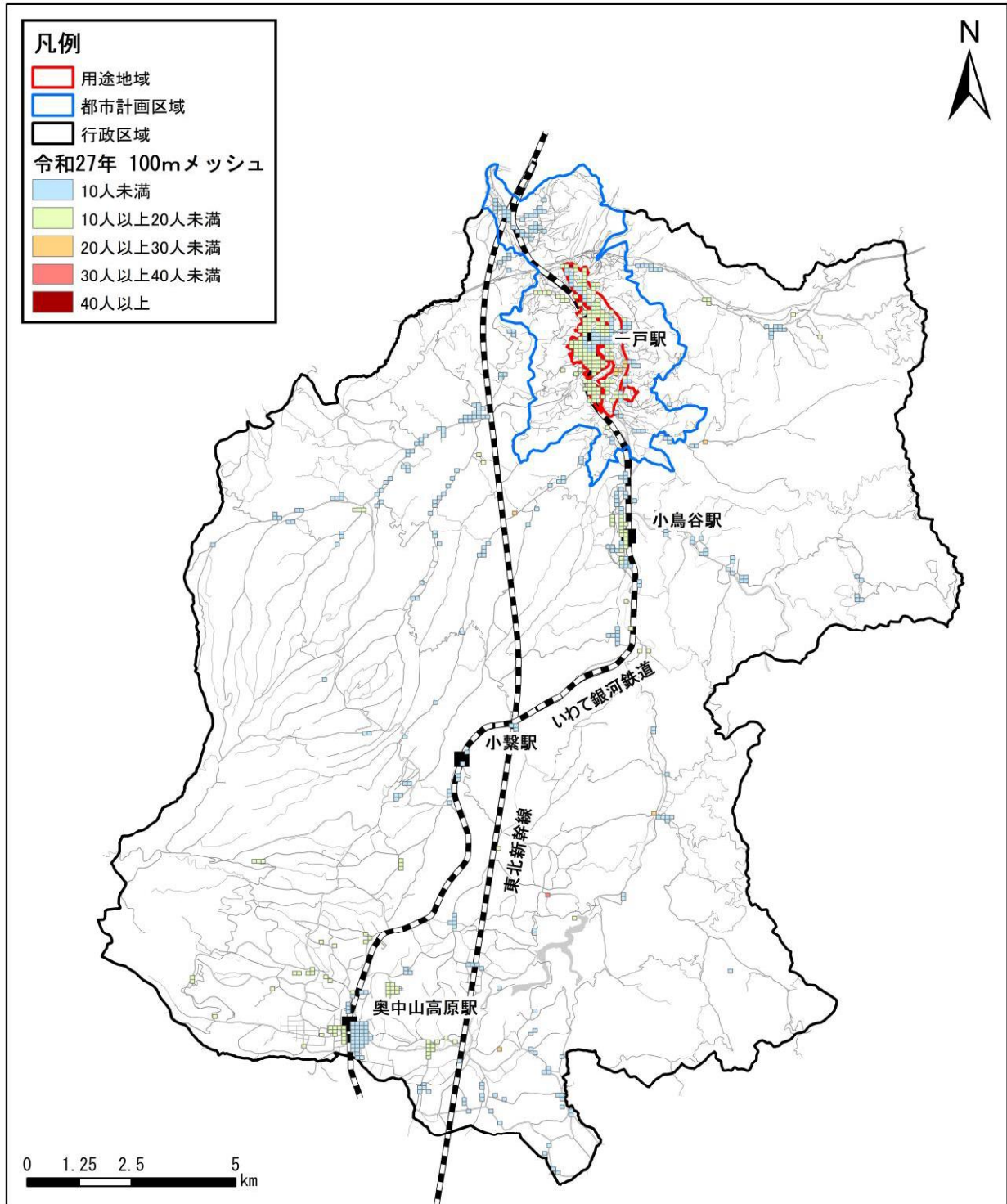
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和2年（2020年）） 総人口（奥中山高原駅周辺）



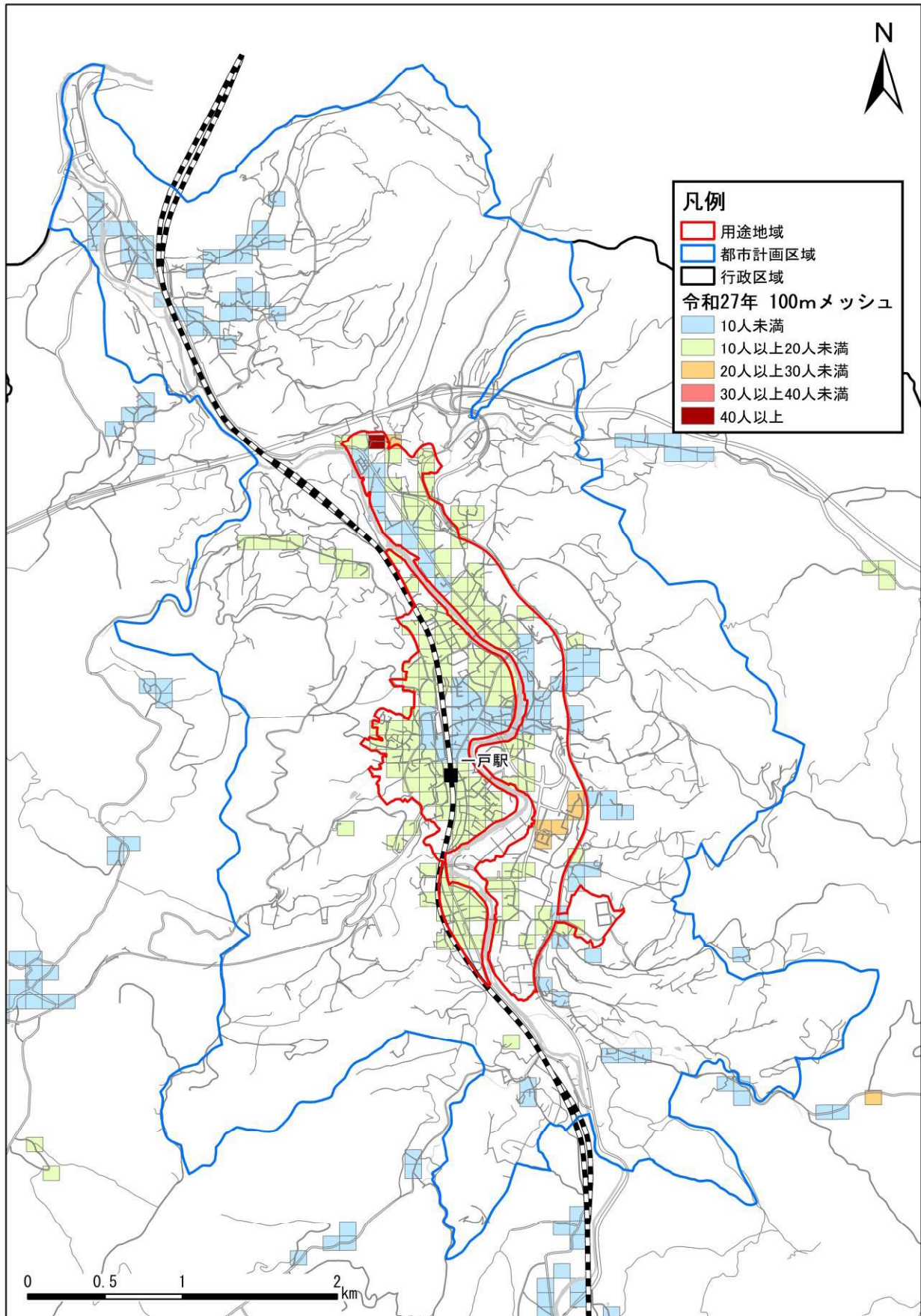
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和27年（2045年）） 総人口（町全体）



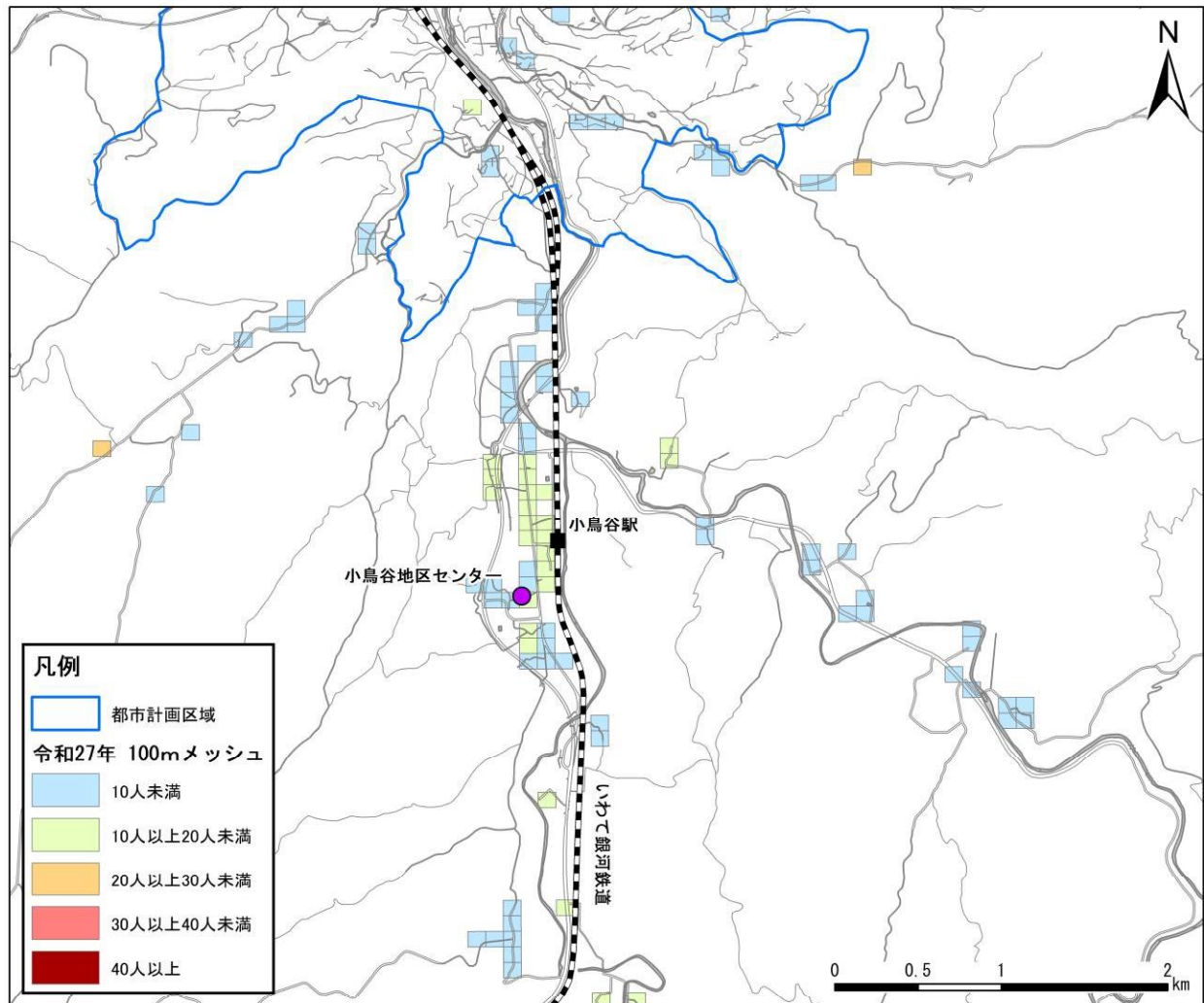
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和27年（2045年）） 総人口（都市計画区域）



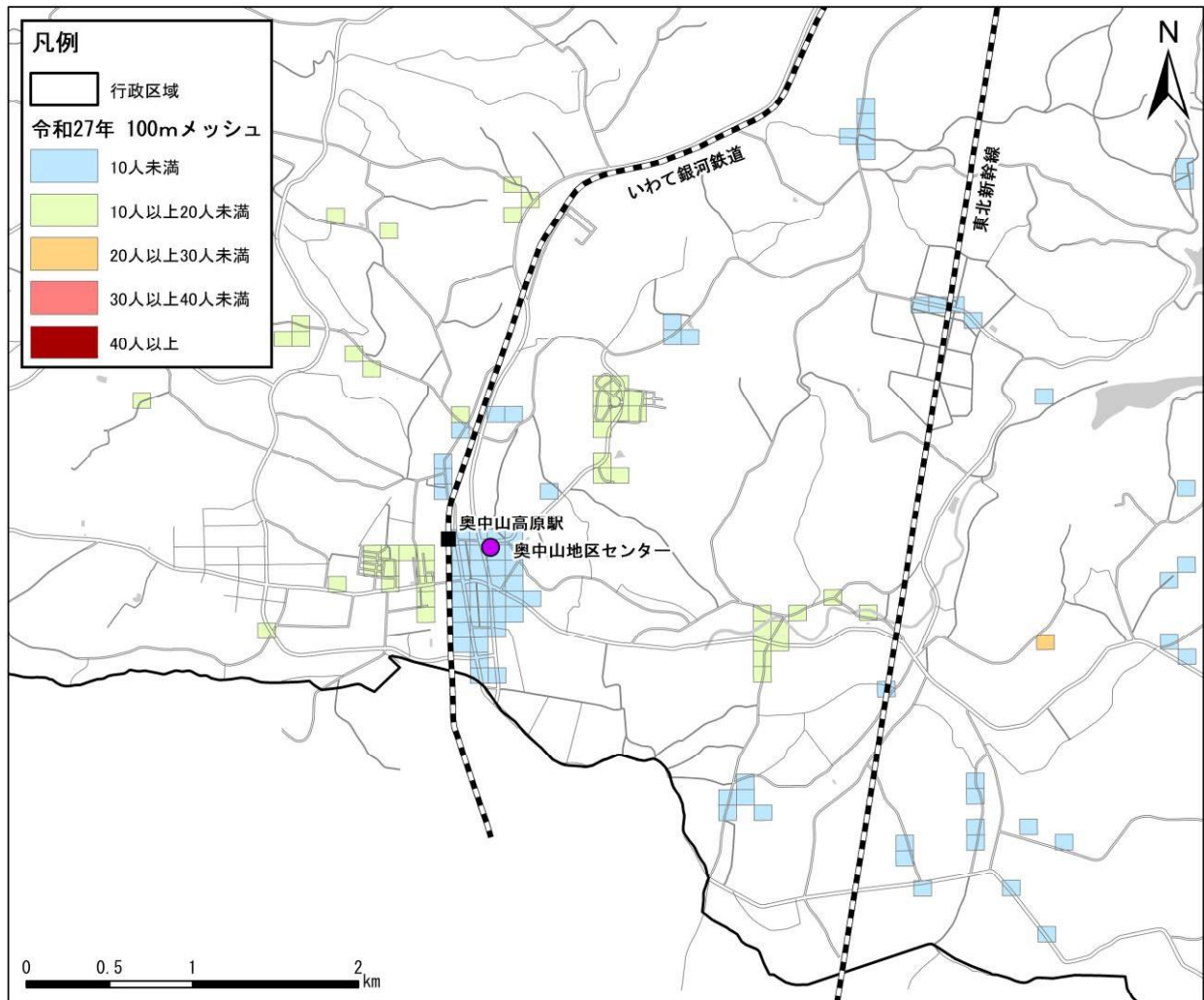
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和27年（2045年）） 総人口（小鳥谷駅周辺）



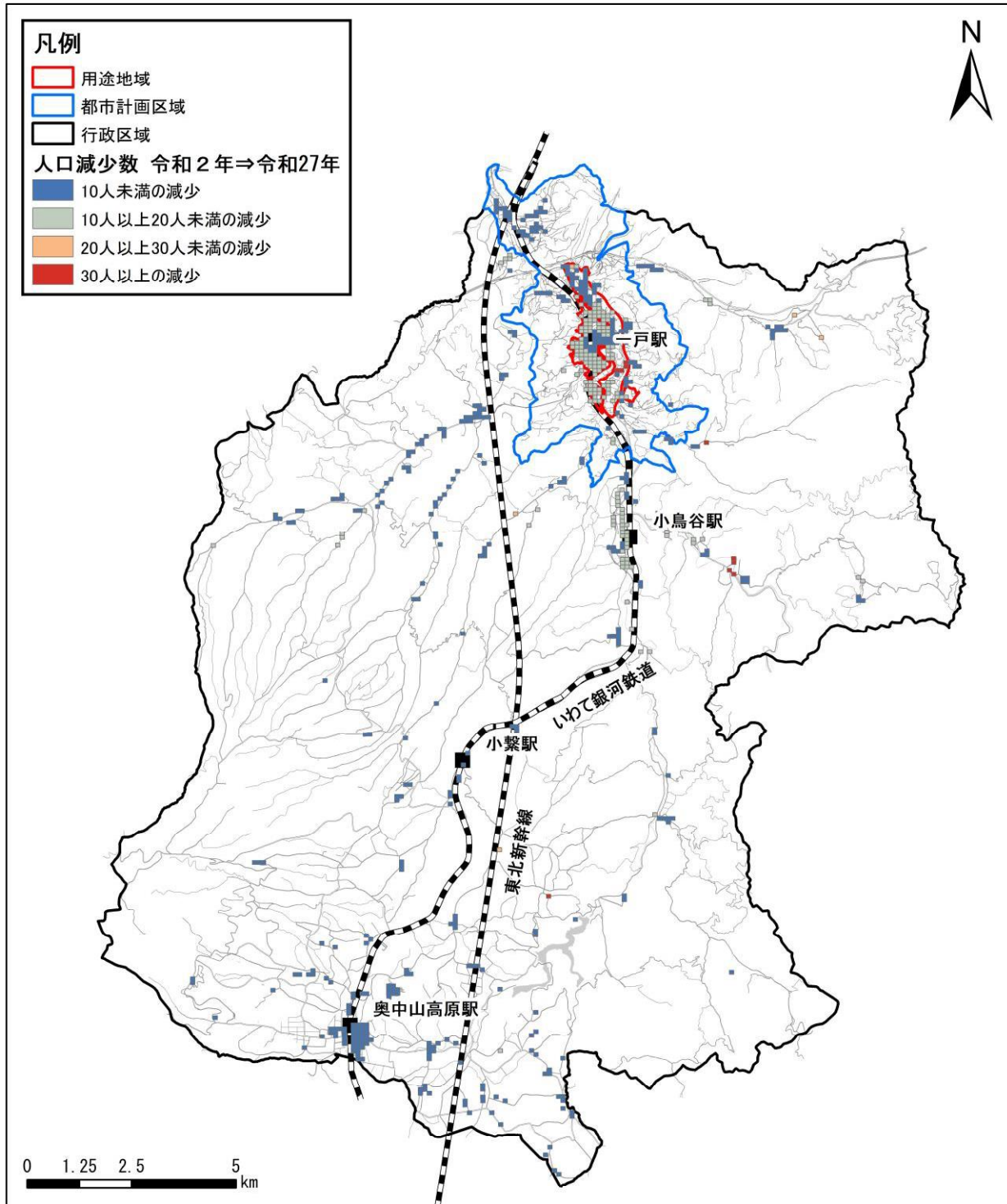
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和27年（2045年）） 総人口（奥中山高原駅周辺）



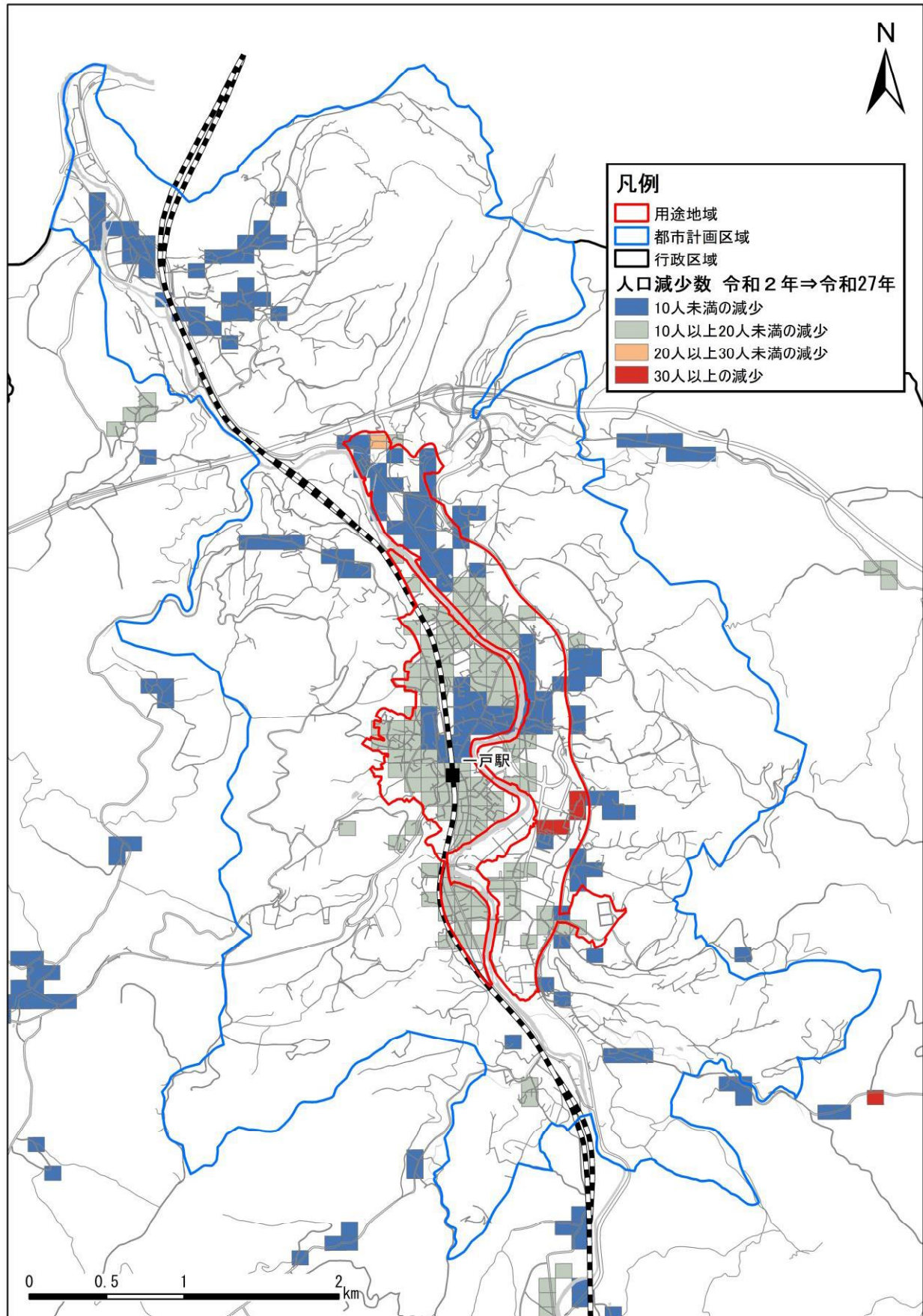
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和2年（2020年）⇒令和27年（2045年）） 総人口（町全体）



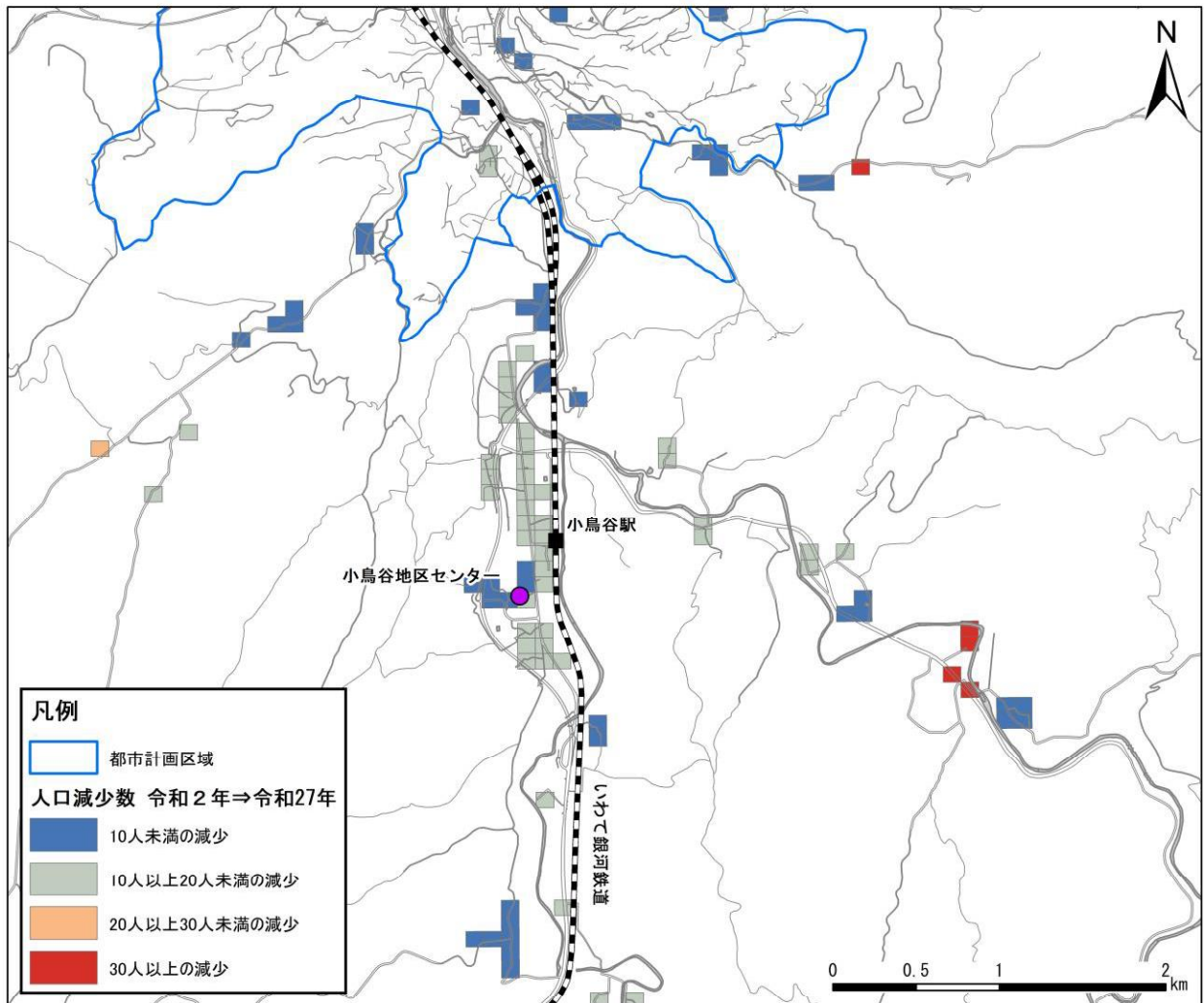
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度 (令和2年(2020年)⇒令和27年(2045年)) 総人口(都市計画区域)



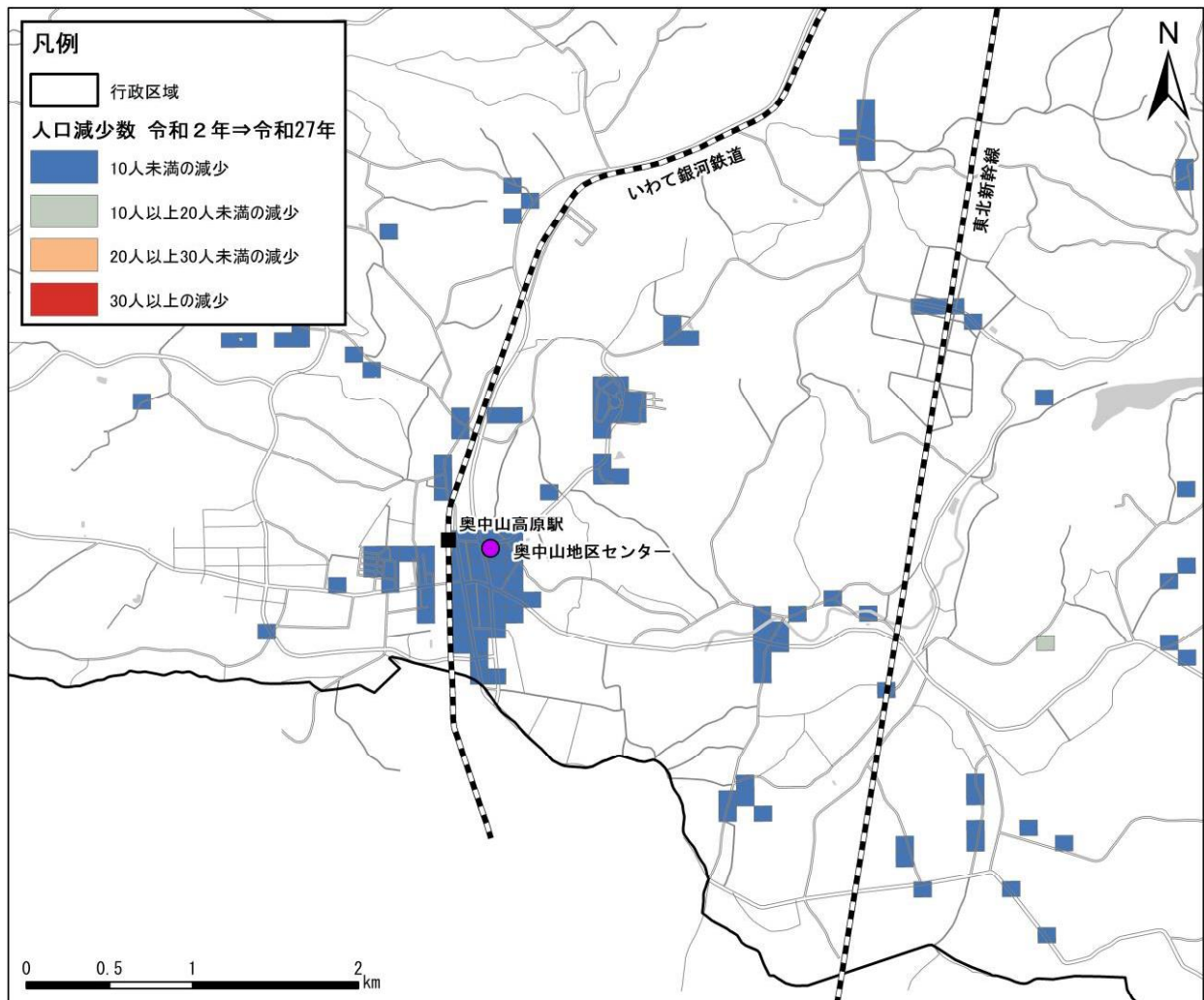
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3 (R2 国調対応版)」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度 (令和2年(2020年)⇒令和27年(2045年)) 総人口(小鳥谷駅周辺)



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3 (R2 国調対応版)」を加工して作成

図 100mメッシュ人口密度（令和2年（2020年）⇒令和27年（2045年））
 総人口（奥中山高原駅周辺）



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を加工して作成

第2節 土地利用

1. 地目別土地利用状況

- 用途地域指定区域においては、住宅用地が4割近くで最も多い
- 用途地域指定区域外においては、山林が約7割で最も多い

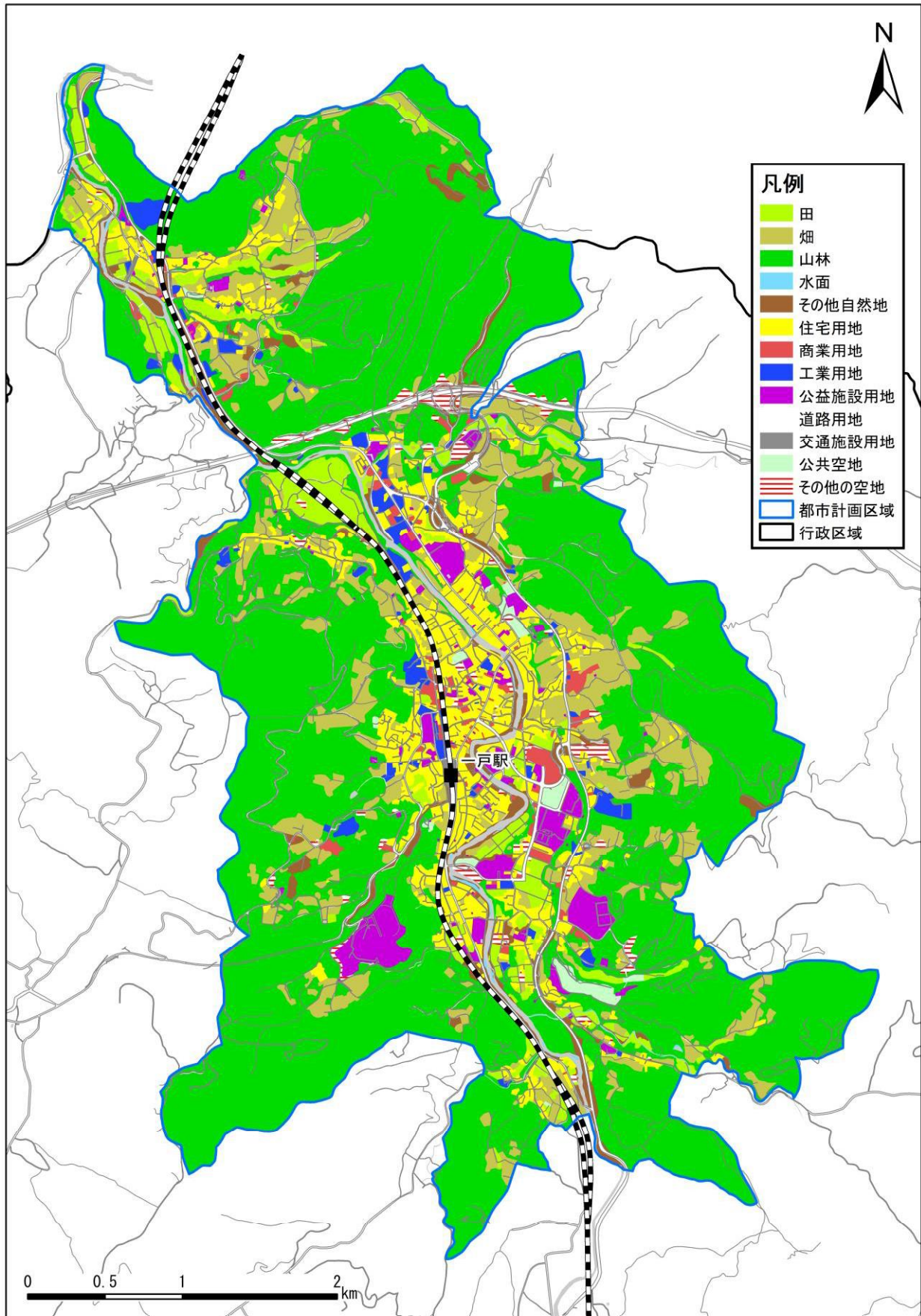
表 土地利用現況

上段：ha 下段：%	自然的土地利用						
	田	畑	小計	山林	水面	その他自然 地	小計
用途地域 指定区域	16.12	24.22	40.34	17.84	0.42	8.39	26.65
	6.0	9.0	15.1	6.7	0.2	3.1	9.9
用途地域 指定外区域	70.41	204.39	274.80	1,262.84	24.84	50.93	1,338.61
	3.9	11.3	15.2	69.7	1.4	2.8	73.9
合計	86.53	228.61	315.14	1280.68	25.26	59.32	1365.26
	4.2	11.0	15.2	61.6	1.2	2.9	65.6

上段：ha 下段：%	都市的土地利用										合計
	住宅 用地	商業 用地	工業 用地	小計	公益 施設 用地	道路 用地	交通 施設 用地	公共 空地	その他 の空地	小計	
用途地域 指定区域	101.51	12.49	13.93	127.93	34.52	25.20	3.94	4.86	4.56	73.08	268.00
	37.9	4.7	5.2	47.7	12.9	9.4	1.5	1.8	1.7	27.3	100.0
用途地域 指定外区域	61.52	8.08	17.22	86.82	20.51	58.91	6.73	6.90	18.72	111.77	1,812.00
	3.4	0.4	1.0	4.8	1.1	3.3	0.4	0.4	1.0	6.2	100.0
合計	163.03	20.57	31.15	214.75	55.03	84.11	10.67	11.76	23.28	184.85	2080.00
	7.8	1.0	1.5	10.3	2.6	4.0	0.5	0.6	1.1	8.9	100.0

出典：令和6年度岩手県都市計画基礎調査

図 土地利用現況



資料：令和6年度岩手県都市計画基礎調査

第3節 法規制状況

1. 用途地域の指定状況

■用途地域は住居系用途地域が中心

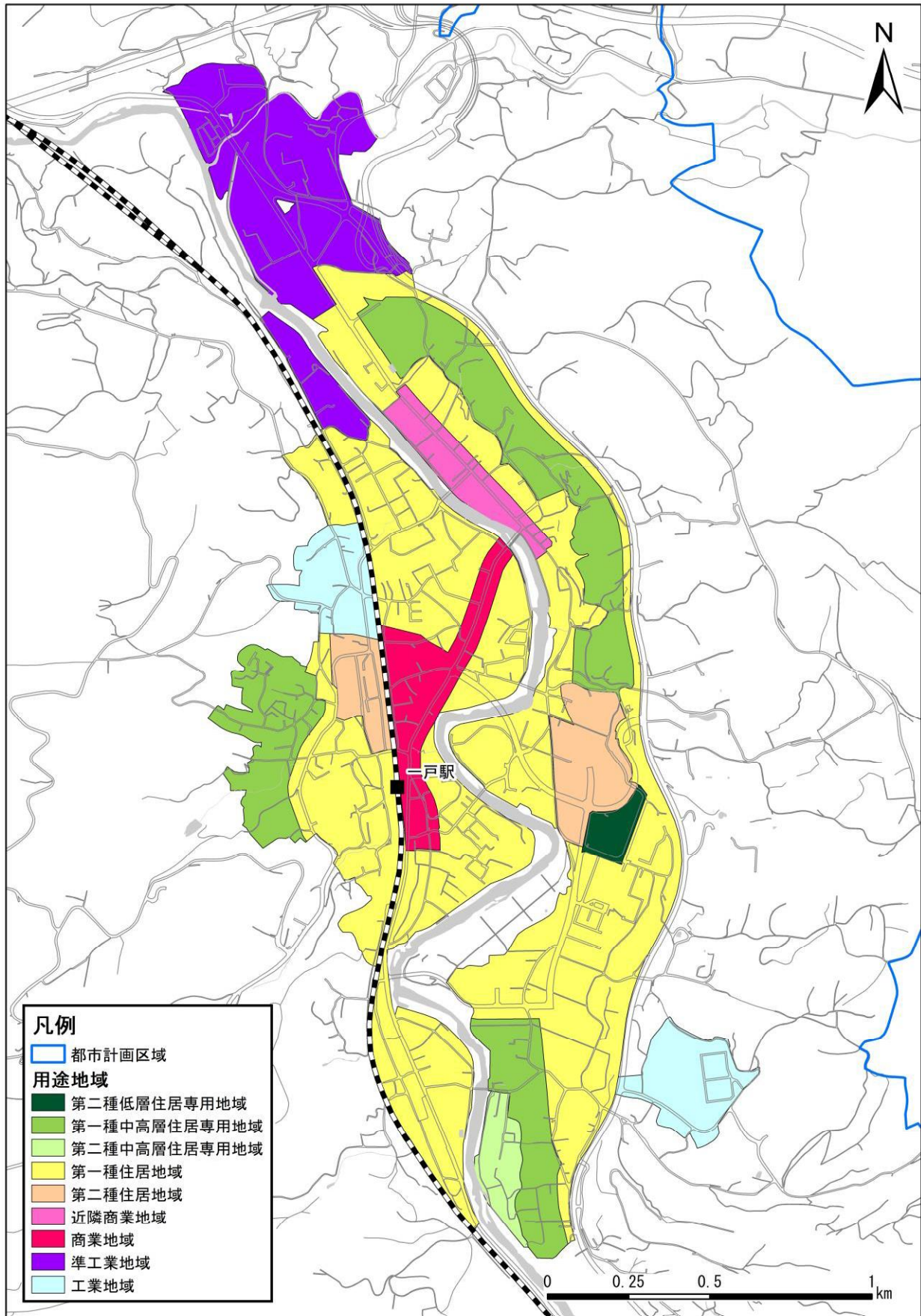
- 用途地域は、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の9種類が指定されています。
- 用途地域のうち、住居系用途地域（第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域）の面積が7割以上を占めています。

表 用途地域の指定状況

用途地域名	面積 (ha)	割合 (%)
第二種低層住居専用地域	2.4	0.9
第一種中高層住居専用地域	42.0	15.7
第二種中高層住居専用地域	4.1	1.5
第一種住居地域	138.0	51.5
第二種住居地域	14.0	5.2
近隣商業地域	6.6	2.5
商業地域	12.0	4.5
準工業地域	34.0	12.7
工業地域	15.0	5.6
計	268.1	100.0

出典：岩手県の都市計画－資料編－（令和7年3月31日現在）

図 用途地域の指定状況

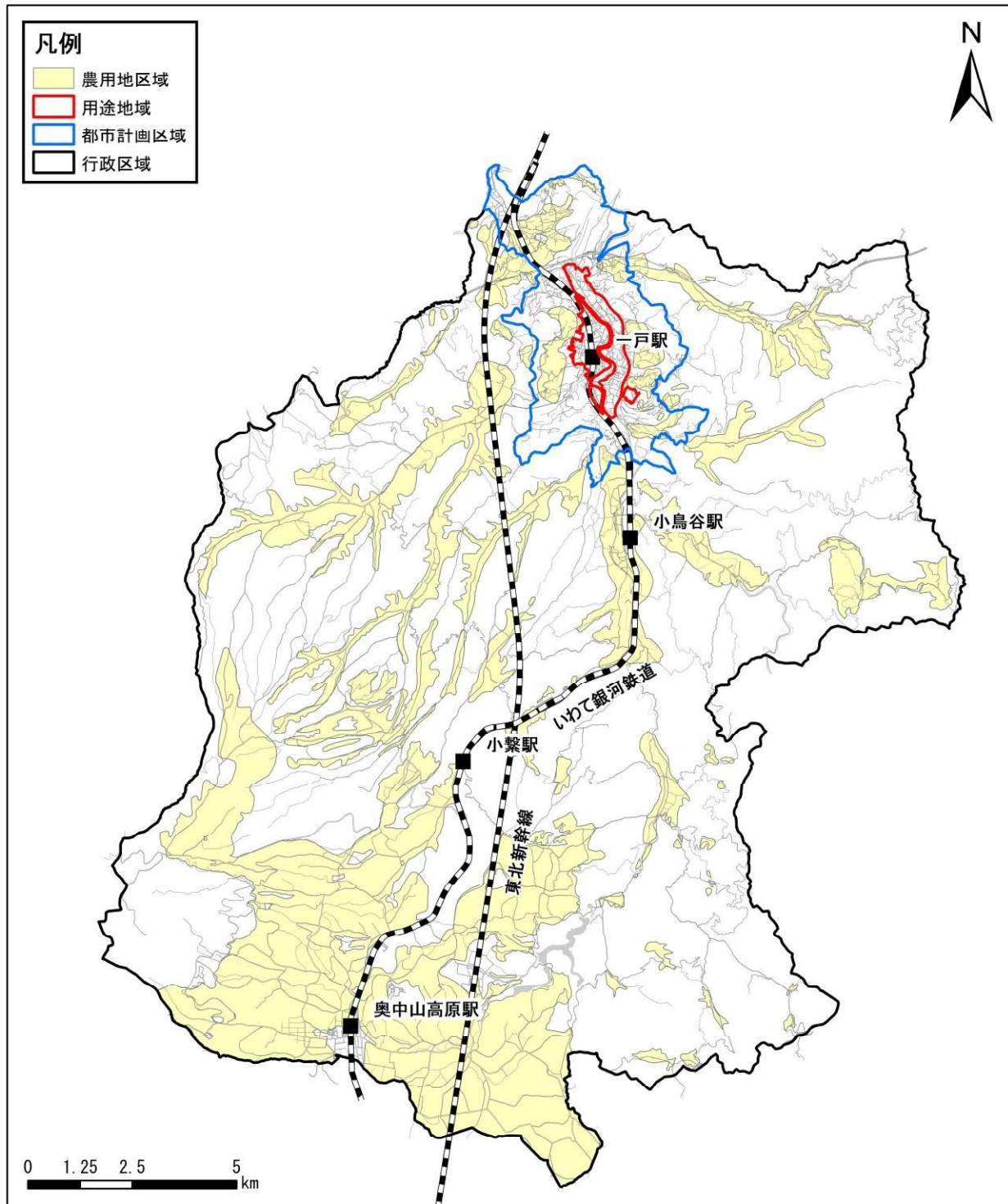


出典：国土数値情報

2. 農用地区域

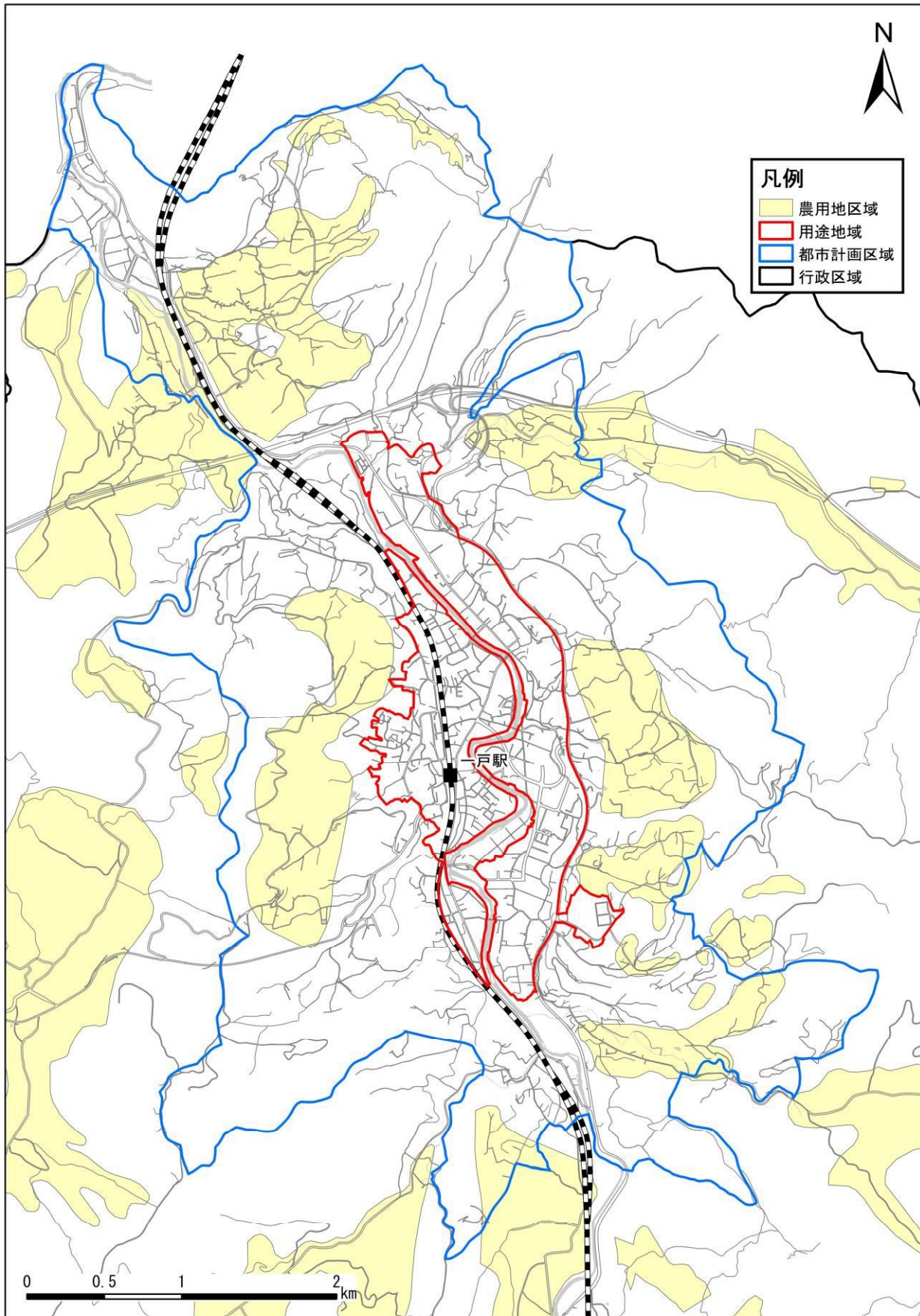
■ 行政区域に農用地区域が指定

図 農用地区域（町全体）



出典：国土数値情報

図 農用地区域（都市計画区域）

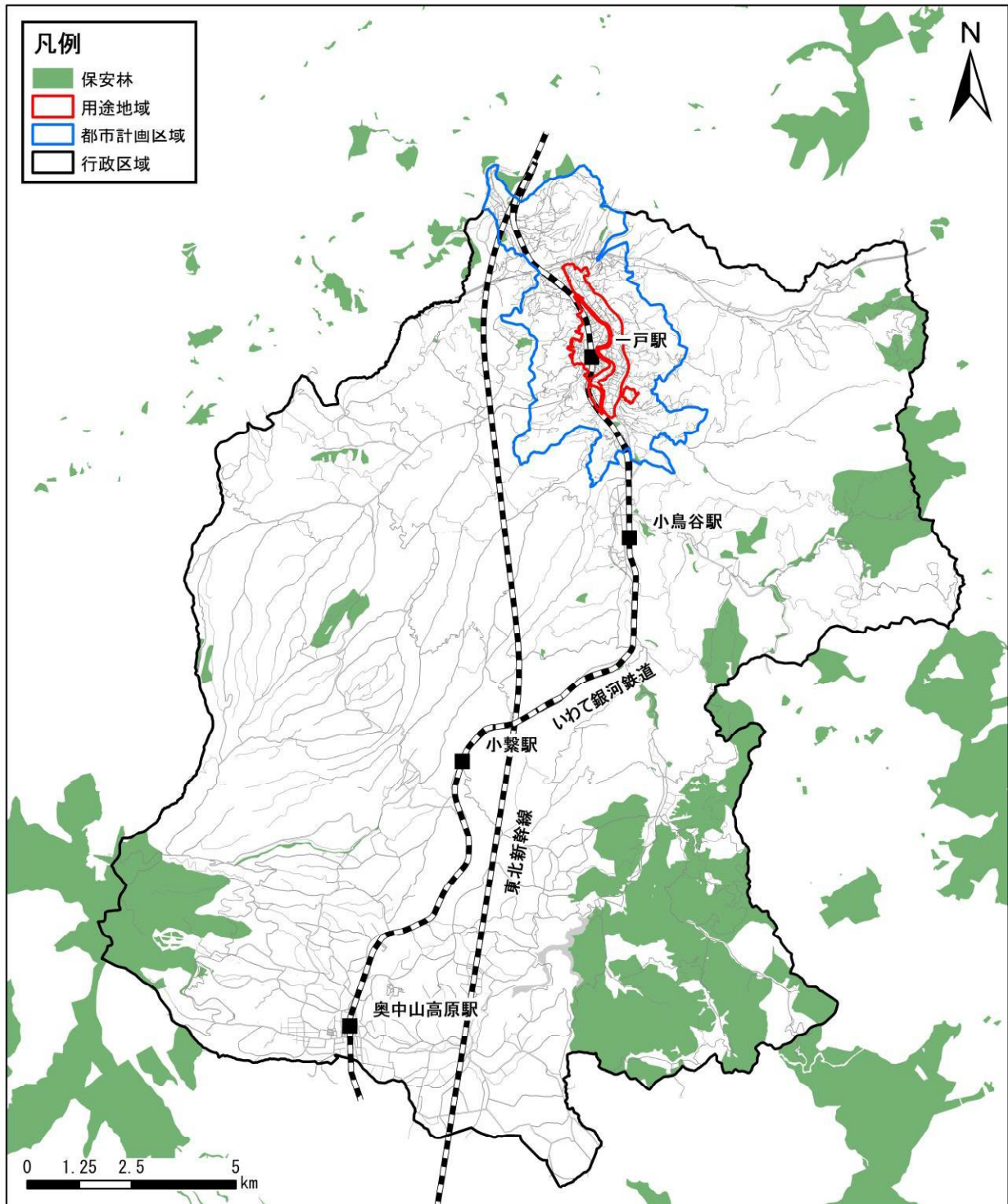


出典：国土数値情報

3. 保安林

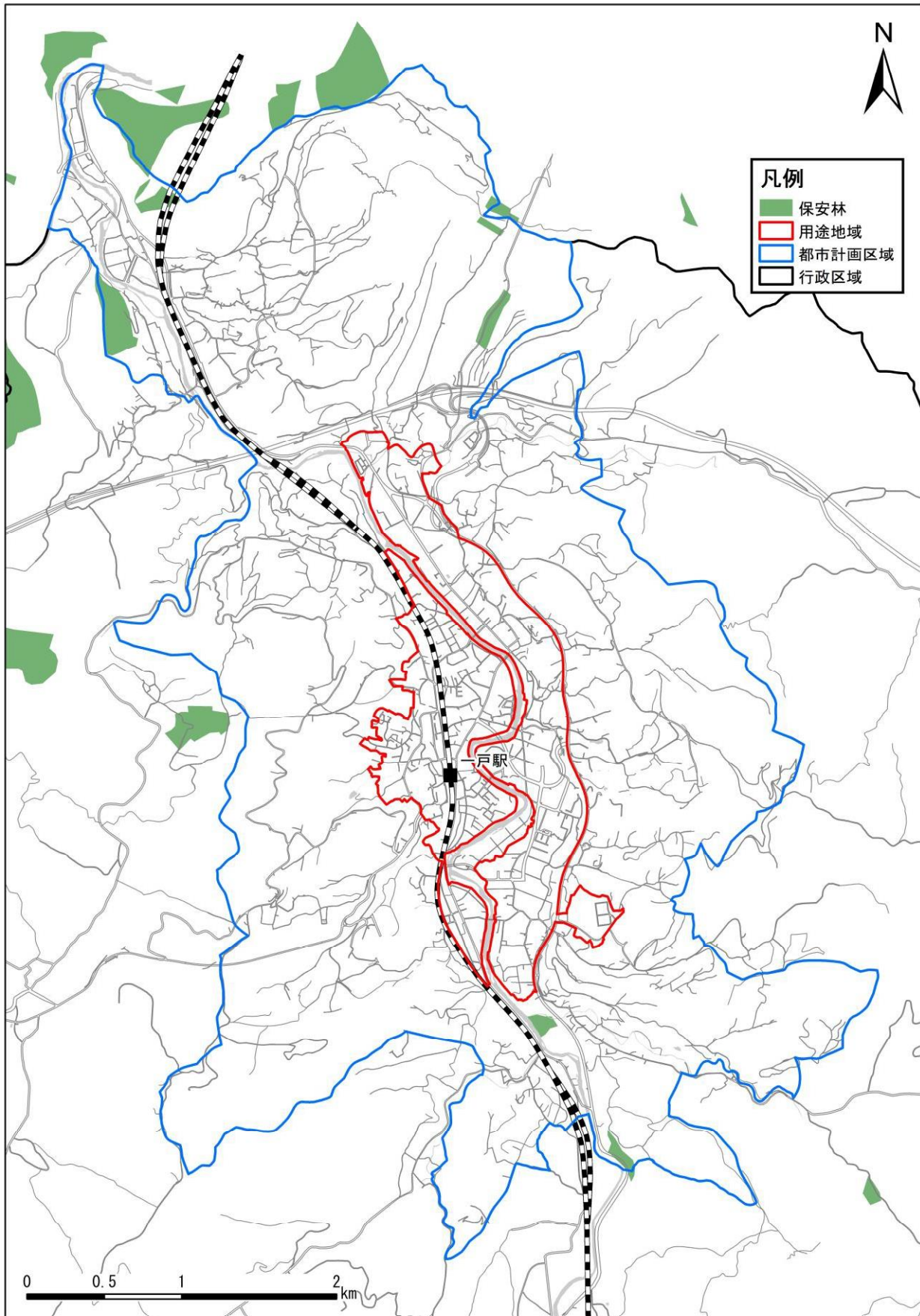
■ 行政区域の一部に保安林が指定

図 保安林（町全体）



出典：国土数値情報

図 保安林（都市計画区域）



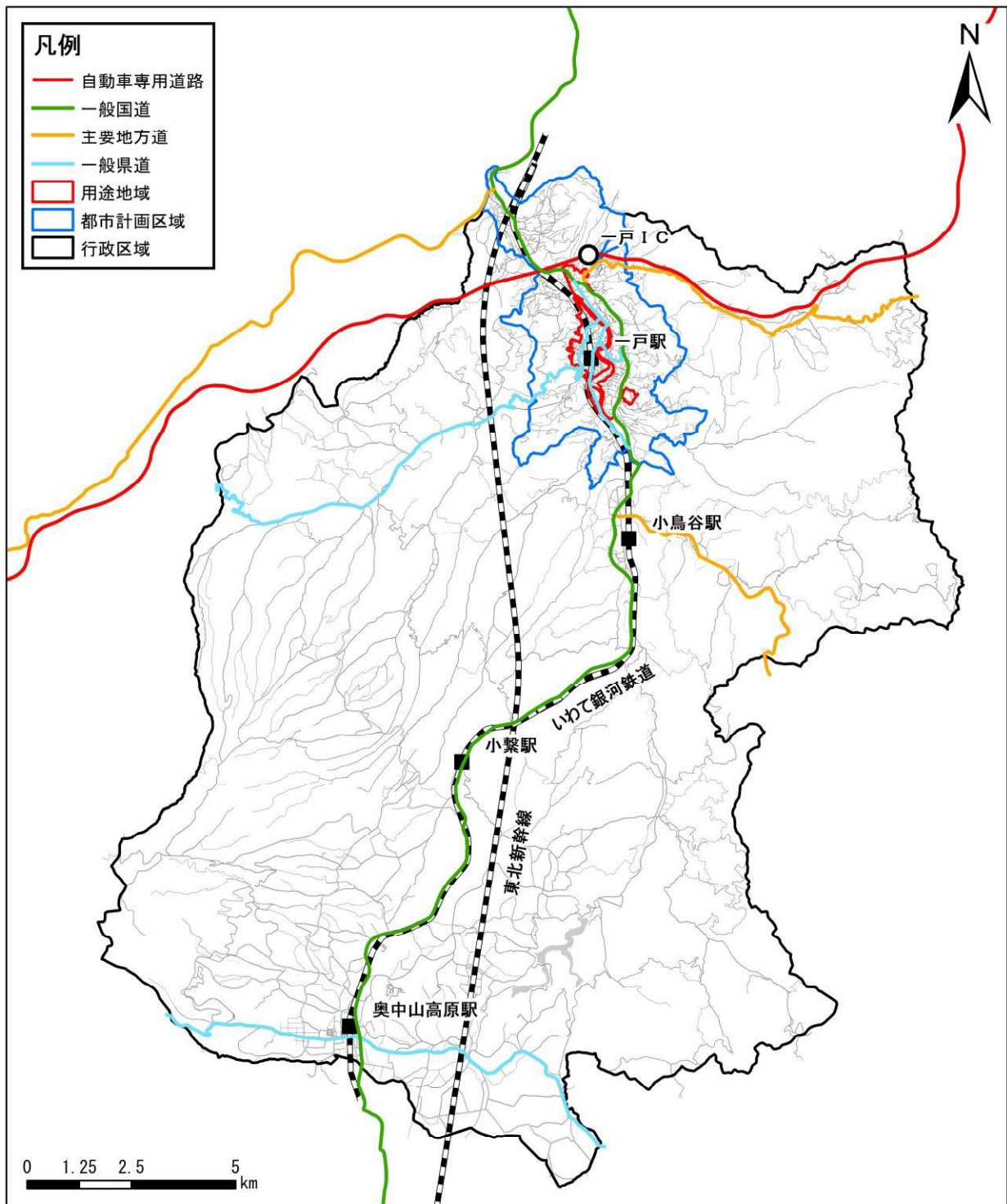
出典：国土数値情報

第4節 都市交通

1. 道路

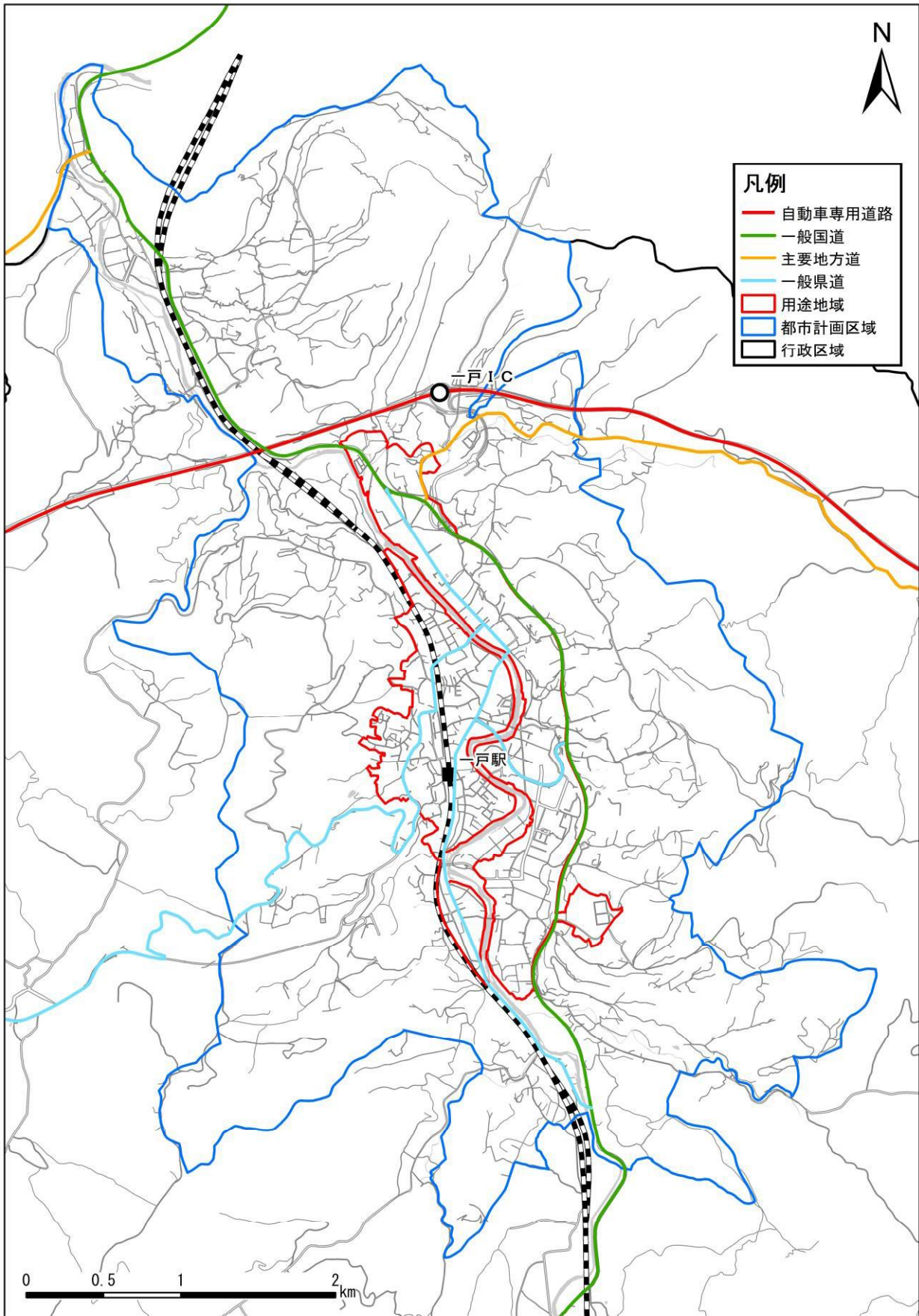
■町内には自動車専用道路、一般国道、主要地方道、一般県道が敷設

図 道路網（町全体）



出典：国土数値情報を加工して作成

図 道路網（都市計画区域）



出典：国土数値情報を加工して作成

2. 鉄道

■町内には IGR いわて銀河鉄道が運行

■一戸駅の乗降人員は、令和4年（2022年）までの長期的に見た減少傾向から一転し、令和5年（2023年）に上昇

■小鳥谷駅、小繫駅、奥中山高原駅の乗降人員は長期的に見て横ばい

○令和5年（2023年）の一戸駅の1日平均乗降人員は602人で、平成26年（2014年）から70人減少しています。

○令和5年（2023年）の一戸駅、小鳥谷駅、小繫駅、奥中山高原駅の1日平均乗降人員は、令和4年（2022年）よりそれぞれ155人、82人、65人、32人増加しています。

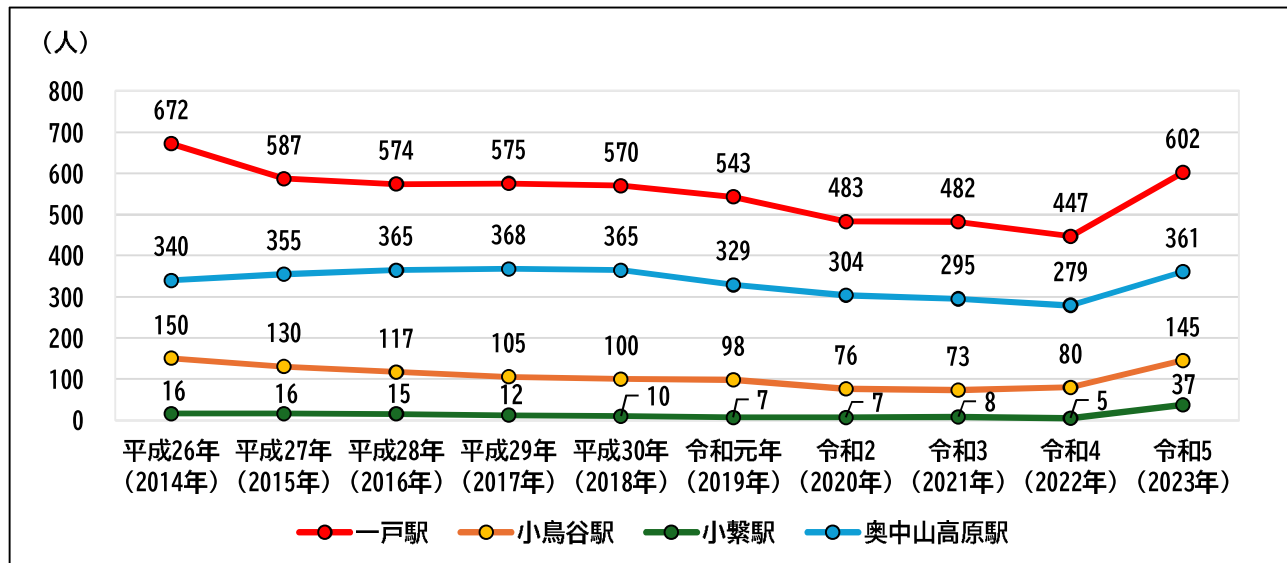
図表 1日平均乗降人員の推移

単位：人/日

路線名	駅名	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
IGR いわて 銀河鉄道	一戸	672	587	574	575	570	543	483	482	447	602
	小鳥谷	150	130	117	105	100	98	76	73	80	145
	小繫	16	16	15	12	10	7	7	8	5	37
	奥中山 高原	340	355	365	368	365	329	304	295	279	361
計	1,178	1,088	1,071	1,060	1,045	977	870	858	811	1,145	

出典：IGR いわて銀河鉄道株式会社ホームページ内公表資料より作成

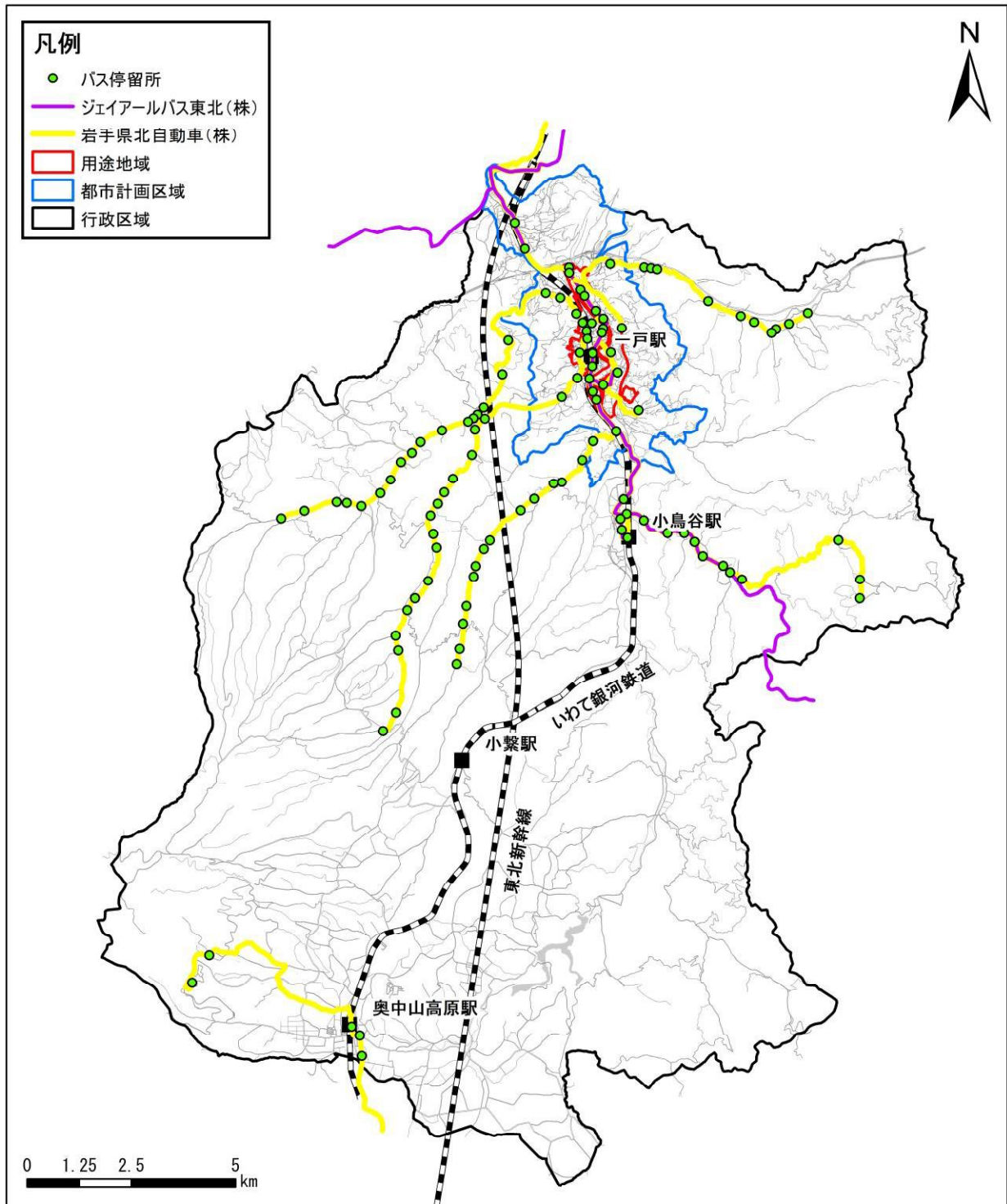
※小繫駅は無人駅のためデータ公表なし



3. バス

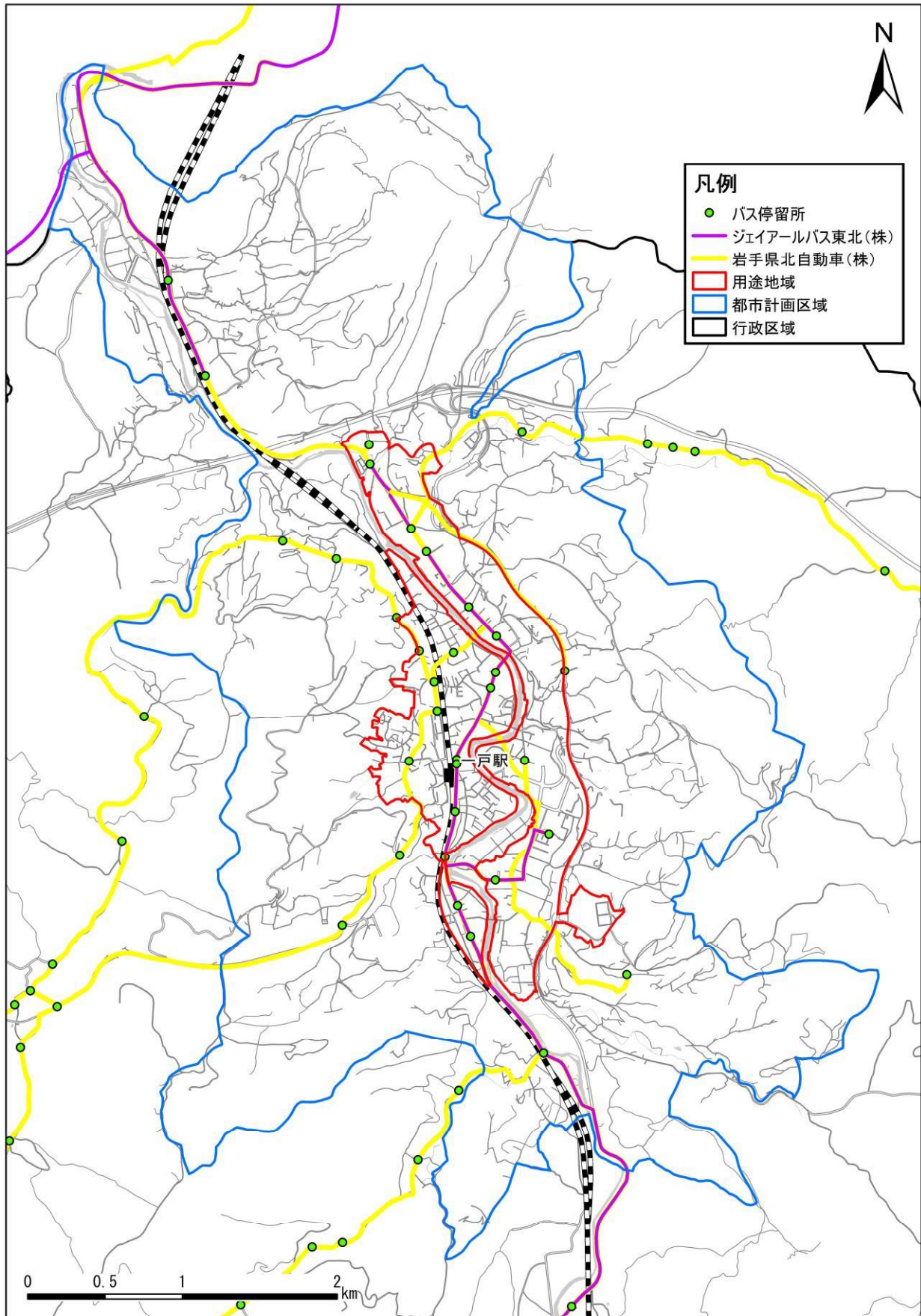
■町内には民間の路線バス、デマンド型交通いちのへ「いくべ号」が運行

図 バス路線（町全体）



出典：国土数値情報、一戸町資料

図 バス路線（都市計画区域）



出典：国土数値情報、一戸町資料

第5節 都市機能

1. 都市機能施設

■町内には行政施設が5件、介護福祉施設等が65件、子育て支援施設が10件、商業施設が14件、医療施設が7件、金融施設が10件、教育・文化施設が49件分布

表 対象とした都市機能施設

分類	該当施設	施設数
1. 行政施設	役場、地区センター	5件
2. 介護福祉施設等	総合保健福祉センター	1件
	介護施設（老人ホーム、デイサービスセンター等）	10件
	障がい者施設（障がい者福祉施設、グループホーム等）	54件
3. 子育て支援施設	保育園	1件
	こども園	3件
	保育室	1件
	学童クラブ	4件
	子育て支援ひろば	1件
4. 商業施設	スーパーマーケット	6件
	コンビニエンスストア	4件
	ドラッグストア	3件
	ホームセンター	1件
5. 医療施設	病院	1件
	診療所	6件
6. 金融施設	銀行	2件
	協同組織金融機関（信用金庫、農業協同組合）	2件
	郵便局	6件
7. 教育・文化施設	学校（小学校、中学校、高等学校）	7件
	文化施設（図書館、博物館）	2件
	スポーツ施設（運動公園、体育館）	2件
	集会・地域活動施設 （自治公民館等）	38件
合計		160件

2. 都市機能施設の分布状況

図 行政施設（町全体）

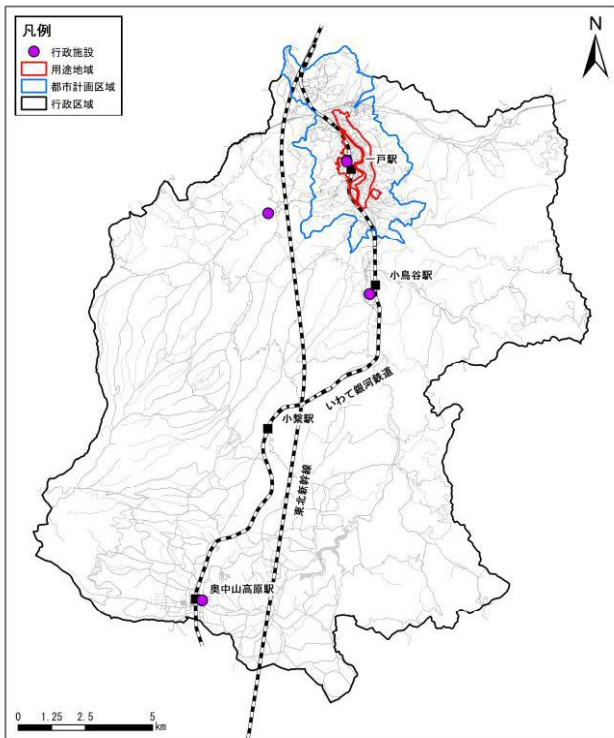


図 介護福祉施設等（町全体）

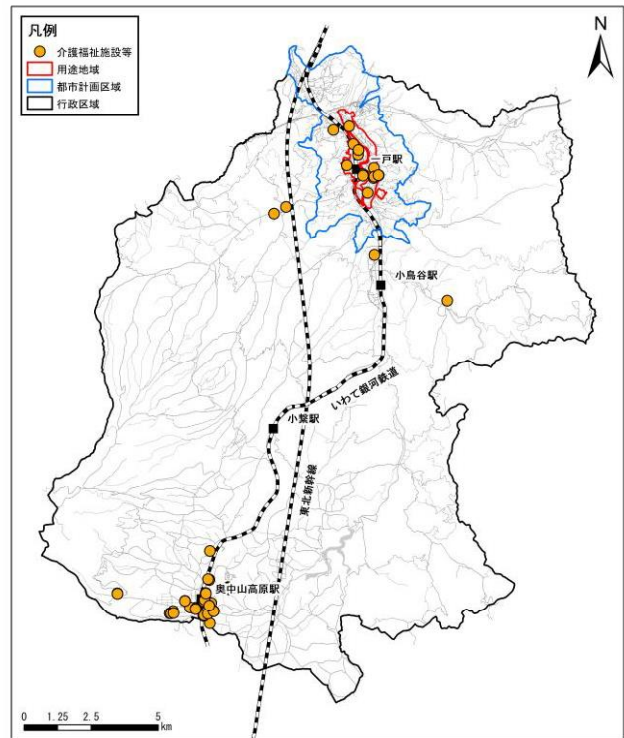


図 子育て支援施設（町全体）

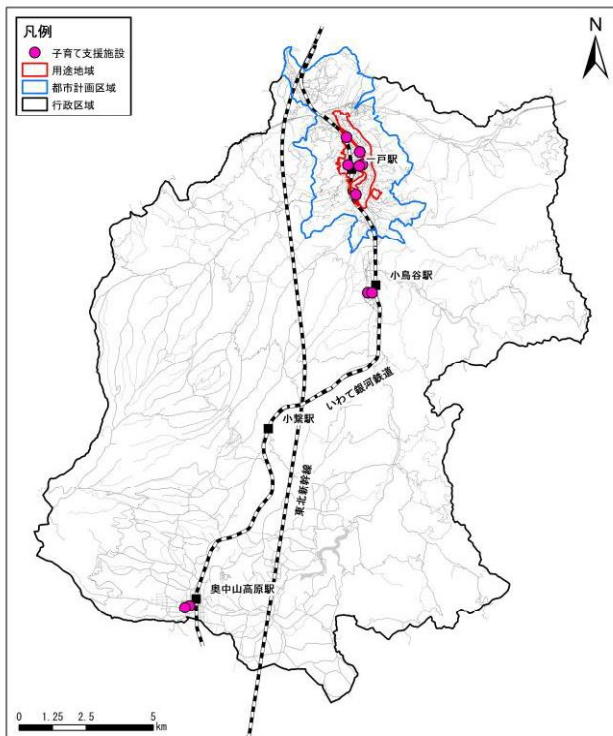


図 商業施設（町全体）

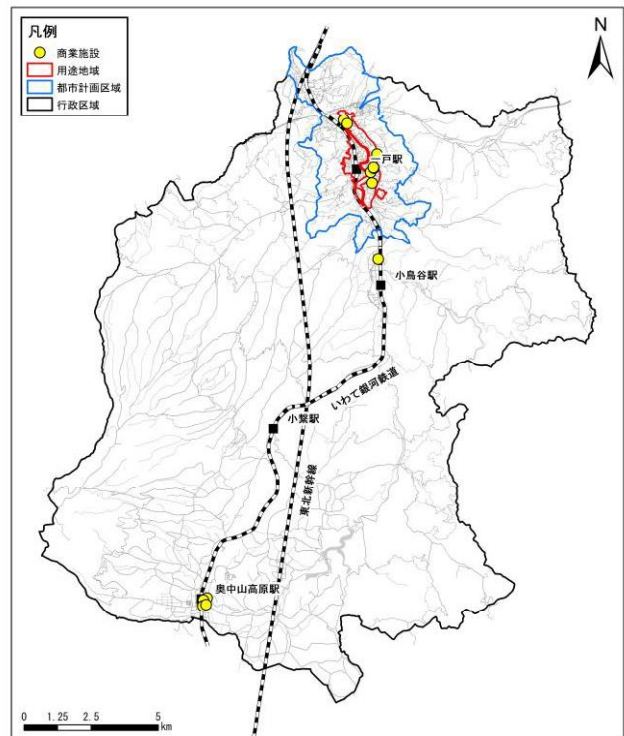


図 医療施設 (町全体)

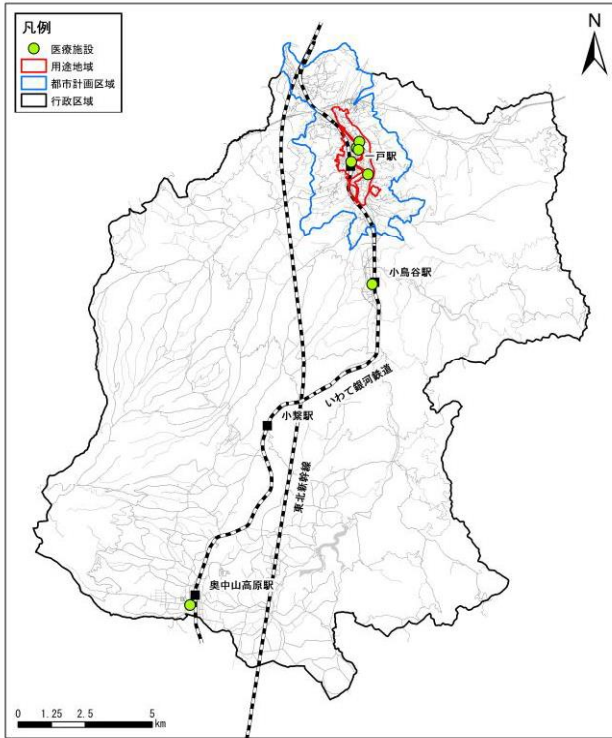


図 金融施設 (町全体)

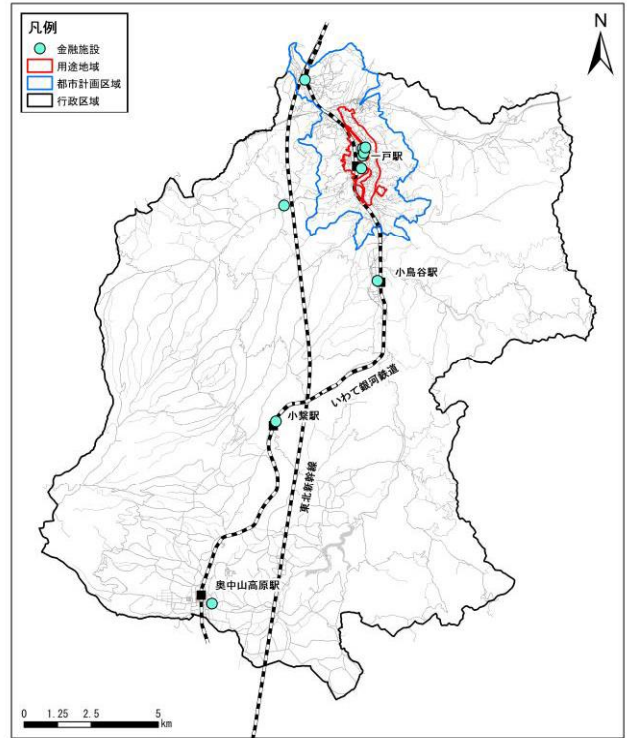
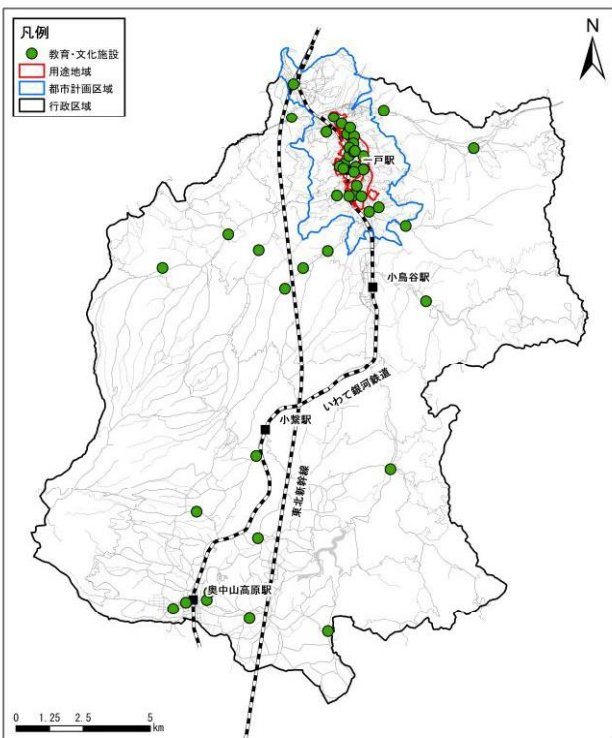


図 教育・文化施設 (町全体)



第6節 経済活動

1. 就業構造

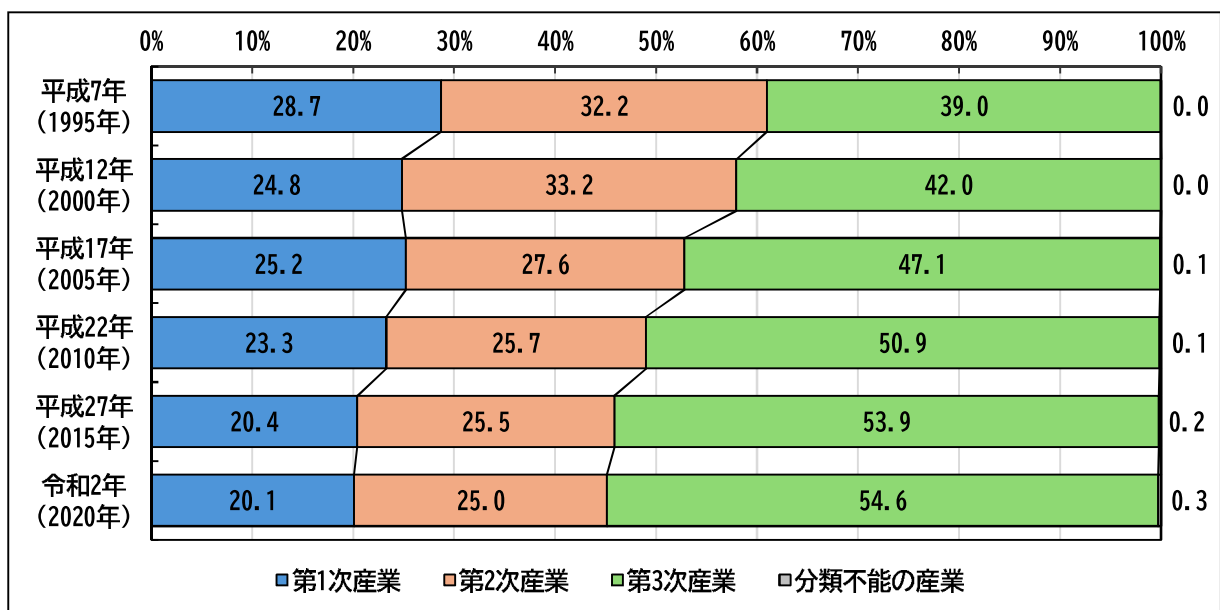
- 就業者数全体は減少傾向
- 第1次産業の割合は減少傾向
- 第3次産業の割合は増加傾向

- 令和2年（2020年）の就業者数は5,725人で、平成7年（1995年）から3,739人減少しています。
- 令和2年（2020年）の産業別の就業者数は、第3次産業が3,125人（54.6%）で最も多く、次いで第2次産業が1,434人（25.0%）、第1次産業が1,151人（20.1%）となっています。
- 第2次産業の割合は減少傾向にあり、平成12年（2000年）には33.2%を占めていましたが、平成17年（2005年）に27.6%と3割を切り、その後も減少傾向にあります。
- 第1次産業の割合は減少傾向にあり、平成17年（2005年）には25.2%を占めていましたが、その後は減少傾向にあります。

図表 就業者数の推移

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
第1次産業	2,718	2,166	1,951	1,571	1,271	1,151
第2次産業	3,052	2,896	2,137	1,737	1,587	1,434
第3次産業	3,692	3,673	3,646	3,435	3,359	3,125
分類不能の産業	2	0	5	8	12	15
総数	9,464	8,735	7,739	6,751	6,229	5,725

出典：国勢調査



2. 農業

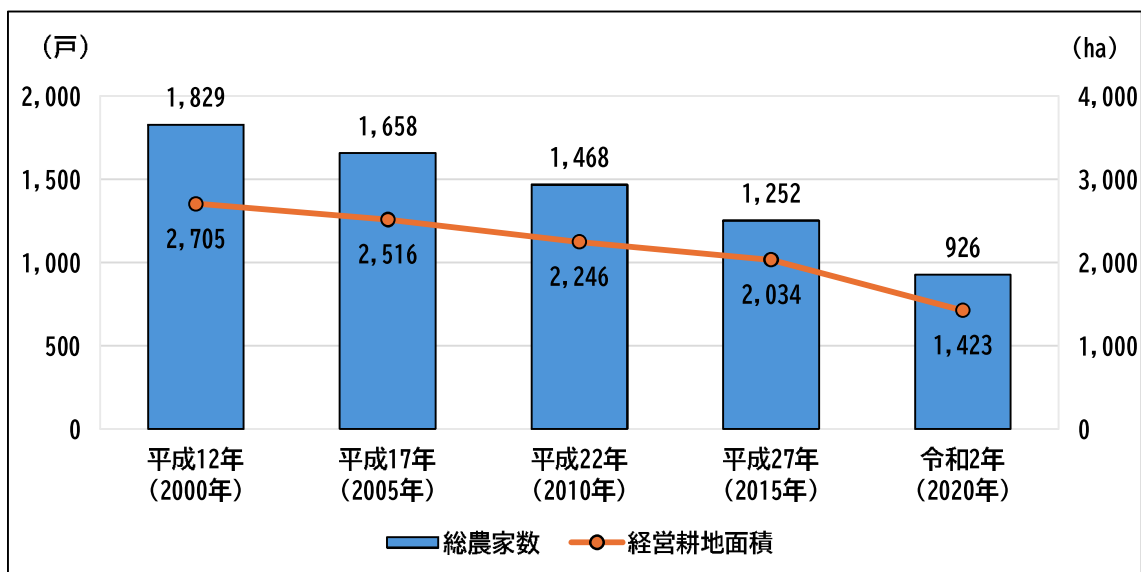
- 総農家数は減少傾向
- 経営耕地面積は減少傾向

○令和2年（2020年）の総農家数は926戸で、平成12年（2000年）から903戸減少しています。
 ○令和2年（2020年）の経営耕地面積は1,423haで、平成12年（2000年）から1,282ha減少しています。

図表 総農家数、経営耕地面積の推移

	総農家数（戸）			経営耕地面積（ha）
		販売農家	自給的農家	
平成12年（2000年）	1,829	1,393	436	2,705
平成17年（2005年）	1,658	1,194	464	2,516
平成22年（2010年）	1,468	968	500	2,246
平成27年（2015年）	1,252	748	504	2,034
令和2年（2020年）	926	534	392	1,423

出典：世界農林業センサス、農林業センサス



3. 工業

■事業所数、従業者数ともに長期的に見ると減少傾向

■製造品出荷額等は長期的に見ると増加傾向

○令和4年（2022年）の事業所数は20事業所で、平成22年（2010年）から7事業所減少しています。

○令和4年（2022年）の従業者数は702人で、平成22年（2010年）から320人減少しています。

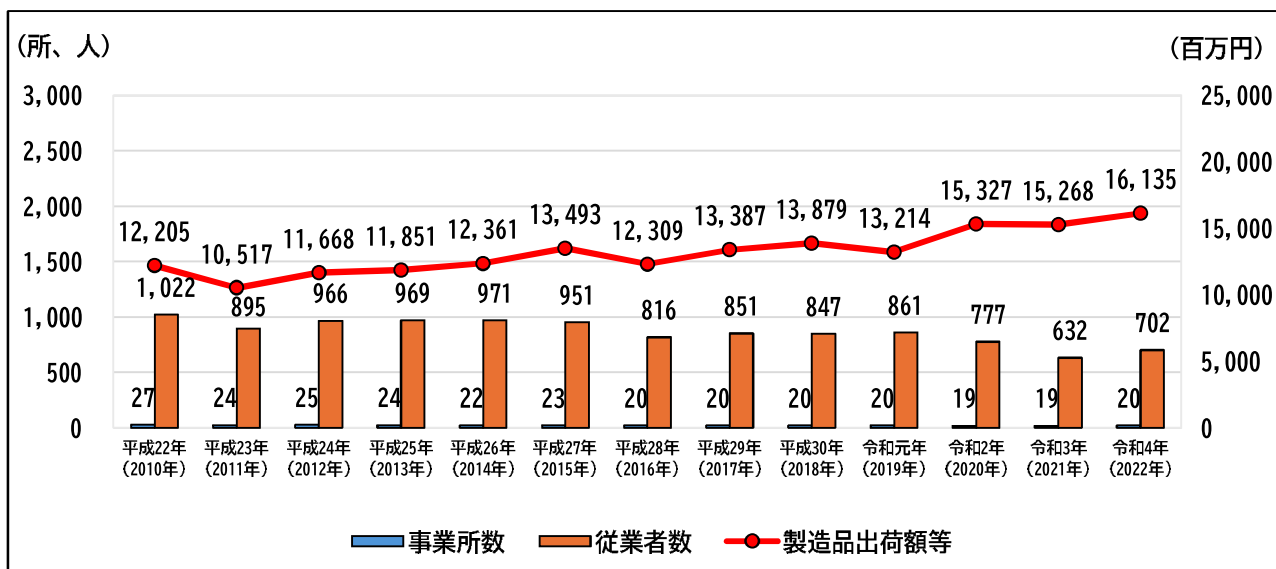
○令和4年（2022年）の製造品出荷額等は16,135百万円で、平成22年（2010年）から3,930百万円増加しています。

図表 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
平成22年(2010年)	27	1,022	12,205
平成23年(2011年)	24	895	10,517
平成24年(2012年)	25	966	11,668
平成25年(2013年)	24	969	11,851
平成26年(2014年)	22	971	12,361
平成27年(2015年)	23	951	13,493
平成28年(2016年)	20	816	12,309
平成29年(2017年)	20	851	13,387
平成30年(2018年)	20	847	13,879
令和元年(2019年)	20	861	13,214
令和2年(2020年)	19	777	15,327
令和3年(2021年)	19	632	15,268
令和4年(2022年)	20	702	16,135

出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査

※平成28年（2016年）より、事業所数および従業者数は翌年6月1日現在の実績



4. 商業

■事業所数、従業者数ともに長期的に見ると減少傾向

■年間商品販売額は長期的に見ると減少傾向

○令和3年（2021年）の事業所数は126事業所で、平成6年（1994年）から175事業所減少しています。

○令和3年（2021年）の従業者数は638人で、平成6年（1994年）から434人減少しています。

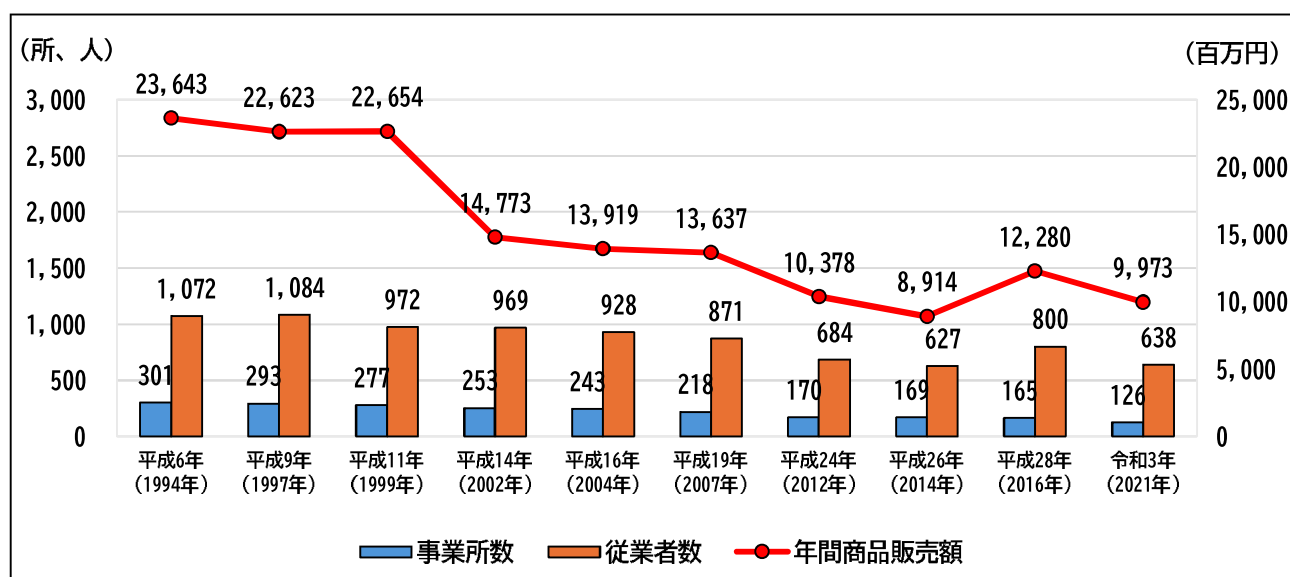
○令和3年（2021年）の年間商品販売額は9,973百万円で、平成6年（1994年）から13,670百万円減少しています。

○1事業所あたりの年間商品販売額は長期的に見ると横ばいになっています。

図表 事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	1事業所あたりの 年間商品販売額 (百万円)
平成6年(1994年)	301	1,072	23,643	79
平成9年(1997年)	293	1,084	22,623	77
平成11年(1999年)	277	972	22,654	82
平成14年(2002年)	253	969	14,773	58
平成16年(2004年)	243	928	13,919	57
平成19年(2007年)	218	871	13,637	63
平成24年(2012年)	170	684	10,378	61
平成26年(2014年)	169	627	8,914	53
平成28年(2016年)	165	800	12,280	74
令和3年(2021年)	126	638	9,973	79

出典：商業統計調査、経済センサス-活動調査



第7節 災害

1. 洪水浸水想定区域

- 町内に洪水浸水想定区域が指定
- 想定最大規模・計画規模模降雨時ともに、馬淵川沿岸に10mの浸水深となる区域がある

①洪水浸水想定区域（想定最大規模）

図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）（町全体）

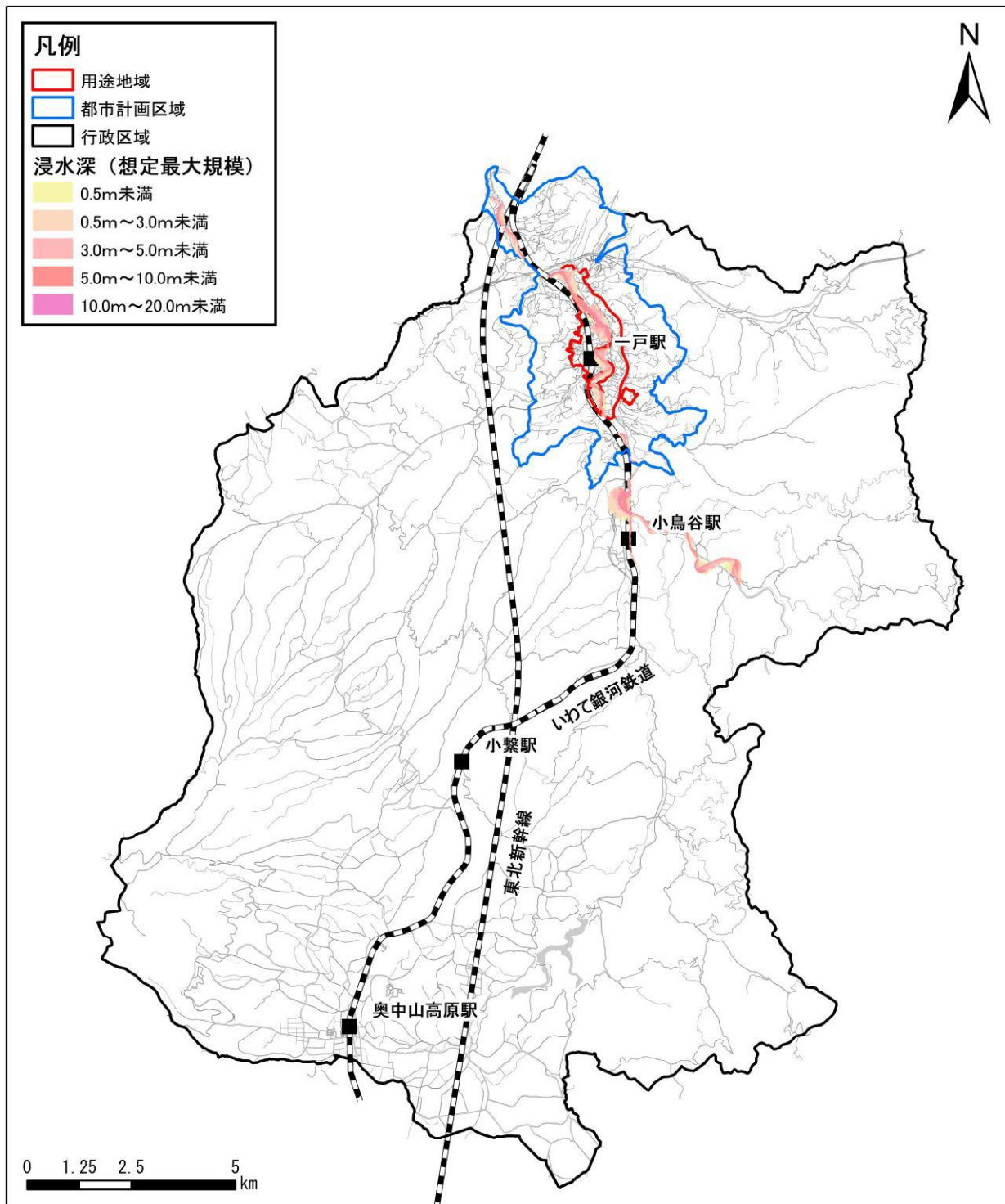
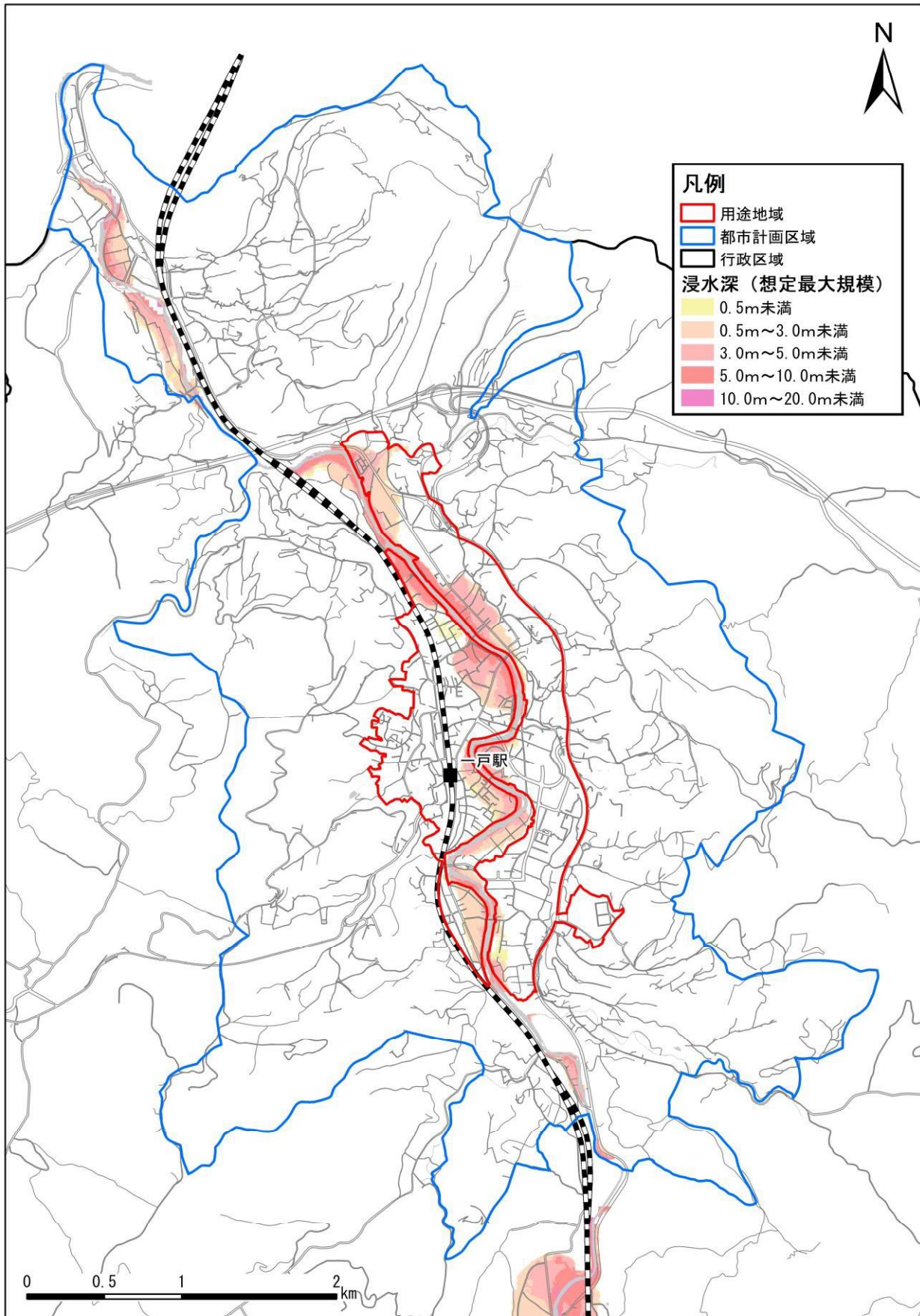
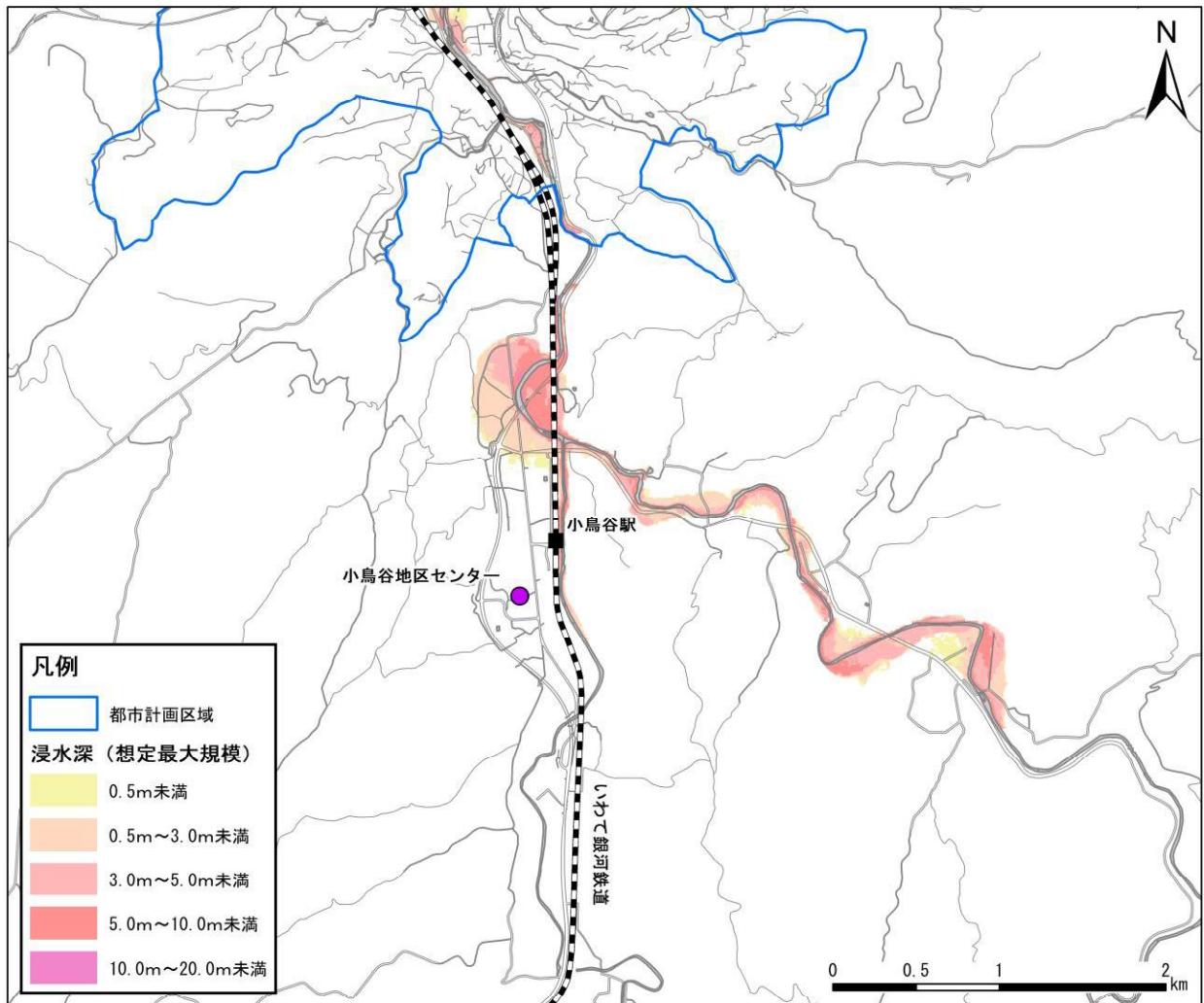


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）（都市計画区域）



出典：一戸町資料

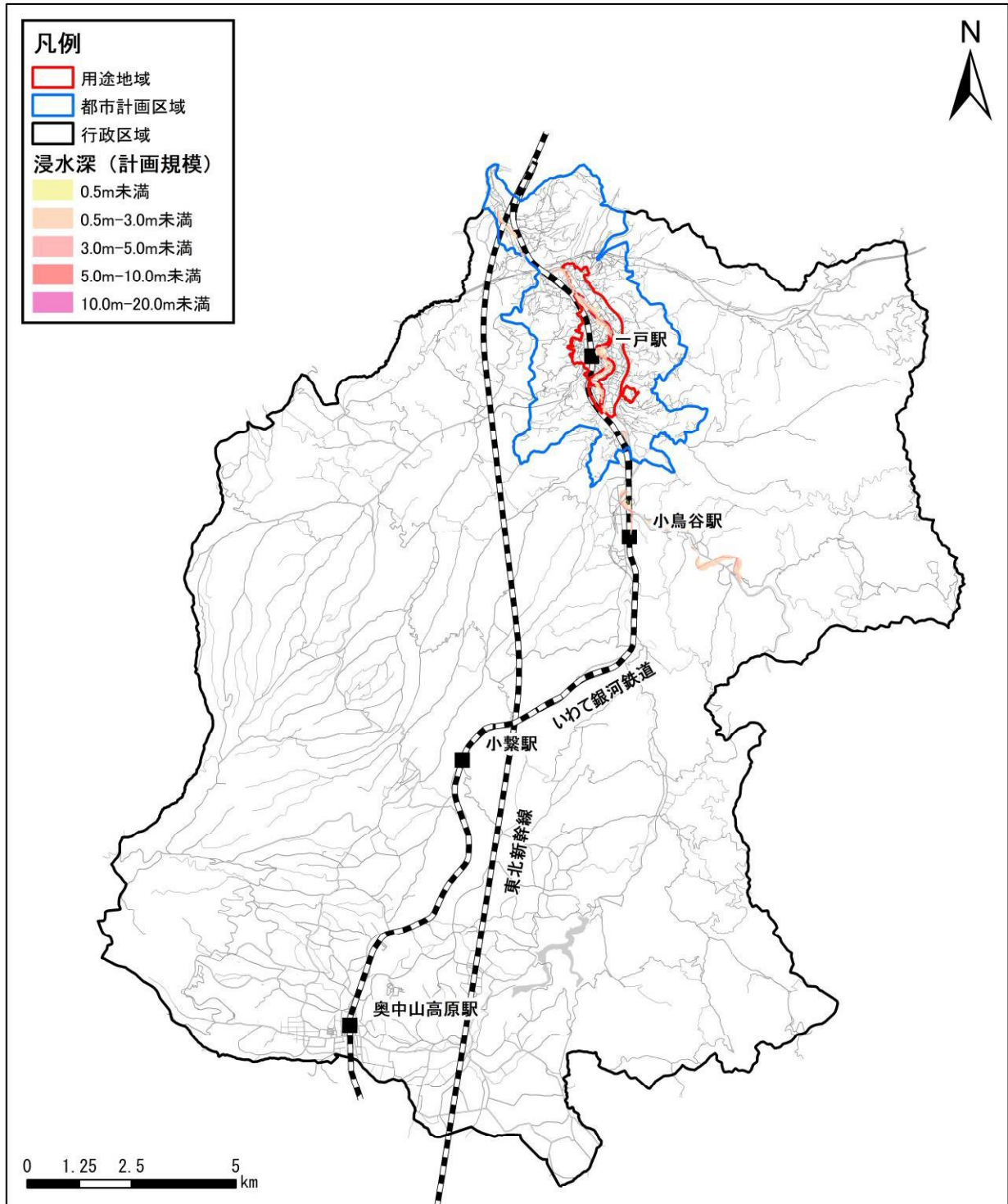
図 洪水想定想定区域（想定最大規模）（小鳥谷駅周辺）



出典：一戸町資料

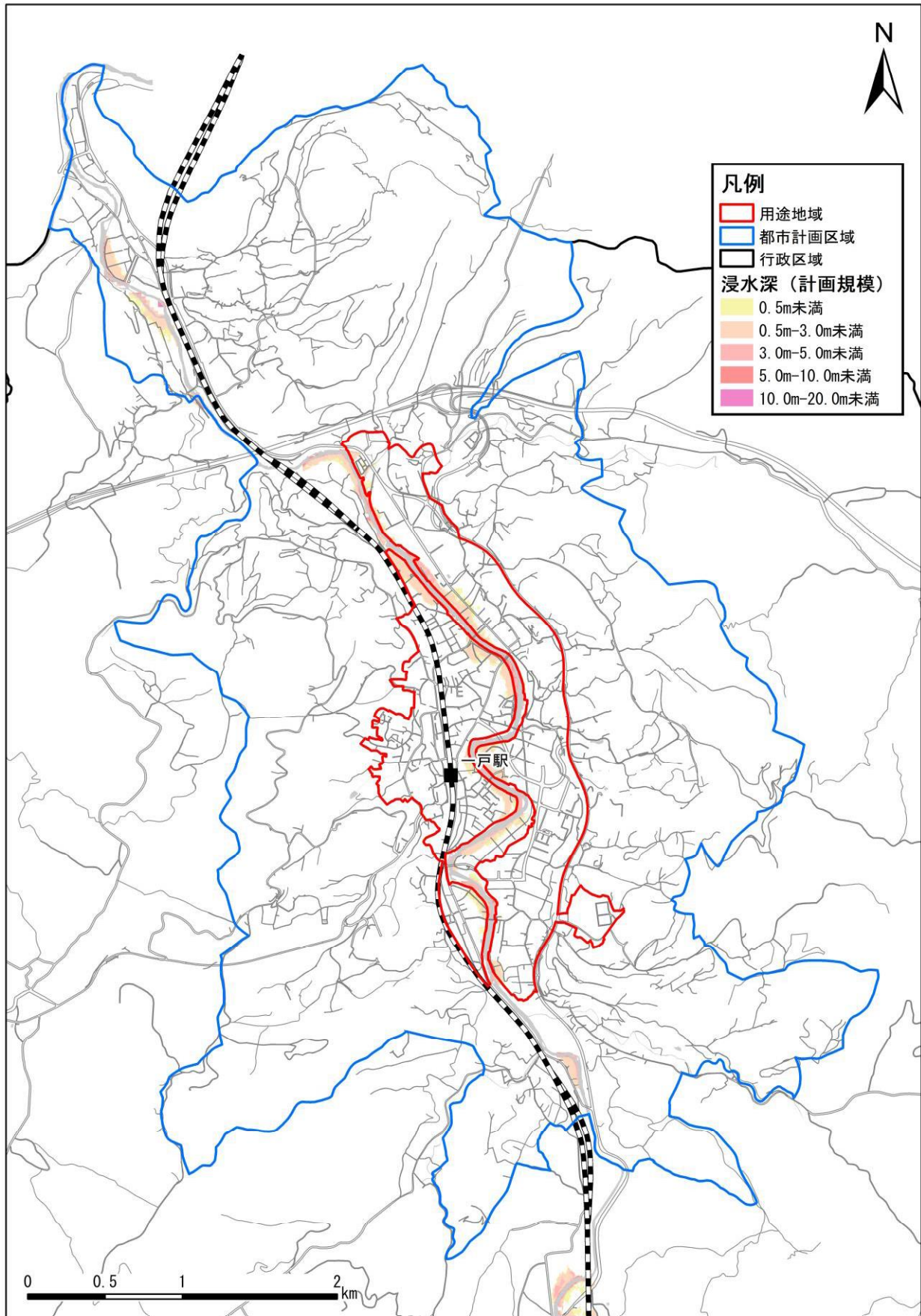
②洪水浸水想定区域（計画規模）

図 洪水浸水想定区域（計画規模）（町全体）



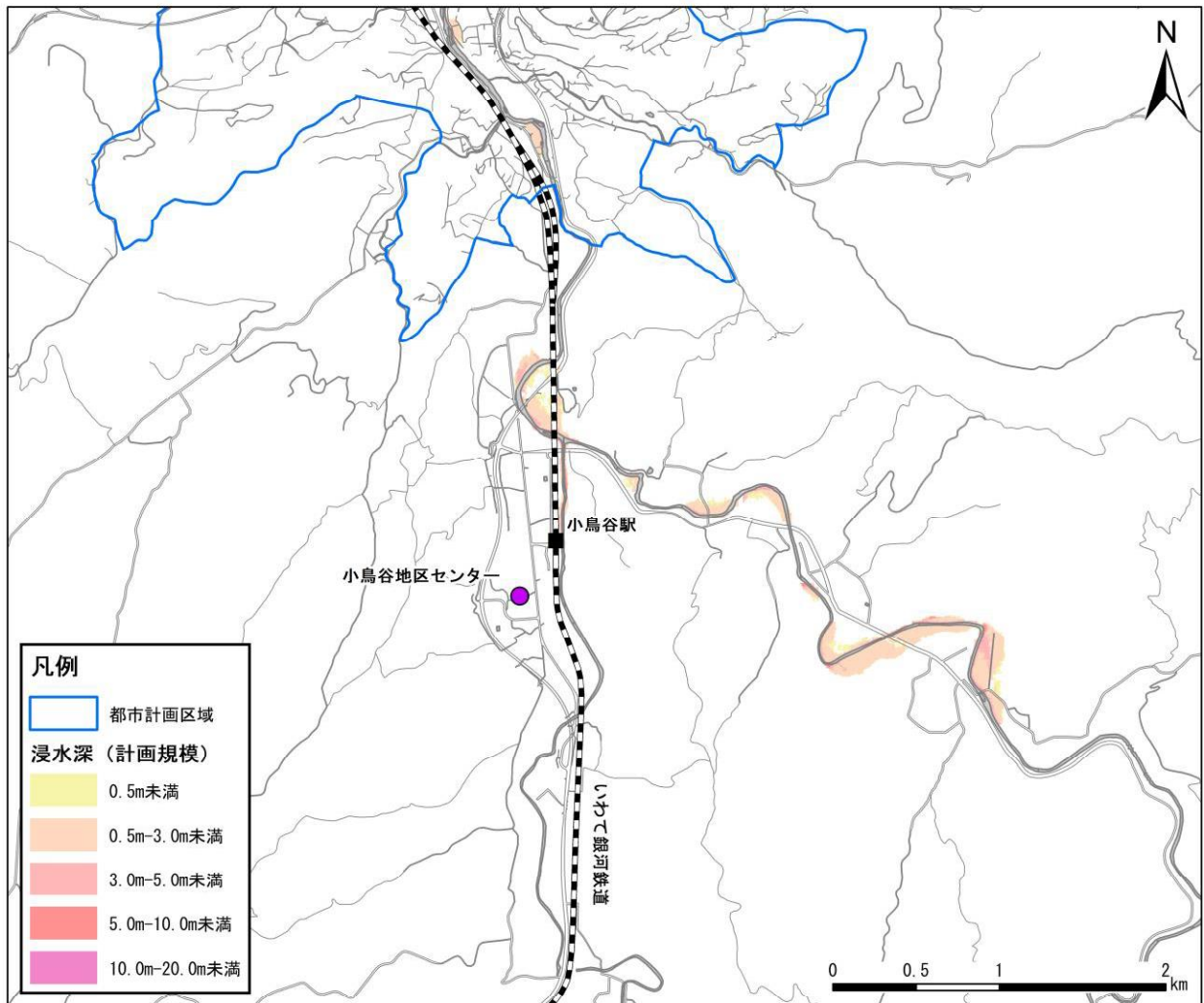
出典：一戸町資料

図 洪水浸水想定区域（計画規模）（都市計画区域）



出典：一戸町資料

図 洪水浸水想定区域（計画規模）（小鳥谷駅周辺）

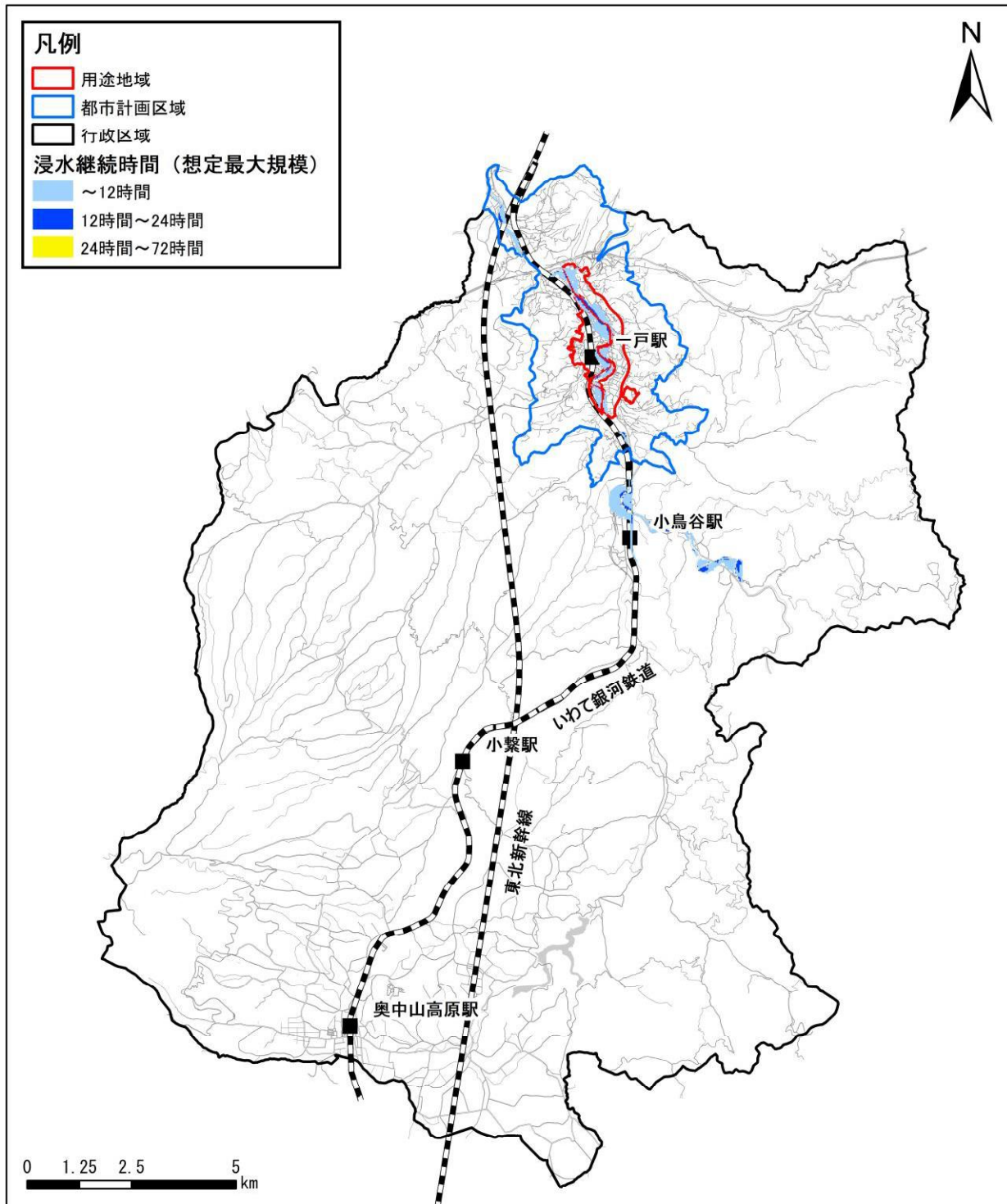


出典：一戸町資料

③浸水継続時間

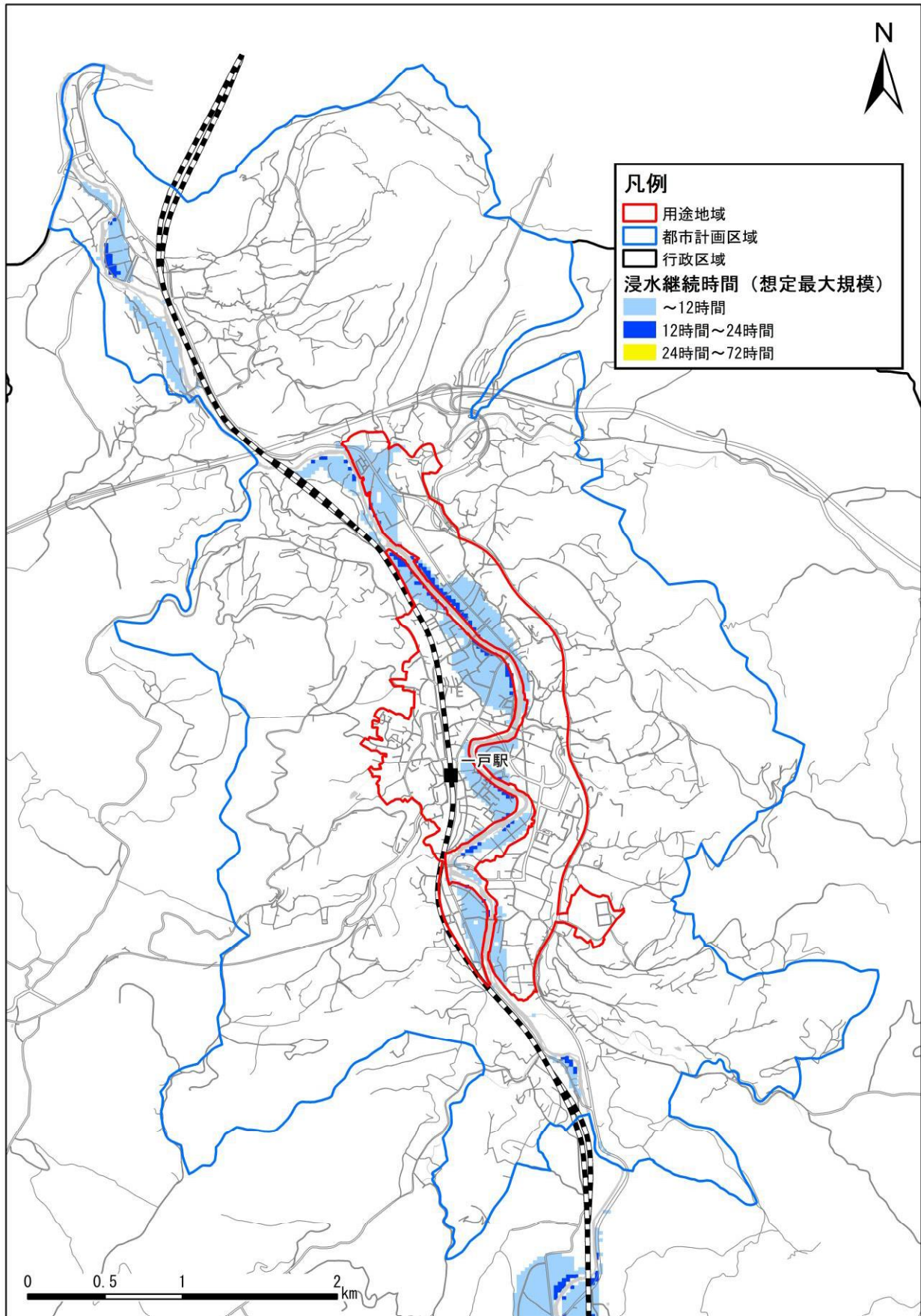
- 用途地域内における浸水継続時間は最大 21.0 時間
- 想定最大規模降雨時の浸水継続時間は姉帯地区の一部で 30 時間超

図 浸水継続時間（想定最大規模）（町全体）



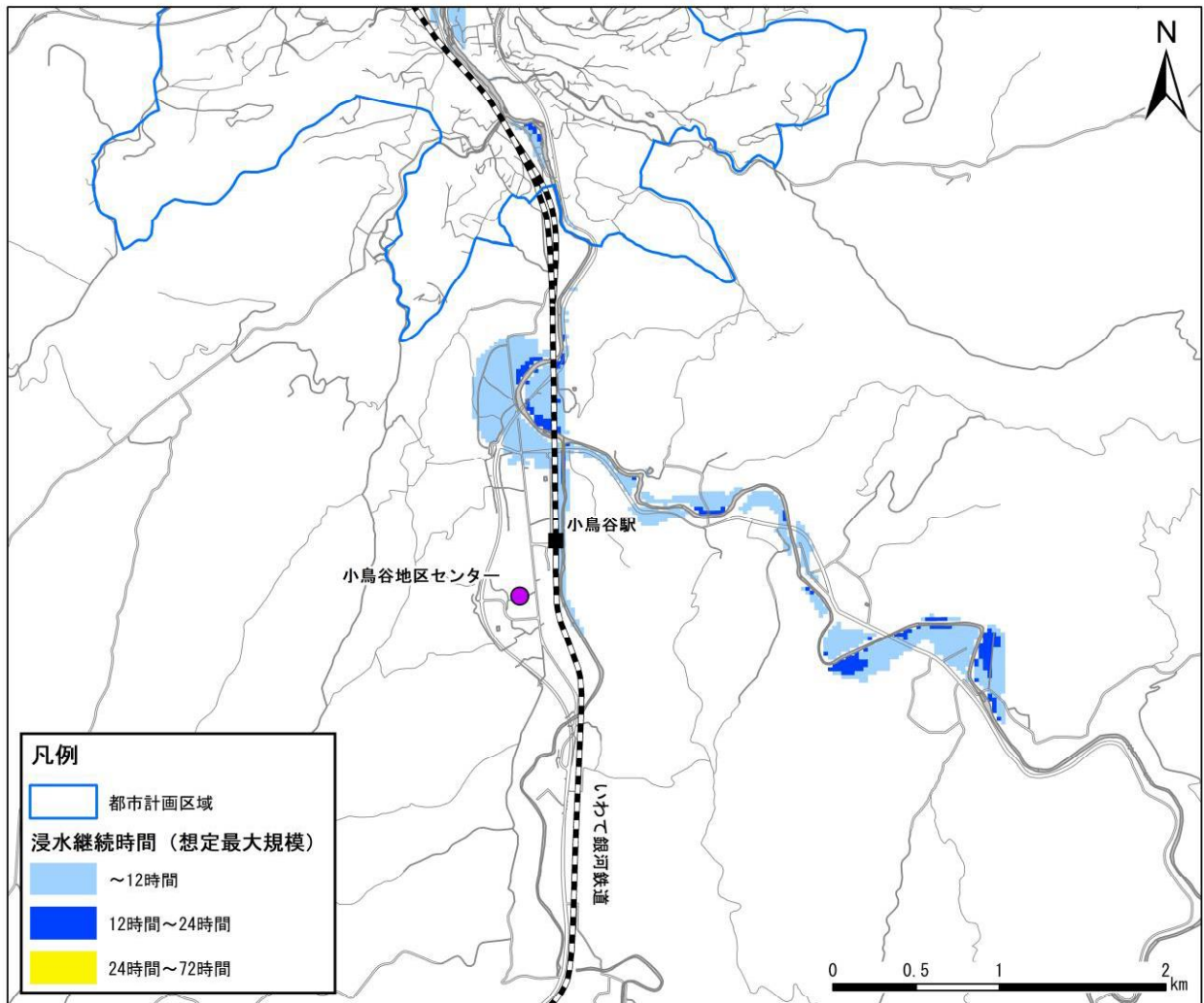
出典：一戸町資料

図 浸水継続時間（想定最大規模）（都市計画区域）



出典：一戸町資料

図 浸水継続時間（想定最大規模）（小鳥谷駅周辺）

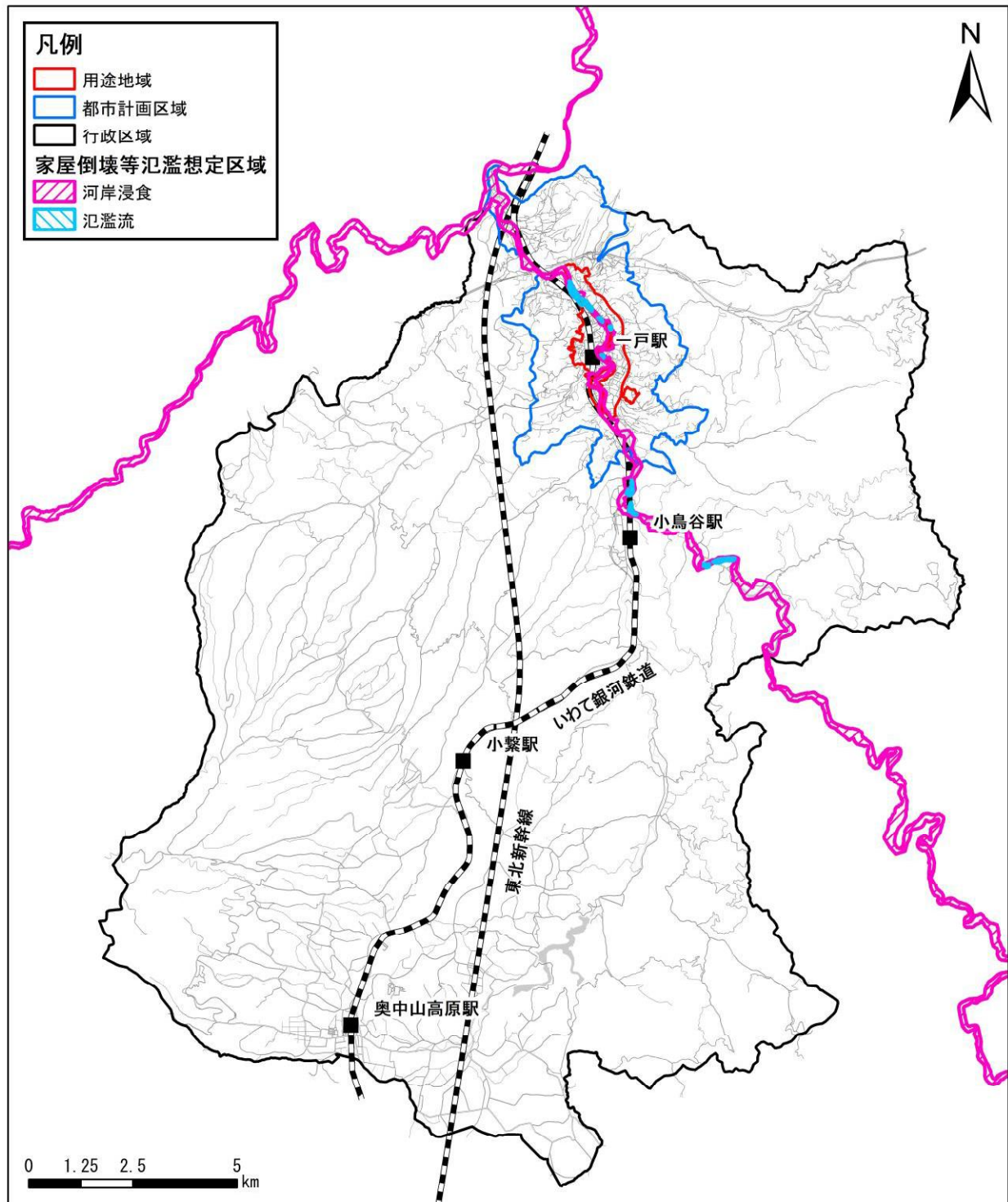


出典：一戸町資料

2. 家屋倒壊等氾濫想定区域

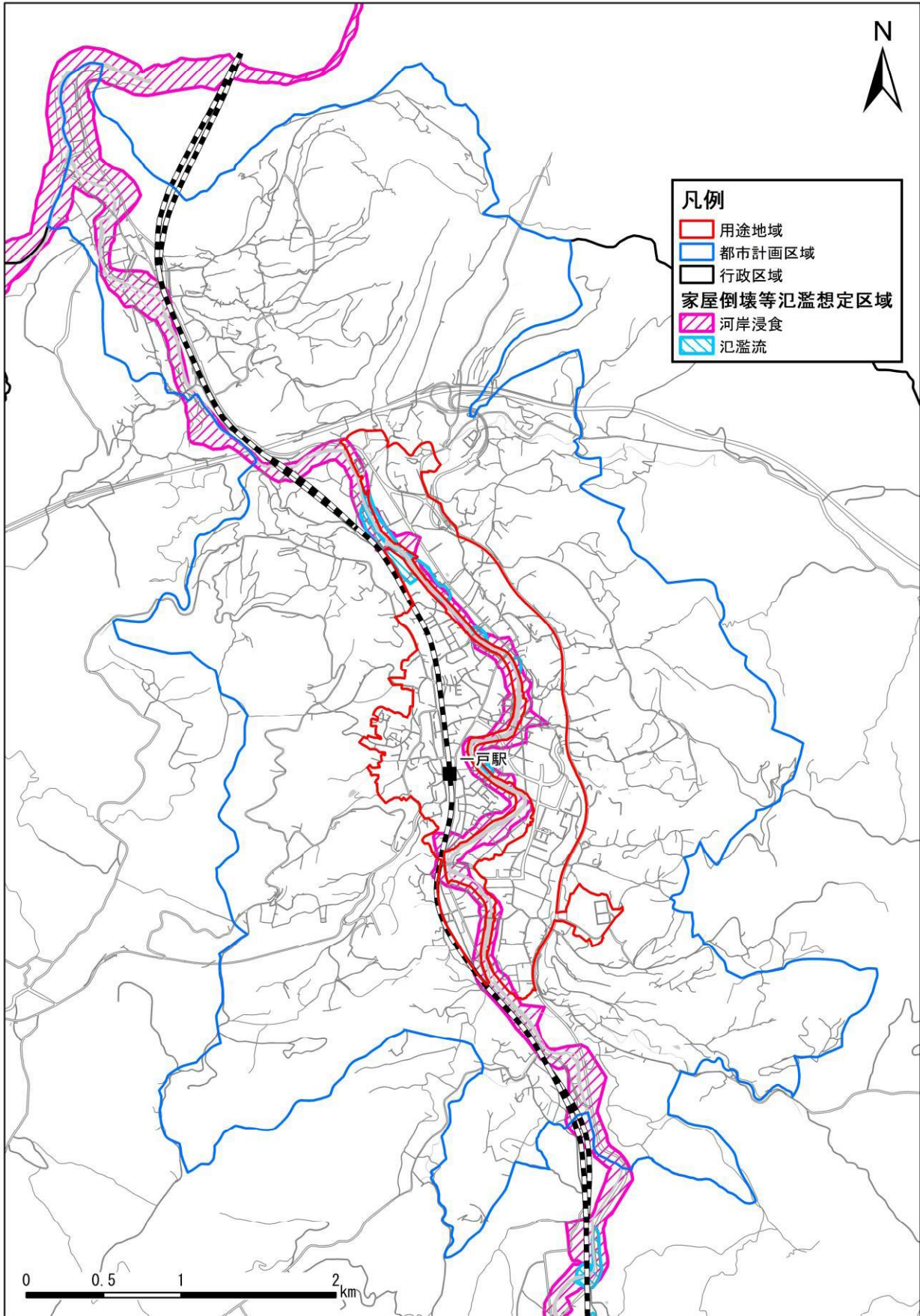
- 馬淵川沿岸に家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）が指定
- 用途地域内においても家屋倒壊危険想定区域（氾濫流）が指定

図 家屋倒壊等氾濫想定区域（町全体）



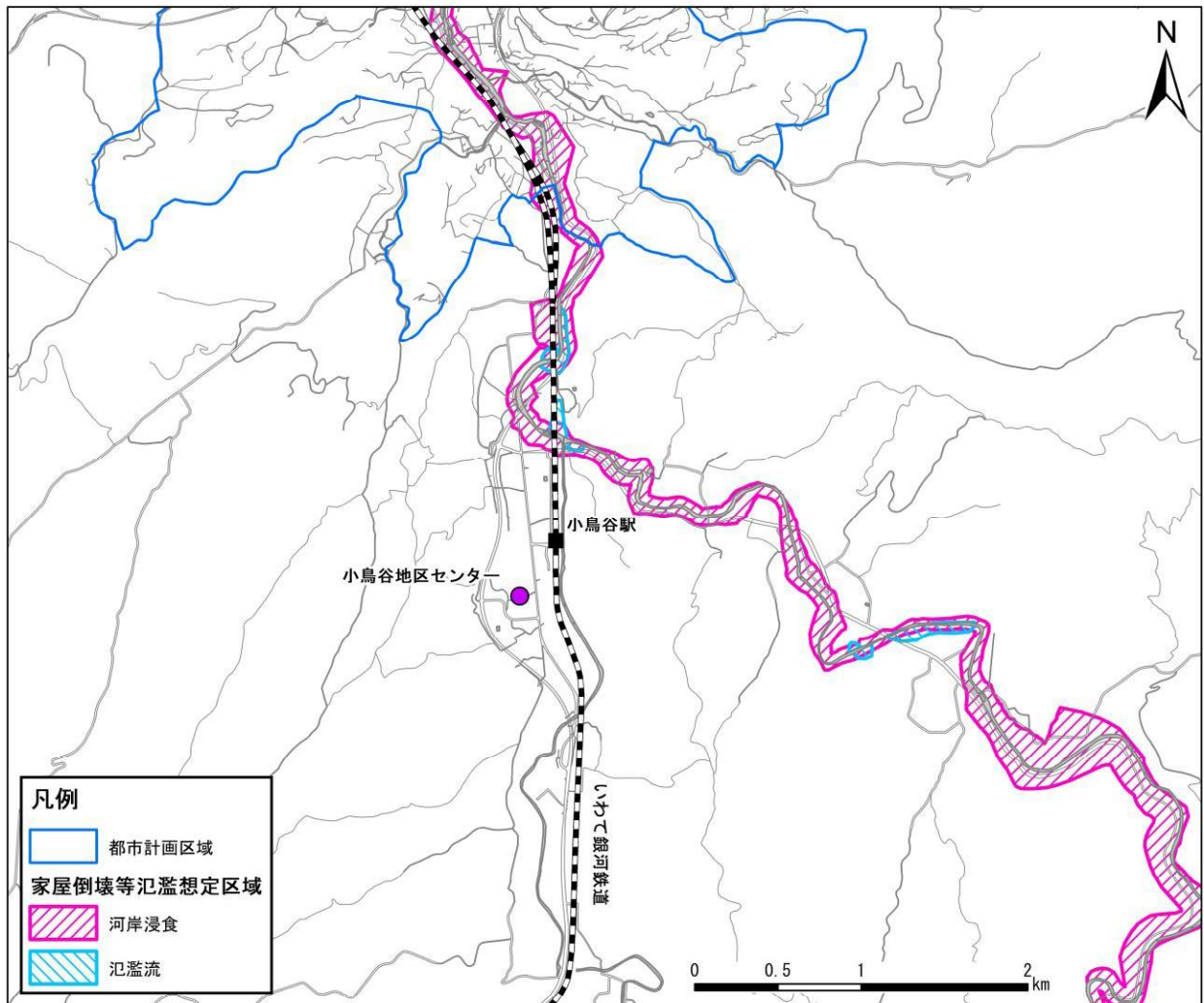
出典：一戸町資料

図 家屋倒壊等氾濫想定区域（都市計画区域）



出典：一戸町資料

図 家屋倒壊等氾濫想定区域（小鳥谷駅周辺）

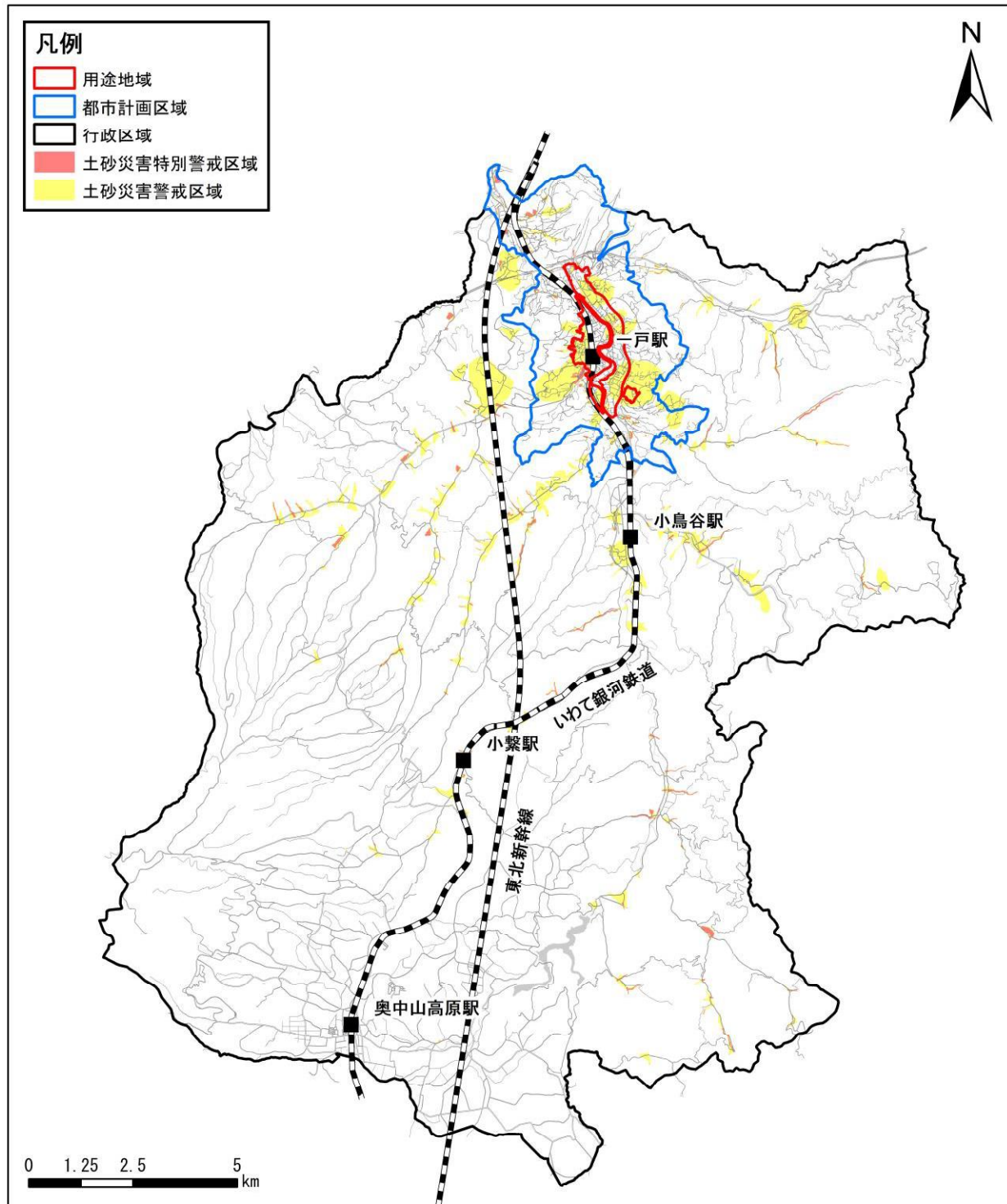


出典：一戸町資料

3. 土砂災害（特別）警戒区域

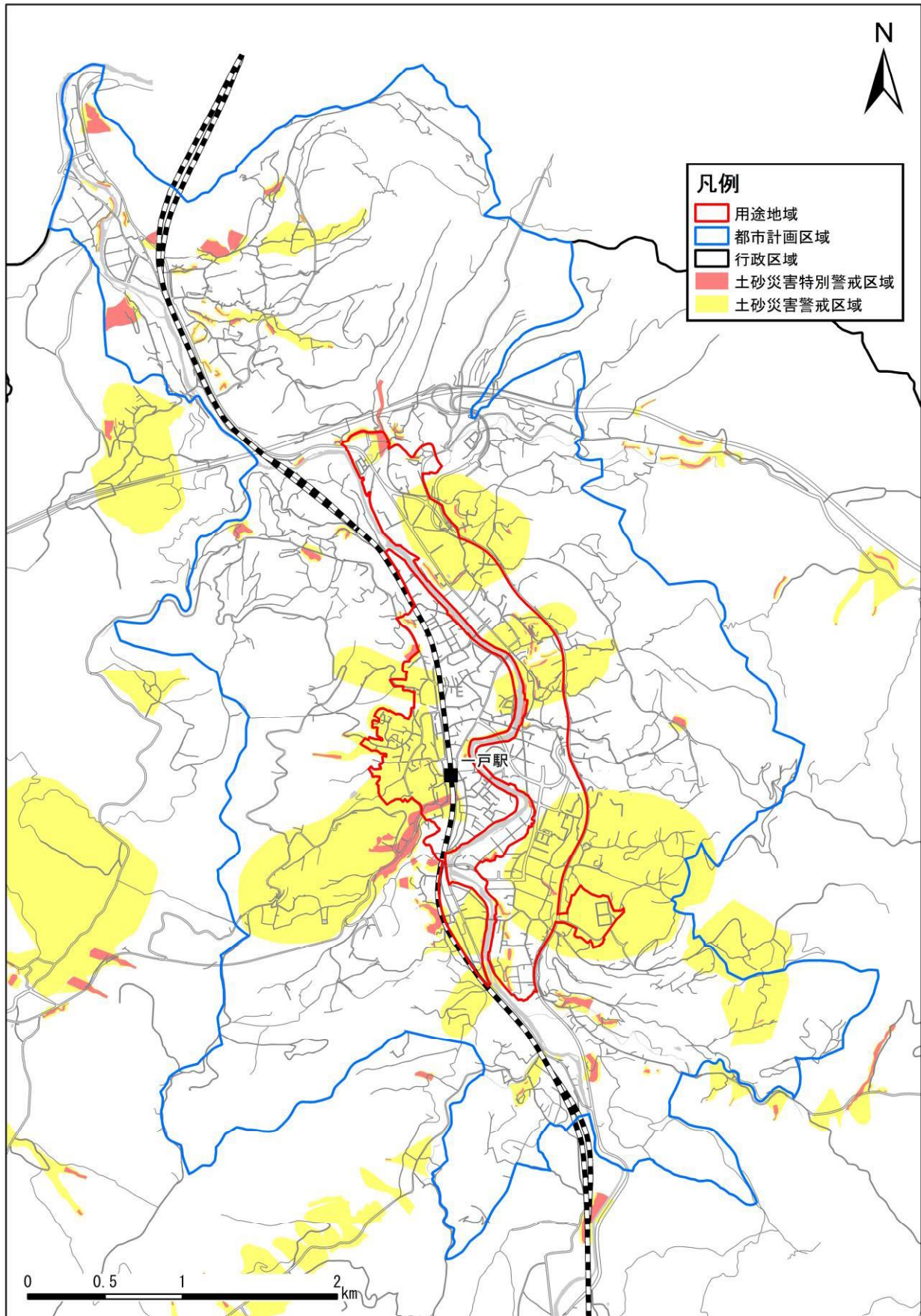
■町内には土砂災害（特別）警戒区域が指定

図 土砂災害（特別）警戒区域（町全体）



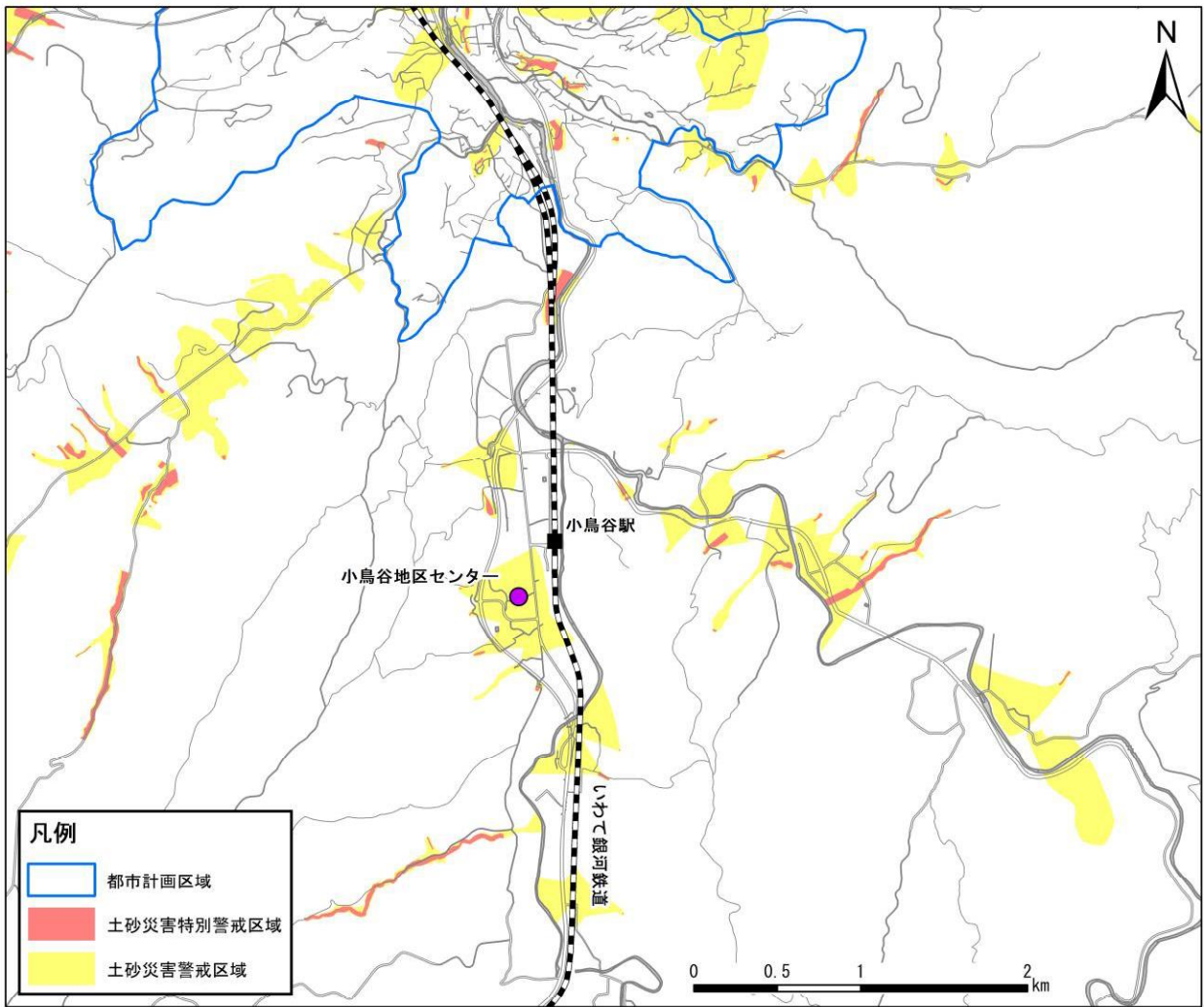
出典：一戸町資料

図 土砂災害（特別）警戒区域（都市計画区域）



出典：国土数値情報

図 土砂災害（特別）警戒区域（小鳥谷駅周辺）



出典：国土数値情報

第8節 地価

■標準値の地価公示価格は減少傾向

図表 地価公示価格の推移

単位：円/㎡

標準地	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
一戸字北館 151-4	18,100	17,500	17,100	16,800	16,400	16,000
高善寺字大川鉢 37-18	19,800	19,100	18,600	18,100	17,600	17,100
高善寺字野田 110-4	21,100	20,100	19,500	19,100	18,700	18,300

出典 国土数値情報

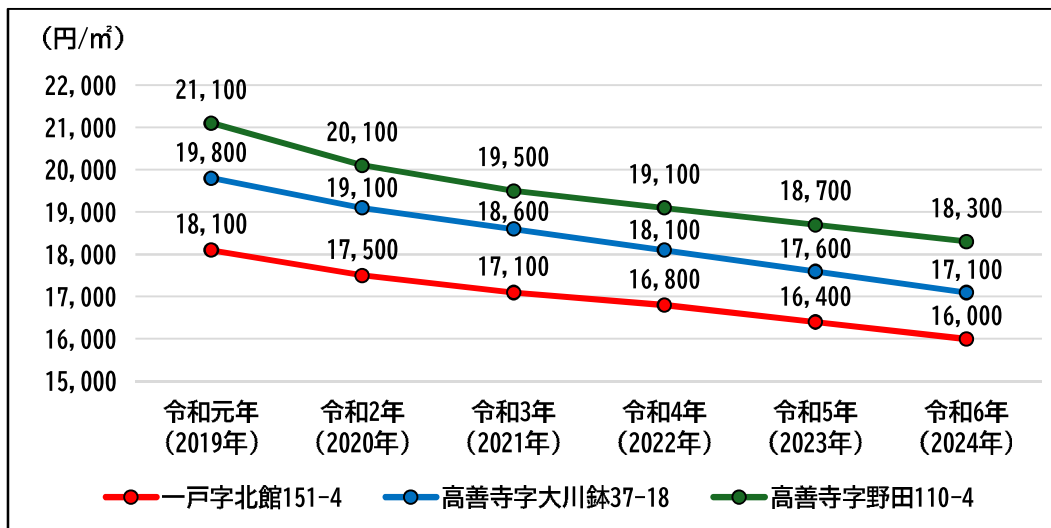
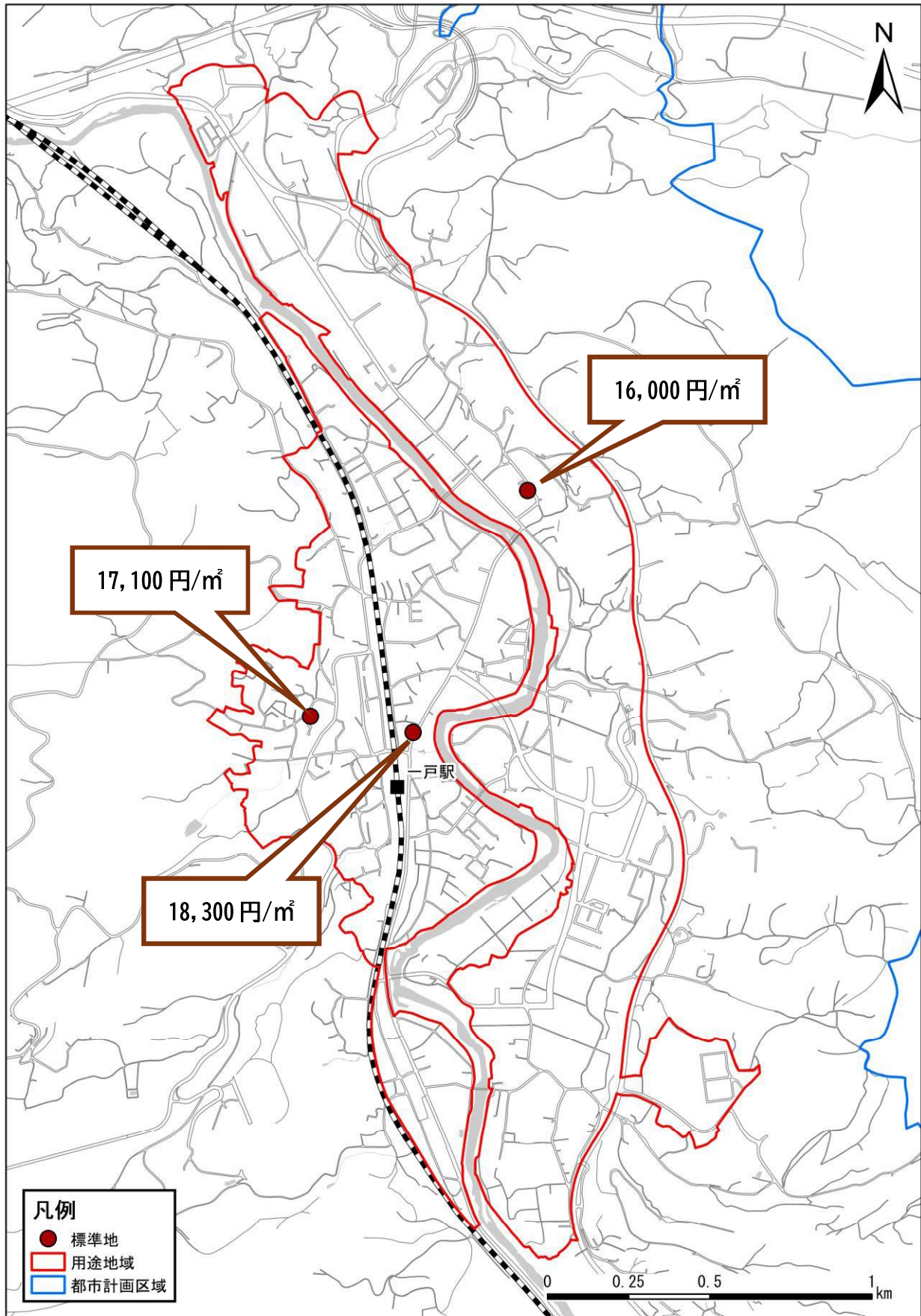


図 地価公示価格（令和6年）



第9節 財政

1. 歳入・歳出

■歳入・歳出ともに令和2年度をピークに減少傾向

- 令和5年度の歳入決算は総額98億5,103万8千円で、令和元年度の総額89億1,638万9千円から9億3,464万9千円(10.5%)増加しています。
- 令和5年度の歳出決済は総額94億259万9千円で、令和元年度の総額85億8,146万6千円から8億2,113万3千円(9.6%)増加しています。

■一般会計歳入決算額の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町税	1,607,635	1,558,810	1,715,497	1,697,936	1,650,244
地方譲与税	115,175	123,790	124,761	129,919	130,810
利子割交付金	478	635	555	283	229
配当割交付金	1,596	1,779	2,741	2,222	2,479
株式等譲渡所得割交付金	698	2,215	3,174	1,680	2,905
法人事業税交付金	-	3,562	10,269	14,923	16,625
地方消費税交付金	210,550	287,037	293,646	290,297	284,334
環境性能割交付金	2,378	5,216	5,081	5,908	6,809
地方特例交付金	18,643	6,981	22,757	4,304	4,275
地方交付税	3,242,588	3,290,083	3,503,765	3,559,277	3,484,322
交通安全対策特別交付金	1,039	1,188	1,087	1,034	959
分担金及び負担金	34,941	22,923	18,492	29,863	19,071
使用料及び手数料	59,613	56,609	52,474	54,283	51,374
国庫支出金	731,040	2,291,963	1,621,491	1,154,251	1,293,143
県支出金	1,139,400	897,426	857,187	788,939	690,249
財産収入	47,126	49,986	132,991	48,105	51,063
寄附金	12,391	63,293	130,082	155,700	164,733
繰入金	259,811	288,044	148,454	287,435	388,671
繰越金	370,936	334,923	408,803	493,094	444,157
諸収入	337,275	314,146	330,945	327,284	418,023
町債	713,400	926,300	856,500	761,900	746,000
自動車取得税交付金	9,676		19	102	563
歳入合計	8,916,389	10,526,909	10,240,771	9,808,739	9,851,038

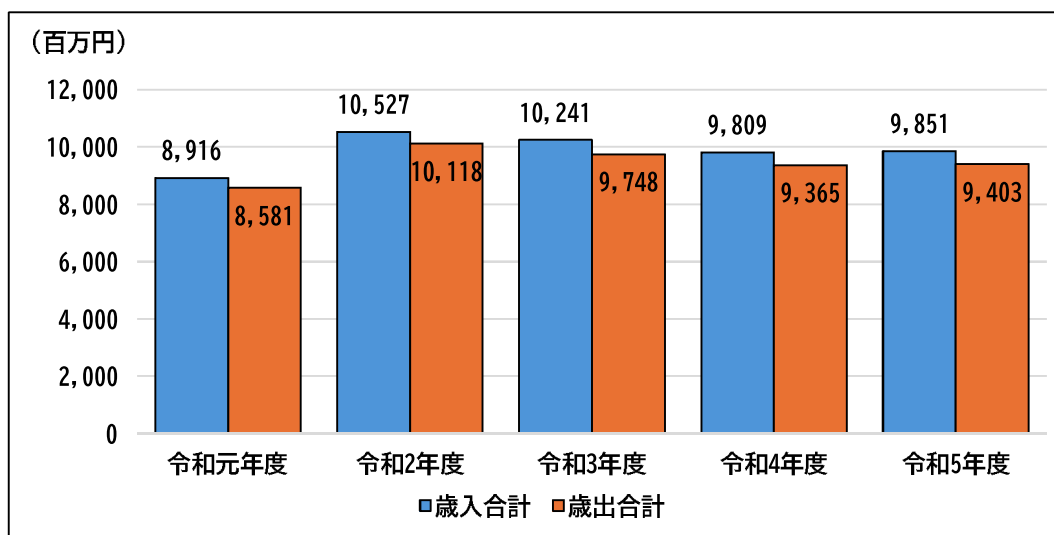
■一般会計歳出決算額の推移

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	1,189,985	1,253,835	1,283,880	1,332,872	1,298,849
扶助費	1,200,582	1,290,133	1,562,186	1,480,690	1,544,264
公債費	969,790	935,936	831,513	790,375	741,373
普通建設事業費	1,155,643	1,411,431	1,572,029	1,106,437	1,119,417
災害復旧事業費	194,077	58,475	27,843	245,440	307,709
物件費	1,550,552	1,489,816	1,633,086	1,634,641	1,655,516
維持補修費	143,131	145,218	204,601	258,953	182,006
補助費等	901,996	2,149,804	956,343	1,271,335	1,087,162
積立金	223,411	367,536	656,906	233,767	469,251
投資及び出資金	27,541	26,794	26,627	27,239	26,372
貸付金	55,956	55,956	55,420	53,500	52,000
繰出金	968,802	933,172	937,243	929,333	918,680
歳出合計	8,581,466	10,118,106	9,747,677	9,364,582	9,402,599

出典：一戸町ホームページ

図 歳入・歳出の推移



第3章 都市の課題

第1節 上位関連計画の整理

本計画の上位計画を整理します。

作成主体		計画名	策定年次
県	①	一戸都市計画区域マスタープラン (都市計画区域マスタープラン)	平成16年5月
町	①	基本構想	
	②	一戸町総合計画後期基本計画	令和5年3月
	③	一戸町人口ビジョン・総合戦略	平成28年3月
	④	一戸町国土強靱化地域計画	令和3年3月
	⑤	一戸町過疎地域持続的発展計画	
	⑥	一戸町公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
	⑦	一戸町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】	令和5年11月
	⑧	一戸町空家等対策計画	令和2年3月
	⑨	道路の整備に関するプログラム	平成31年3月
	⑩	一戸町景観計画	平成25年4月

1. 県の計画

①一戸都市計画区域マスタープラン（平成16年5月）

【都市計画区域の将来像】

人と自然と交流を育む都市まち いちのへ

【都市計画区域の基本方針】

- (1) 優れた自然環境、景観の維持・保全
- (2) 人と地球に優しい住みやすい居住環境の形成
- (3) 躍動感のある複合的な産業拠点の形成
- (4) 定住と交流を支える交通網と市街地環境の形成
- (5) 歴史資源を生かした都市拠点の形成

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

(1) 商業地

- 商業地を個性的で魅力あるまちづくりの一環としてとらえ、歴史や文化、伝統を活かした住民のためのコミュニティ空間づくり、また生活や文化にかかわる情報提供の場づくりといった視点に立って、商業者、商業関連団体、行政が一体となって既存商店街の再生及び新たな商業ゾーンの形成をハード・ソフトの両面から総合的に進めます。

- 共同駐車場やコミュニティ施設など、既存商店街の共同施設の整備を図り、利便性の向上と人々が集うコミュニティ空間としての商店街の環境整備に努めます。
- 新市街地における共同店舗に隣接して、憩いと交流の場として緑地公園の整備を促進します。
- いわて銀河鉄道一戸駅周辺及び商店街について、まちの玄関にふさわしい駅周辺整備を計画的に進めていくほか、行政拠点機能の強化、商業機能の再生整備などを進め、にぎわいのある利便空間の創出に努めます。

(2) 工業地

- 高速交通網や豊かな自然環境などの優位性を活かしながら、創造的な経営戦略の展開、地域特性を活かした企業の育成、地域内外の企業間交流の活発化などを促進し、工業の高付加価値化を進めていくため、受け皿となる工業地の形成を図ります。
- 一戸インター工業団地へ活力と魅力ある企業の立地を促進し、雇用受け入れ態勢の充実を図ります。

(3) 住宅地

- 既存住宅地においては、生活道路の整備充実や身近な公園、下水道などの整備を図るとともに、住民参加のもとに緑化や個性ある景観づくりを推進し、総合的な居住環境の向上に努めます。
- 市街地周辺などにおいては、土地利用関連計画などの調整のもと、必要に応じて公的な住宅地開発を含め、適切な土地利用の誘導や先行的な基盤整備を図って良好な宅地の供給を進めます。
- ゆとりとうるおいのある快適な居住空間を創出するため、住民参加の整備手法の導入を検討・推進するとともに、公園・緑地、街路、下水道などの基盤施設の整備を進めます。
- 目指す人口規模や今後の住宅ニーズなどを勘案し、既存市街地の周辺などにおいて、先行的な都市基盤整備を行いながら、質の高い居住環境が確保された住居系市街地の形成を誘導します。

(4) 新市街地

- 各種施設の緑化や緑地公園の整備などによる緑豊かな空間の形成を図り、集客力を持つショッピングセンターを整備し、保健・医療・福祉機能と商業機能が一体となった新たな「まちの顔」となる賑わいあふれる空間の創出に努めます。
- 新市街地と既存市街地を連絡する街路の整備を図りながら、新市街地に集積された機能の活用と商業地との連携強化に努めます。
- 新市街地周辺部は、良好な居住環境となるよう都市基盤施設の整備を進めながら、一戸らしいまち並み景観が形成されるよう努めます。

(5) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

(6) その他

- 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

(1) 交通施設の整備の方針

- 将来動向を見据えた道路網の体系的、計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の利便性の確保・向上を促進し、地域連携と交流の時代にふさわしい総合的な道路・交通ネットワークの確立に努めます。
- 総合的道路体系の確立を目指し、広域交流基盤への対応をはじめ、新市街地や観光・交流施設へのアクセス向上、生活の利便性向上、うるおいのあるみちづくりなど総合的、計画的な道路網の整備に努めます。

(2) 下水道の整備の方針

- 美しく快適な環境づくりのため、公共下水道事業の推進をはじめ、地区条件に適合した整備手法の導入によって、全区域の水洗化の早期実現を目指します。
- 市街地を中心とする住宅密集地区においては、公共下水道事業により順次計画的に事業の推進を図ります。

(3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- 市街地については、機能的な商業地・良好な住宅地の確保、利便性の向上を図ります。
- その方策として、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の面的事業、道路及び下水道及び公園の整備を検討するほか、地区計画、特別用途地区等により土地利用の誘導等を検討します。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

(1) 公園・緑地等の配置の方針

①身近な公園の適正配置

- 住民の身近な憩いの場、子供が安心して遊べる場を確保するため、さらには防災面の機能強化を図るため、既存の公園の適正な維持管理に努めるとともに、既存市街地や集落内において、身近な公園や広場などの適正配置に努めます。
- 県立一戸病院の跡地については、周辺の居住環境などに配慮した上で公園等の整備について検討します。
- 新市街地における共同店舗に隣接して、緑地公園の整備を促進します。

②総合運動公園の整備

③地域資源を活かした特色ある公園・緑地の整備

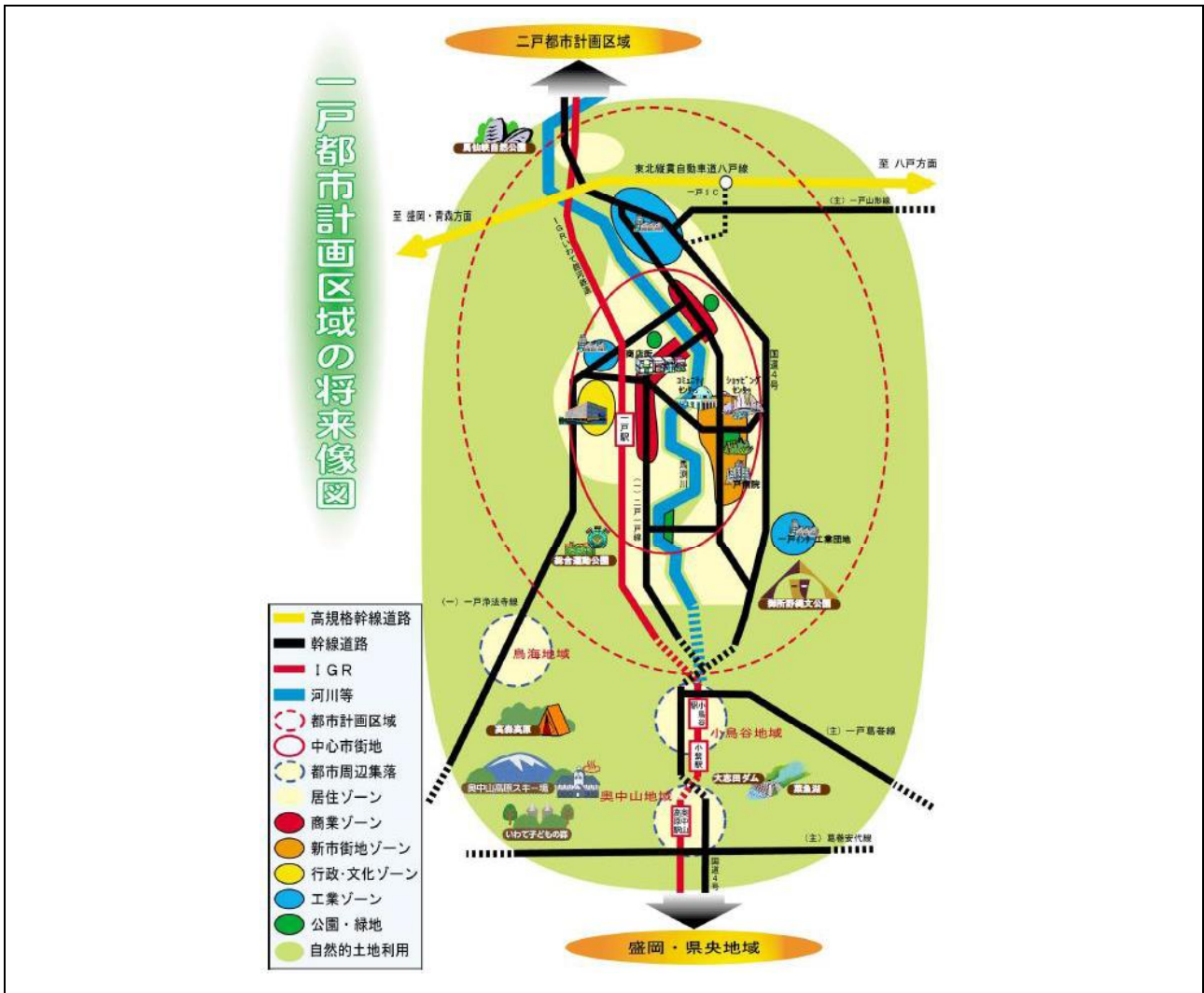
- 水辺の豊かなうるおい空間を創出するため、馬淵川河川敷を利用した親水公園の整備や大志田ダムと周辺の整備促進に努めるとともに、一戸町内の河川や水路などについても自然環境の保全に留意しながら水と親しむことができるよう環境の整備を図ります。
- 御所野縄文公園の整備を計画的に進めていくほか、その他文化遺産などの周辺整備や史跡公園化などを図り、個性的なふれあい・交流空間の創出に努めます。

④緑のネットワーク

- 区域内の公園・緑地をネットワークする遊歩道などの整備に努めます。

(2) 環境保全の方針

- 折爪馬仙峡県立自然公園に指定されている区域は、保全を図るものとします。



2. 町の計画

①基本構想

【取り組み期間】

平成 31(2019)年度～38(2026)年度

【基本理念】

- (1)みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち
- (2)みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち
- (3)みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち

【基本目標】

- ①将来を担う人材を育むまちづくり
- ②人が集まり地域が活力にあふれるまちづくり
- ③産業の振興と仕事を創出するまちづくり
- ④歴史や文化を活かすまちづくり
- ⑤元気で健やかに暮らせるまちづくり
- ⑥生活しやすい環境が充実するまちづくり

②一戸町総合計画後期基本計画（令和5年3月）

【取り組み期間】

令和5（2023）年度～令和8（2026）年度

【基本目標：①将来を担う人材を育むまちづくり】

- ・生涯学習社会の構築
- ・学校教育の充実
- ・青少年の健全育成
- ・スポーツの推進
- ・一戸高校支援の充実

【基本目標：②人が集まり地域が活力にあふれるまちづくり】

- ・町民主役のまちづくりの推進
- ・関係人口の創出と移住・定住の支援
- ・多様な活動の場の構築

【基本目標：③産業の振興と仕事を創出するまちづくり】

- ・農業の振興
- ・林業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光・レクリエーション業の振興
- ・地場産品の振興

【基本目標：④歴史や文化を活かすまちづくり】

- ・世界遺産「御所野遺跡」を守り伝えるまちづくりの推進
- ・歴史文化の継承と創造

【基本目標：⑤元気で健やかに暮らせるまちづくり】

- ・地域福祉の推進
- ・保健の充実
- ・子育て支援の充実
- ・高齢者福祉の充実
- ・障がい者福祉の充実
- ・医療体制の確保・充実

【基本目標：⑥生活しやすい環境が充実するまちづくり】

- ・脱炭素社会の実現と自然環境の保全
- ・社会基盤施設の整備
- ・住宅の整備
- ・環境衛生対策の充実
- ・広報広聴の充実
- ・消防・防災体制の充実
- ・安全安心な生活の実現

③一戸町人口ビジョン・総合戦略（平成 28 年 3 月）

【人口減少対策の基本的な考え方】

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策 5 原則等を基に、一戸町における、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

【人口減少に立ち向かうための 3 つの基本目標】

- ①やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を産み出し、一戸への新たな流れの創出を目指す。
 - 新卒就職期における若者の町外流出を抑制するため、就業理解を深める機会を増加するとともに、企業の雇用インセンティブを刺激する取り組みを強化します。
 - 社会人としての経験を得た優良な人材による U・I・J ターンを積極的に支援します。
 - 農林業の持つ可能性を調査し、さまざまな方策による所得・雇用機会の確保を図るとともに、一戸町の農林業を町の魅力と位置づけ、その価値の訴求活動を強化します。
 - より一戸町に関心を持ち、実際に訪れていただくために、観光施設等の紹介以外に、文化や歴史、特産品や産業などもパッケージとして情報発信を行い、観光、交流、移住に対応できる体制の強化を図ります。
- ②社会全体で子育てを支援し、未婚率低下と出生率の向上を目指し、豊かな教育による地域の魅力化につなげる。
 - 就労、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目のない支援により、町民の結婚したい、子どもを産みたい、育てたいという希望をかなえる取組みを進めます。
 - 保育所の整備や保育サービスの拡充、児童の放課後の居場所充実を図り、子育てと仕事の両立の支援、子育てに対する総合的な支援など子育てにやさしい環境づくりを目指します。
 - 子どもが小さなころから意欲や意思を持ち、学力向上と職業意識を高め、学びの場を拡充しながら町の活力となるような施策を展開します。
- ③医療・福祉やコミュニティ、再生可能エネルギーなど地域資源と活力が豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す。
 - 町が世界遺産登録を推進する御所野遺跡で営まれた自然と共生する「縄文の心」をシンボルに、再生可能エネルギーなど自然の恵みを生活に取り込み、地域の資産を活かし、環境に配慮したまちづくりを展開します。
 - 町に関する情報を一元的に集約してきめ細やかに発信し、必要な情報が必要な人に行きわたるよう積極的に情報の循環を行います。
 - 関係機関と連携・協力体制を確立し、施設の整備や人材確保、通院手段の確保などを行うとともに地域医療の担い手を育成し、地域医療環境を確保します。
 - 生活習慣病の予防に取り組み、特に働き盛りの 30～50 代の特定健診受診率を向上し、健康づくりにつなげます。
 - コミュニティ活動への支援、医療、福祉・介護の充実、地域公共交通の確保など、若者からお年寄りまで全ての人々が安心して暮らせる地域をつくりまします。

④一戸町国土強靱化地域計画（令和3年3月）

【計画期間】

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの概ね5年間

【めざすべき姿】

- みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち
- みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち
- みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち

【基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- 4 迅速な復旧・復興を可能とする

【事前に備えるべき目標】

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
- 3 必要不可欠な行政機能を維持する
- 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- 6 制御不能な二次災害を発生させない
- 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

【推進すべき方策】

○避難対策の整備

避難所及び避難場所への安全かつ円滑な避難のため、避難所看板や避難誘導標識の設置、避難路の整備等の避難対策について検討する。

○二次災害の防止体制の整備

水害・土砂災害防止体制の整備を図る。

○河川施設の管理、整備

河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要望するとともに、その推進に協力する。

○雨水排水施設

市街地の浸水被害等を防止するため、雨水の迅速な排除が行えるよう浸水対策に努める。

○活力ある事業所づくり

現行の融資制度を推進し、町内事業者の事業拡大や設備投資などの支援を行う。

○農地の有効利用と農業基盤整備

農業用水路、ため池等、農業基盤の計画的な整備に取り組む。

○農業の担い手の育成支援

農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図る。

○道路付属物等の整備

既存の橋梁や道路照明灯等の道路付属物のうち、橋梁については、個別施設計画に基づき大規模倒壊や崩落の防止に努める。また、その他の道路照明灯や道路反射鏡等については、定期的な点検結果をもとに倒壊の危険性があるものから改修・補強に努める。

○都市基盤施設等の整備

市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備など防災に配慮した事業を検討する。

○幹線道路の整備

重要な役割を担っている幹線道路について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう必要に応じて国、県に要請する。

○生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難行動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。既存道路については、災害時に起こりうる問題等を把握し、必要に応じて歩道及び排水施設等の整備を検討するとともに、適切な維持、管理に努める。

○河川施設の管理、整備

河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要請するとともに、その推進に協力する。

○水防体制の強化

消防団、関係機関と連携し、浸水等による水害を最小限に留めるため、水防体制の強化に努める。

○土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域や浸水想定区域に指定された区域の住民に対して、避難確保のため必要な情報を広報紙や土砂災害及びハザードマップ等により周知し、警戒避難体制の確立を図る。

○空家対策

住環境の改善、安心・安全のまちづくりを推進するため、町内の老朽危険家屋等の解体に対して解体工事費を補助する。

○下水道施設

管路破断被害及び機能不全等を防止するため、下水道施設の設計及び施工にあたっては、耐震性の確保に努める。

○農業の担い手の育成支援

農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図る。

⑤一戸町過疎地域持続的発展計画

【計画期間】

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間

【地域の持続的発展の基本方針】

一戸町総合計画基本理念実現を基本方針として各分野にわたり事業を積極的に推進する。

基本理念：「みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち」

「みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち」

「みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち」

【地域の持続的発展のための基本目標】

①目指すべき将来の方向性、人口目標

- ・令和7年度の合計特殊出生率1.53、社会移動の差ゼロを目指す

②将来を担う人材を育むまちづくり

- ・学校の内外で協力しあう学習支援、キャリア教育の充実、スポーツ少年団や生涯学習などの活動を通じた豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成

③人が集まり地域が活力にあふれるまちづくり

- ・移住・定住や地域資源を活用した交流の拡大、自治会等の行事や地域活動の活性化

④産業の振興と仕事を創出するまちづくり

- ・後継者の育成、商品の磨き上げや販路拡大

⑤歴史や文化を活かすまちづくり

- ・御所野遺跡や旧朴館家住宅等の有形文化財や神楽等の無形文化財の保存、伝統工芸の継承

⑥元気で健やかに暮らせるまちづくり

- ・医療の確保、社会福祉や子育て支援の充実、地域での健康活動の向上

⑦生活しやすい環境が充実するまちづくり

- ・道路、情報通信基盤、上下水道等のハード面の整備、ごみ処理、交通、消防防災体制等のソフト面の整備

⑥一戸町公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月策定 令和 4 年 3 月改訂）

【計画期間】

令和 4 年度から令和 13 年度までの概ね 10 年間

【用途別の施設管理に関する基本的な方針】

○公共建築物

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
1	学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育系施設の延床面積は 41,762.7 m²であり、公共建築物のうち 28.8%を占めます。 ・学校教育系施設で築 30 年以上が経過した施設は 25,257.6 m²（49 棟）あり、学校教育系施設のうち 60.5%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校施設等長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修や予防保全型の修繕を実施し、現状の施設の長期利用を推進します。 ・小・中学校施設の統廃合について、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、今後の施設のあり方を検討します。
2	町民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・町民文化系施設の延床面積は 14,304.0 m²であり、公共建築物のうち 9.9%を占めます。 ・町民文化系施設で築 30 年以上が経過した施設は 10,609.1 m²（19 棟）あり、町民文化系施設のうち 74.9%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ・地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付け、移管等を含めて検討します。 ・「教育施設等維持管理計画」に基づき計画的な修繕を行うなど、適正な管理に努めます。
3	子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設の延床面積は 3,683.8 m²であり、公共建築物のうち 2.5%を占めます。 ・子育て支援施設で築 30 年以上が経過した施設は 2,949.8 m²（12 棟）あり、子育て支援施設のうち 80.1%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代に必要とされる施設で効率的な維持管理・運営、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を推進します。 ・一部施設については、統合や用途の見直しを行い、適正な管理を実施します。
4	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・産業系施設の延床面積は 20,597.1 m²であり、公共建築物のうち 14.2%を占めます。 ・産業系施設で築 30 年以上が経過した施設は 8,021.4 m²（30 棟）あり、産業系施設のうち 40.1%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討し効率的な維持管理・運営を推進します。 ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
5	行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施設の延床面積は 9,608.5 m²であり、公共建築物のうち 6.6%を占めます。 ・行政施設で築 30 年以上が経過した施設は 6,388.0 m²（25 棟）あり、行政施設のうち 66.5%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ・各消防屯所については、地域の意見を確認しながら、統合を検討していきます。 ・いずれも町民生活に必要な施設で効率的な維持管理・運営を推進します。

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
6	スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設の延床面積は 16,396.3 m²であり、公共建築物のうち 11.3%を占めます。 ・スポーツ・レクリエーション施設で築 30 年以上が経過した施設は 4709.3 m² (27 棟) あり、スポーツ・レクリエーション施設のうち 28.7%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、「教育施設等維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ・「奥中山高原施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化改修や予防保全型の修繕を実施し、施設の長期利用を推進します。 ・耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。
7	保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉施設の延床面積は 9,224.8 m²であり、公共建築物のうち 6.4%を占めます。 ・保健・福祉施設で築 30 年以上が経過した施設は 1,297.0 m² (4 棟) あり、保健・福祉施設のうち 14.1%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ・町民ニーズを踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設の計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。
8	町営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅の延床面積は 5,999.1 m²であり、公共建築物のうち 4.1%を占めます。 ・町営住宅で築 30 年以上が経過した施設は 2,377.0 m² (26 棟) あり、町営住宅のうち 39.6%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 ・点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
9	子育て支援住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援住宅の延床面積は 3,709.4 m²であり、公共建築物のうち 2.6%を占めます。 ・子育て支援住宅で築 30 年以上が経過した施設は 2,655.9 m² (4 棟) あり、子育て支援住宅のうち 71.6%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
10	歴史的建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の延床面積は 1,116.4 m²であり、公共建築物のうち 0.8%を占めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の延床面積は 14,606.5 m²であり、公共建築物のうち 10.1%を占めます。 ・その他築 30 年以上が経過した施設は 13,786.6 m² (54 棟) あり、その他のうち 97.0%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ・普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 ・廃止対象の建築物は、建築物の解体、跡地の売却又は有効活用方策の検討などを進めます。
12	インフラ関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ施設の延床面積は 3,936.4 m²であり、公共建築物のうち 2.7%を占めます。 ・インフラ施設の築 30 年以上が経過した施設は 1,864.5 m² (25 棟) あり、インフラ施設のうち 47.4%を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活に必要な施設で予防保全に努め、効率的な維持管理・運営を推進します。

○インフラ資産

施設用途		現状及び課題等	町の施設管理に関する基本方針
1	道路	総延長は、約 413km です。 総面積は、約 216 万㎡です。	<ul style="list-style-type: none"> ・事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。
2	橋りょう	全数量は、118 橋です。 総面積は、約 10,846 ㎡です。 ※整備後 30 年以上が 62%超です。	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の橋りょう定期点検を計画的に実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく適正な維持管理を推進します。
3	上水道施設	総延長は、約 242km です。 ※整備後 30 年以上が約 48%超です。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、安定した給水の確保を図ります。 ・「水道事業アセットマネジメント」の基準更新周期による更新需要に基づき、計画的な維持管理を推進し、効率的な運用を推進します。
4	下水道施設	総延長は、約 54km です。 ※下水道管路は比較的新しく、今後 10 年以内に築 30 年を迎えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。 ・「下水道ストックマネジメント計画」による長期的な修繕や改築を進めていきます。 ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。
5	光ファイバー	総延長は約 128km です。 ※平成 23 年以降に整備されており比較的新しい施設です。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。

⑦一戸町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（令和5年11月）

【計画期間】

令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間

【将来像】

持続可能な 地域資源の循環で未来を拓くまち いちのへ

【基本方針】

基本方針1 省エネルギー対策の推進

○公共交通機関等の利用促進

町の実情に応じたコミュニティバスやデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進し、町民の利用促進について普及啓発を行います。

○環境負荷の低減に向けたまちづくりの推進

適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進します。

基本方針2 再生可能エネルギー導入促進

○再生可能エネルギー供給企業の立地促進

再エネポテンシャルの高さや優位性を発電事業を行う町外企業へPRし、誘致を促進します。

○人材の育成支援と就業支援

発電事業や熱供給事業、燃料供給事業等を担う人材の育成を支援します。また、再生可能エネルギー供給企業とのマッチングや、幅広い人々が副業的に再エネ事業に関わることを支援します。

○再生可能エネルギー利用企業の立地促進

規制面で優遇された特区設立なども検討しながら、再エネを利用したい町外企業に対して情報提供や支援を行うことにより、誘致を促進します。

基本方針3 吸収源対策

○町民や事業者の参加による森林づくりの推進

森林の持つ公益的機能や、林業に対する理解の醸成を図るとともに、地域住民や企業などの地域力、民間活力を活かした森林整備を促進します。

基本方針4 多様な手法による地球温暖化対策の推進

○環境学習の推進

来訪者などに環境学習のコンテンツを盛り込んだ御所野遺跡等、町内を巡るエコツアーリズムを展開し、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

⑧一戸町空家等対策計画（令和2年3月）

【計画期間】

令和4年度から令和13年度までの概ね10年間

【空家等対策に関する基本方針】

基本方針1 空家等の発生予防と適切な維持管理

基本方針2 悪影響を与える特定空家等への円滑な対応の実施

基本方針3 貴重な資源である空家等や空家等除却後の跡地の有効活用への取り組み

基本方針4 継続的な空家等の把握と体制整備

【今後実施を検討する事業】

- ・空き家バンク
- ・農地付き空き家・空き家バンク
- ・移住、交流体験施設等への空家等の転用
- ・空家等除却後の跡地有効活用の促進

⑨道路の整備に関するプログラム（平成31年3月）

【計画期間】

2019年度～2026年度（7年間）

【道路整備の基本方針】

■地域の実表に応じた道路の整備

道路、情報通信基盤、上下水道等のハード面の整備、ごみ処理、交通、消防防災体制等のソフト面の整備に取り組み、生活しやすい環境が充実するまちづくりを進めます。

⑩一戸町景観計画（平成 25 年 4 月）

【景観づくりの基本理念】

- (1) 良好な景観は、町民共通の資産として、現在及び将来の町民が享受できるように整備及び保全を図ります。
- (2) 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全を図ります。
- (3) 良好な景観は、地域固有の特性と密接に結びついているものであることから、地域住民の意向を踏まえ、地域固有の特性を尊重し、個性や特色を伸ばせるよう、多様な形成を図ります。
- (4) 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力の向上と活性化に繋がるよう、町、事業者及び町民の適切な役割分担と協働の下、一体的に取り組みます。
- (5) 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創りあげていくことも含むものであることを旨として進めます。

【景観づくりの目標像】

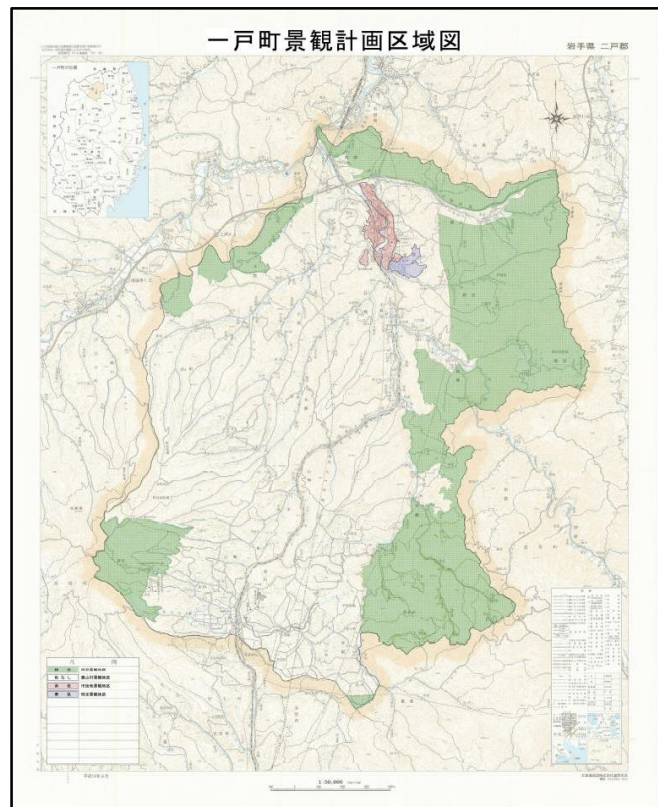
豊かな自然と歴史、文化が薫り
生きる喜びと誇りを持てるふるさと
いちのへ

【景観づくりの基本目標】

- (1) 自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会
- (2) 文化的な豊かさを感じることができる生活環境
- (3) 活力ある地域社会

【良好な景観形成の推進のための取り組み】

- ① 景観づくりにかかる普及啓発
- ② 景観資産等を活かした景観づくりの推進
- ③ 景観づくりを進めるための体制づくり
- ④ 景観法や関連制度・活動等の効果的な活用や連携



第2節 将来の見通し

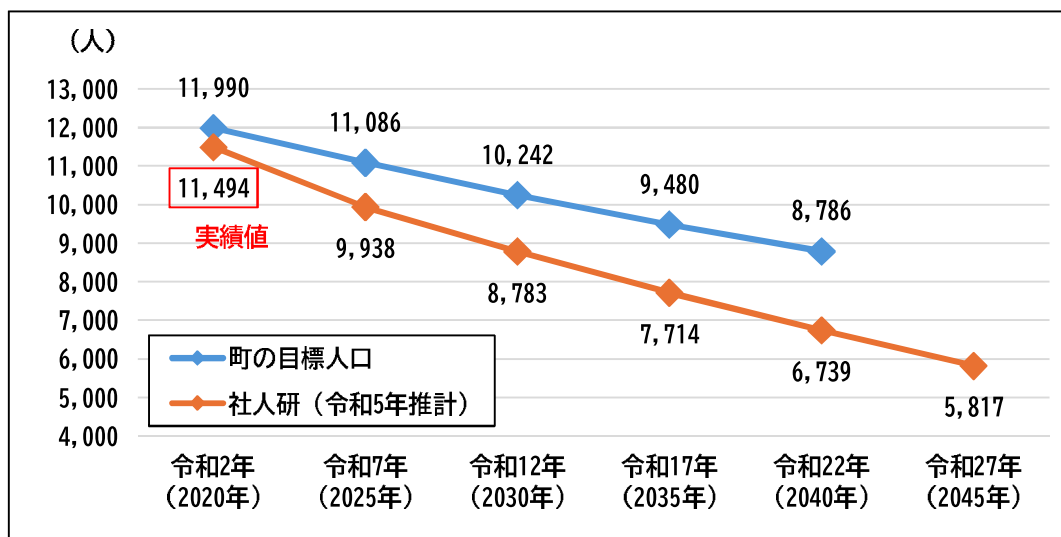
1. 将来人口

■将来的にも人口減少が続くものと見込まれる

- 国立社会保障・人口問題研究所による一戸町の人口推計結果をみると、今後も人口減少が続き、令和22年（2040年）では6,739人、令和27年（2045年）では5,817人まで減少するものと見込まれています。
- 「一戸町人口ビジョン・総合戦略」（平成28年3月策定）では、将来の人口減少を抑え、令和22年（2040年）の展望人口を8,786人としています。

※「一戸町人口ビジョン・総合戦略」（平成28年3月策定）では、令和27年（2045年）の目標人口について数値の記載なし。

図 人口の将来推計



出典：「一戸町人口ビジョン・総合戦略」（平成28年3月）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

第3節 分野別課題の整理

1. 人口動向

- 一戸町の人口は、減少傾向が続いています。
- コンパクトなまちづくりの実現に向けて、生活の拠点となる地区において、身近な商業施設、医療施設や福祉施設、子育て支援施設などを充実させる取り組みが求められています。
- 町全体の年少人口・生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあります。
- 人口は用途地域内に集積しており、用途地域外では小鳥谷駅周辺、奥中山高原駅周辺、鳥海地域の県道一戸浄法寺線沿いに集積がみられます。
- 将来的には用途地域内においても人口減少が見込まれています。



【人口動向に係る課題の抽出】

■人口減少、少子高齢化の現状を見据えたまちづくり

- ・市街地を維持するための適正な人口密度を確保していく必要があります。
- ・少子高齢化、生産年齢人口の減少を見据え、高齢者や子育て世代の生活を支援するまちづくりを進めていく必要があります。
- ・更なる少子高齢化を見据え、都市機能の適正誘導を図っていく必要があります。
- ・小鳥谷駅周辺、奥中山高原駅周辺、鳥海地域の県道一戸浄法寺線沿いの既存集落の生活環境・地域コミュニティを維持していく必要があります。

2. 都市機能施設（土地利用・都市施設等）

- 高齢者や障害者、子育て世代など誰でも不自由なく暮らせるための施設を充実させることが求められています。
- 公共施設などの日常生活の利便性に寄与する都市機能施設は、用途地域内に集積しています。
- 介護福祉施設等および商業施設は、用途地域外では奥中山高原駅周辺に集積しています。
- 教育文化施設は、町全体に分布しています。



【都市機能施設に係る課題の抽出】

■都市機能・生活利便施設が集積する中心地づくり

- ・中心拠点への住環境の整った住宅地を確保していく必要があります。
- ・中心拠点としての役割を維持するため、都市機能施設・サービスの低下を抑制していく必要があります。
- ・居住や生活利便性に寄与する施設の立地を適正に誘導し、中心拠点のにぎわい・活力を創出していく必要があります。

■既存集落の生活環境の維持

- ・既存集落においても公共サービスや医療などのサービスの低下を抑制し、住み慣れた地域で暮らし続けられるように生活環境を維持していく必要があります。

3. 公共交通

- 町の中心を東北新幹線と IGR いわて銀河鉄道が南北に通っています。
- 公共交通の充実は、特に小鳥谷地域で求められています。
- 民間の路線バスが中心拠点と既存集落を結ぶように運行されています。
- デマンド型交通いちのへ「いくべ号」が町全域をカバーしています。
- 一戸都市計画区域マスタープラン（平成 16 年 5 月）では、地域連携と交流の時代にふさわしい総合的な道路・交通ネットワークの確立に向けた交通施設の整備方針が位置づけられています。



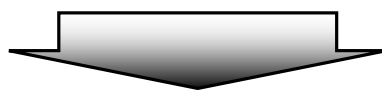
【公共交通に係る課題の抽出】

■公共交通網の維持、ネットワークの再構築

- ・利用者ニーズの変化に対応した公共交通手段（デマンド型交通）を拡充していく必要があります。
- ・中心地と既存集落を効率的にネットワークする公共交通網を形成する必要があります。
- ・自動運転移動サービス活用実証実験運行の動向を注視しつつ、新たな交通ネットワークの構築を検討する必要があります。

4. 防災

- 将来的に災害に強い地区となることは、特に小鳥谷地域で求められています。
- 居住を誘導する区域から原則除外する土砂災害特別警戒区域が用途地域内に指定されています。
- 2階建て住宅では垂直避難が難しくなる3.0m以上の浸水想定区域が用途地域内や姉帯地区に指定されています。
- 家屋等氾濫想定区域（河岸浸食、氾濫流）が用途地域内や姉帯地区に指定されています。
- 一戸町国土強靱化地域計画（令和3年3月）には、水害・土砂災害防止体制の整備、市街地の浸水被害等を防止するための浸水対策、安心・安全のまちづくりを推進するための空き家対策等が位置づけられています。
- 一戸町空家等対策計画（令和2年3月）では、今後実施を検討する事業として、空き家バンク（令和5年度要綱制定済）や空家等除却後の跡地有効活用の促進が挙げられています。



【防災に係る課題の抽出】

■災害リスクに対応する中心拠点づくり

- ・中心拠点の浸水想定や土砂災害に対応した防災まちづくりを進めていく必要があります。
- ・安全性の高い市街地への適正な居住誘導と都市機能の配置を検討していく必要があります。
- ・空き家対策の強化により、住環境の改善、安心・安全のまちづくりを推進していく必要があります。

5. 財政

- 一戸町の財政状況は歳入超過となっています。
- 歳出のうち、人件費、扶助費、災害復旧事業費、物件費等が長期的にみて増加傾向にあります。
- 少子高齢化、人口減少、自然災害への備え、物価高騰への対応が求められています。
- 一戸町総合計画後期基本計画（令和5年3月）には、子育て支援および高齢者福祉の充実、安全安心な生活の実現、社会基盤施設の整備等が位置づけられています。
- 一戸町公共施設等総合管理計画（平成28年12月策定 令和4年3月改訂）では、学校教育施設の長期利用の推進や、行政施設の計画的な維持管理等の方針が位置づけられています。



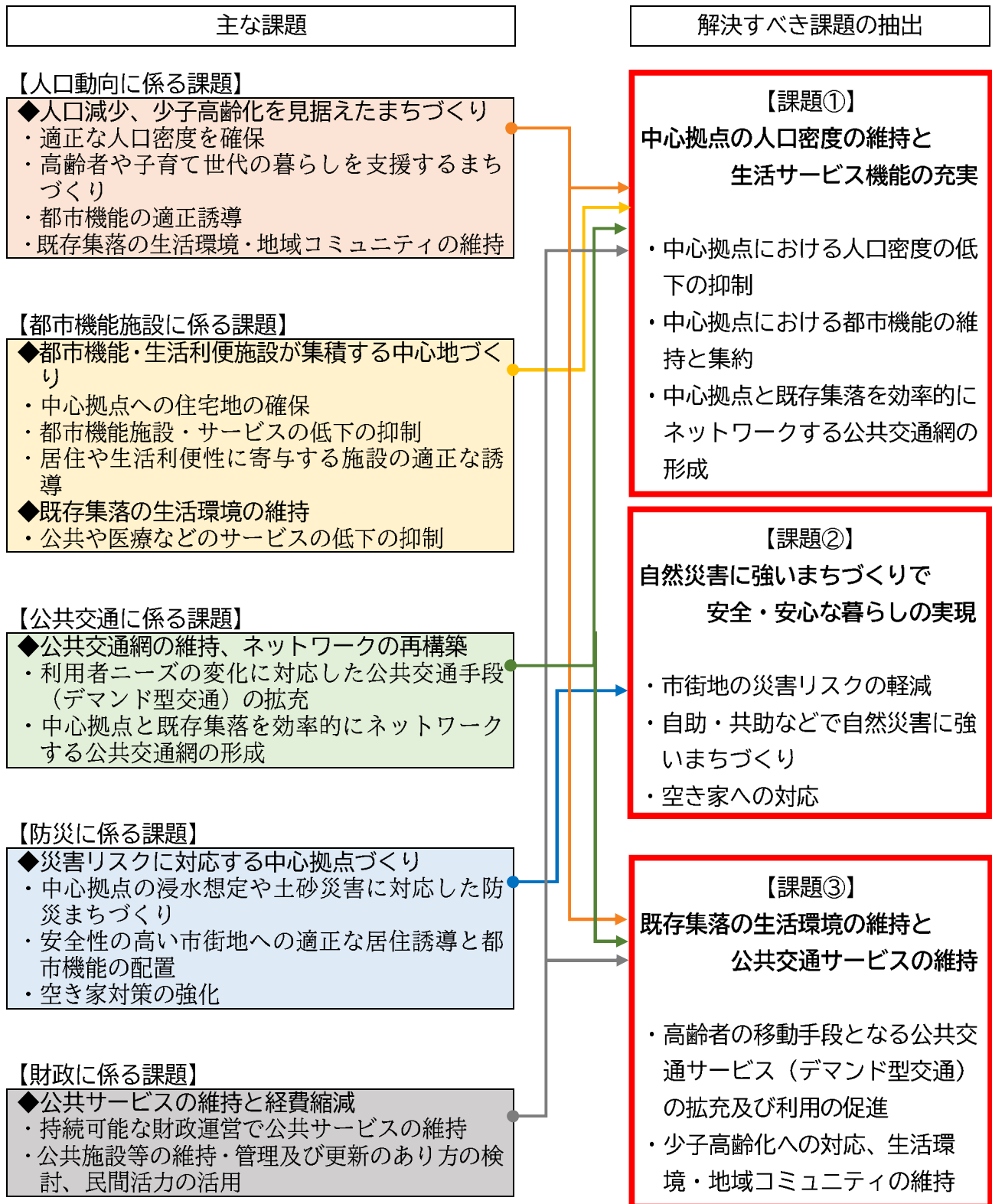
【財政に係る課題の抽出】

■公共サービスの維持と経費縮減

- ・自主財源の確保を図りながら、生活に必要な町民サービスを安定的に提供し続けられるように、持続可能な財政運営を図る必要があります。
- ・公共施設等の維持・管理及び更新のあり方の検討や、民間活力の活用について検討していく必要があります。

第4節 解決すべき課題の抽出

これまでの現況分析及び課題の整理を踏まえ、本計画において解決すべき課題を整理します。



第4章 立地適正化計画の基本的な方針等

第1節 まちづくりの方針（ターゲット）

現状及び将来の見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、本計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）を以下に設定します。

【まちづくりの方針1】

新しい時代に対応した多極ネットワーク型コンパクトシティづくり

- ・中心拠点の都市機能を維持・誘導することにより、中心拠点にふさわしいまちなかづくりに取り組みます。
- ・公共交通などのネットワークの充実により、すべての町民が利用しやすく、町外からの利用者の流入も期待される新たな拠点の形成を目指します。

【まちづくりの方針2】

自然災害に強い安全・安心なまちづくり

- ・ハザードエリアに該当する地域では減災を図るため、住民や事業者等の防災意識を高めるとともに、避難体制の整備を図り、自助・共助を促進します。
- ・災害リスク情報の提供等により、災害リスクエリアへの居住抑制を図ります。

【まちづくりの方針3】

高齢者や子育て世代が暮らしやすい居住環境づくり

- ・福祉の増進、地域コミュニティの維持、健康づくり等により生活が充実し、住み慣れた地域で快適に暮らし続けることができる居住環境の維持及び向上を図ります。

第2節 目指すべき都市の骨格構造の検討

本計画における将来の骨格構造は、一戸町都市計画マスタープランに位置づけられた将来都市構造を基本として、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を踏まえて検討します。

都市の骨格構造は「拠点」と「軸」で構成します。一戸町の都市機能が集積する中心拠点と、集落のコミュニティを維持する地域拠点、そのほか地域の特性を生かした拠点を位置づけるとともに、都市の骨格を担う都市軸で有機的に結ぶことにより、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を図ります。

1. 拠点の設定

① 中心拠点

一戸駅周辺の市街地を位置づけます。

一戸町の広域的な玄関口としてふさわしい、賑わいのある都市拠点の形成を図ります。

② 地域拠点

比較的まとまりのある集落が形成されている鳥海、小鳥谷、奥中山を位置づけます。

各集落のコミュニティを維持するとともに町民の日常生活を支える機能を集約し、町の中心部や周辺集落と連絡する公共交通の確保を図ります。

③ スポーツ拠点

広域的な大会などにも対応できるスポーツ拠点として、一戸町総合運動公園を位置づけます。

④ 歴史拠点

一戸町の歴史資源を代表し、全国的にも名高い歴史拠点として、御所野遺跡、旧朴館家住宅、奥州街道、浪打峠の交叉層、実相寺のイチョウ、根反の大珪化木、姉帯・小鳥谷・根反の珪化木地帯、藤島のフジ、姉帯城跡、鳥越山を位置づけます。

⑤ 観光拠点

スキーや温泉が楽しめ、美しい高原風景のある自然レクリエーションの観光拠点として、高森高原と奥中山高原を位置づけます。

2. 都市軸の設定

① 広域交流軸

周辺市町村や盛岡、八戸など広域的な地域との交流を図る広域交流軸として、東北自動車道、国道4号、IGRいわて銀河鉄道を位置づけます。

② 地域連携軸

中心拠点と地域拠点、あるいは地域拠点間の連携強化を図る地域連携軸として、主要地方道一戸山形線、主要地方道一戸葛巻線、主要地方道葛巻日影線、県道二戸一戸線、県道一戸浄法寺線を位置づけます。

3. ゾーンの設定

① 自然共生ゾーン

市街地や集落地周辺の農地が広がる地域を自然共生ゾーンと位置づけます。

生活に密着した身近な自然を保全し、人々の暮らしと地域が育んだ文化の積み重ねに町民が誇りを持ち、世代や地域を超えた交流を図ります。

② 自然保全ゾーン

自然共生ゾーン以外の、主に森林が広がる地域を自然保全ゾーンと位置づけます。

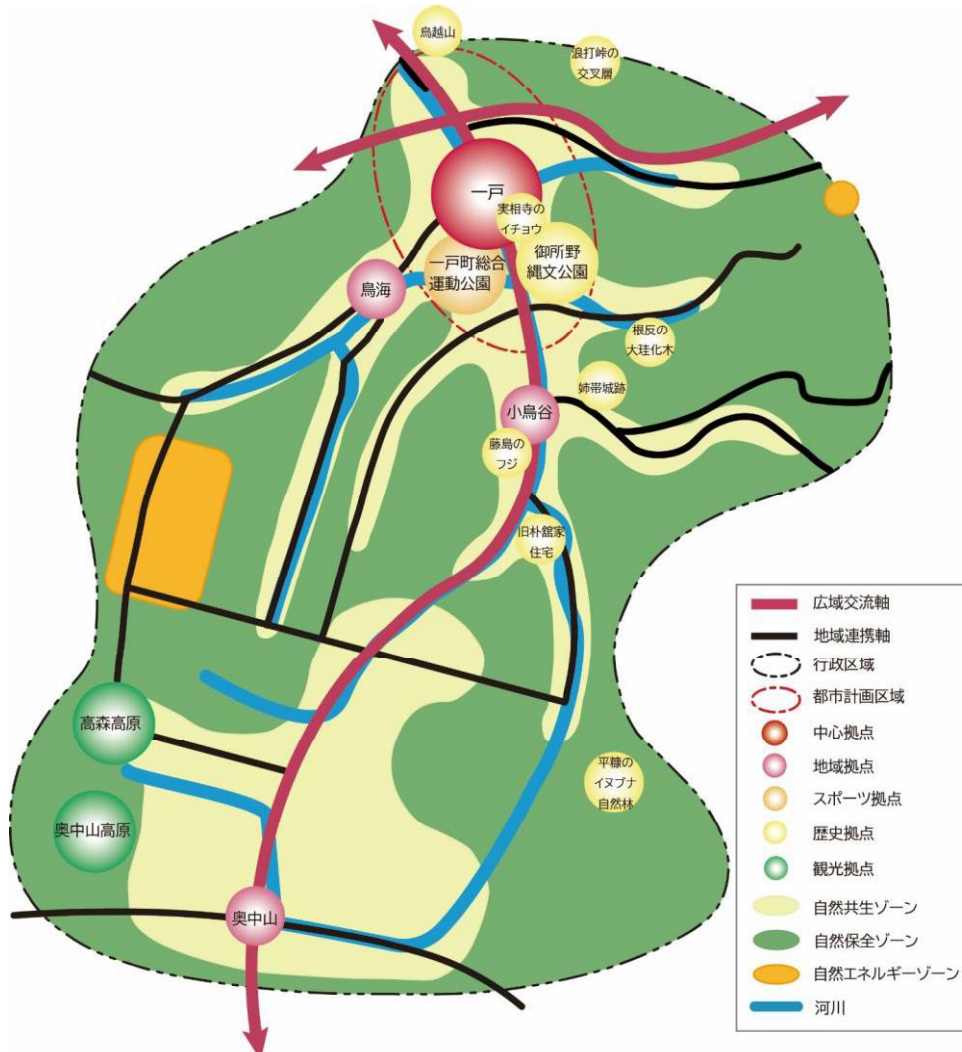
縄文時代から受け継ぐ豊かな自然を保全し、その自然から発せられる恵みの享受と継承を図ります。

③ 自然エネルギーゾーン

蓄電池を併設した大規模風力発電所である高森高原風力発電所及び JRE 折爪岳南第一風力発電所周辺を位置づけます。

自然環境の保全、景観への配慮、環境学習の場の提供などにより地域へ貢献し、地域資源・人材・資金を循環させた対策を講じて新たな地域振興と活性化を図ります。

図 都市計画マスタープランの骨格構造図



第3節 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討

立地適正化計画における課題の解決及びまちづくり方針を進めていくための施策・誘導の方針を以下のとおり設定します。

【まちづくりの方針1】

新しい時代に対応した多極ネットワーク型コンパクトシティづくり

- ・中心拠点の都市機能を維持・誘導することにより、中心拠点にふさわしいまちなかづくりに取り組みます。
- ・公共交通などのネットワークの充実により、すべての町民が利用しやすく、町外からの利用者の流入も期待される新たな拠点の形成を目指します。



【施策・誘導方針1】

中心拠点のにぎわいの形成

○中心拠点の多様な機能の維持・充実

- ・中心拠点への施設の集約化を維持するとともに、新たな交流や活力の創出により市街地の魅力を向上させ、町民や観光客などが集まる空間の形成を図ります。
- ・一戸駅周辺の土地利用を促進することにより、都市機能施設を集約し、徒歩でも日常生活に必要な施設を利用できるまちづくりを行います。

○公共交通ネットワークの維持

- ・中心拠点と既存集落との連携を維持するため、利用者ニーズの変化に対応した公共交通手段の維持・充実を図り、自動運転移動サービスの導入を検討します。

【まちづくりの方針2】

自然災害に強い安全・安心なまちづくり

- ・ハザードエリアに該当する地域では減災を図るため、住民や事業者等の防災意識を高めるとともに、避難体制の整備を図り、自助・共助を促進します。
- ・災害リスク情報の提供等により、災害リスクエリアへの居住抑制を図ります。

【施策・誘導方針2】

自然災害に対応した災害に強いまちの推進

○河川の浸水対策の強化

- ・中心拠点は、浸水想定区域と家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていることから、河川の改修、防災意識の向上、避難体制の整備などの推進を図ります。

○地域住民が主体となった持続的な防災取組体制の形成

- ・地域住民自らが主体となった自主防災組織の形成により、防災情報の周知、防災訓練の実施や避難体制の形成を図ります。

○空き家の適正管理・利活用による地域コミュニティづくり

- ・倒壊、屋根・外壁の落下及び火災発生のおそれが想定される空き家を、誰でも気軽に利用できる居場所や避難所に活用し、地域コミュニティによる協力体制の構築を図ります。

【まちづくりの方針3】

高齢者や子育て世代が暮らしやすい居住環境づくり

- ・福祉の増進、地域コミュニティの維持、健康づくり等により生活が充実し、住み慣れた地域で快適に暮らし続けることができる居住環境の維持及び向上を図ります。

【施策・誘導方針3】

多世代が快適に暮らせる生活環境づくり

○医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の維持

- ・住み慣れた地域で最期のときまで生活できるよう、医療と介護が連携して提供できる体制を維持整備します。

○子育て世代が集える空間の形成、世代間交流の場の創出

- ・人口流出の抑制や一戸町への子育て世代の移住定住を促進するため、子育て世代が集える空間を維持・創出し、子どもから高齢者まで多世代が交流できる場の活用を図ります。